

浦安市高齢者保健福祉計画及び 第8期浦安市介護保険事業計画



令和3年3月
浦安市

はじめに

令和2年(2020)から続く新型コロナウイルスの感染拡大により、私たちの生活は一変し、社会機能やあらゆる年代の生活場面にまで大きな影響を与えています。感染拡大を防ぐために、人と人との接触の機会を減らすこととなり、多くの社会活動が停止されました。特に高齢者の皆さまにとっては、感染により重症化する可能性が高いことから、できる限り感染機会を低減させることが必要です。



一方で、高齢者の通いの場の停止や外出の自粛、家族や友人等の親しい人との交流の機会の減少等により、心身機能が低下し、社会的な孤立を招くおそれがあります。

このような状況の中で、人がつながり、高齢者が安心して生き生きと暮らすことができる地域社会を目指して、「高齢者保健福祉計画」の見直しと、令和3年度からの3か年を計画期間とする「第8期介護保険事業計画」の策定を行いました。

本計画では、「地域包括ケアシステム」を深化・充実させるために、相談支援の中核である地域包括支援センターの機能を強化し、地域ケア会議や地域包括ケアネットワークの構築、介護予防の取り組みの充実、認知症対策等の推進を図ります。また、少子高齢化が進む現状から将来的に介護人材の不足も懸念されることから、地域の様々な活動を行っている皆さまと地域課題を共有し、住民主体の支え合いを創出できる体制づくりを推進します。さらに、生涯、住み慣れた浦安で過ごしていただくために、認知症グループホーム及び小規模多機能型居宅介護の地域密着型サービスの整備を行います。本計画を推進することによって、市民の皆さまが誰一人取り残されることなく、地域で包摂される地域共生社会の実現に近づくものと信じています。

結びに、本計画の策定にあたり、高齢者実態調査、日常生活圏域ニーズ調査、介護保険事業計画策定に伴う基礎調査への回答等、ご協力くださいました皆さま、並びに貴重なご意見をいただきました浦安市介護保険運営協議会委員各位をはじめとする関係者の皆さまに心から感謝申し上げますとともに、今後とも本市の高齢者施策に対し、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

浦安市長 内田悦嗣

| | |
|--|----|
| 第1部 総論..... | 1 |
| 第1章 計画の基本的な考え方..... | 1 |
| 第1節 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| 第2節 計画の法的根拠 | 2 |
| 第3節 計画の位置づけ | 3 |
| 第4節 計画期間 | 4 |
| 第5節 計画の策定体制 | 5 |
| (1) 浦安市介護保険運営協議会等における検討..... | 5 |
| (2) 市民の意識・意見の把握と反映..... | 5 |
| 第6節 計画の進行管理 | 6 |
| 第2章 高齢者に関わる現状と将来予測及び課題の整理 | 7 |
| 第1節 人口構造の推移と推計 | 7 |
| 1 人口構造の推移..... | 7 |
| 2 人口構造の将来推計..... | 9 |
| 第2節 高齢者のいる世帯の状況..... | 14 |
| 1 高齢者世帯の状況 | 14 |
| 第3節 本市の地域資源 | 15 |
| 1 本市におけるサービスの配置状況..... | 15 |
| 2 在宅療養を行う医療機関の配置状況 | 20 |
| 第4節 前期計画（平成30～令和2年度）の評価..... | 21 |
| 第5節 近年の主な制度改正等の動向..... | 22 |
| (1) 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2（2020）年6月成立） | 22 |
| (2) 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法の一部を改正する法律（令和2（2020）年4月施行） | 23 |
| (3) 認知症施策推進大綱（令和元（2019）年6月） | 24 |
| 第6節 本市の介護保険事業を取り巻く状況..... | 25 |
| (1) 第1号被保険者数の推移..... | 25 |
| (2) 要介護（要支援）認定者数の推移 | 26 |
| (3) 要介護（要支援）認定率の推移..... | 27 |
| (4) 第1号被保険者一人あたり保険給付月額 | 28 |
| 第7節 本市の高齢者福祉に関する現状と課題..... | 29 |
| 課題1 高齢者も地域の担い手として活動できる体制の構築が必要です | 29 |
| 課題2 地域の特性に応じた課題を抽出し、高齢者の生活を支援していく体制を整備していく必要があります | 29 |
| 課題3 相談支援体制の充実が必要です | 29 |
| 課題4 「保健事業」と「介護予防」を一体的に実施することが求められています | 30 |
| 課題5 より効果的な介護予防・日常生活支援総合事業の実施が必要です..... | 30 |
| 課題6 認知症に関する支援体制の充実を進めることが必要です | 30 |
| 課題7 その人が住み慣れた地域で生活を続けるために、在宅医療と介護の連携をより充実させることが必要です..... | 30 |

| | |
|---|-----------|
| 課題8 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために住まいの確保が重要です | 31 |
| 課題9 高齢者の権利擁護を促進します | 31 |
| 第3章 計画の基本理念と基本目標 | 32 |
| 第1節 総合計画での位置づけ | 32 |
| (1) 生涯にわたり健康で安心できる暮らしを実現する | 32 |
| (2) いつまでも生き生きと笑顔あふれる暮らしを創出する | 32 |
| (3) 多様性を認め合い心豊かになる暮らしを構築する | 32 |
| 第2節 基本理念 | 33 |
| 第3節 基本目標 | 34 |
| 基本目標1 高齢者を支える環境の整備 | 34 |
| 基本目標2 自分らしく豊かな生活を送るために（自立） | 34 |
| 基本目標3 健康を維持してよりよく生きていくために（総合事業・要支援） | 35 |
| 基本目標4 自分らしく安心して生活するために（要介護） | 35 |
| 第4節 重点施策 | 39 |
| 重点施策1 相談支援体制の充実（基本目標1） | 39 |
| 重点施策2 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保・担い手の養成（基本目標1） | 39 |
| 重点施策3 認知症対策の推進（基本目標1） | 40 |
| 重点施策4 健康づくり・保健事業の体系的な推進（基本目標2） | 41 |
| 介護予防の充実（基本目標3） | 41 |
| 重点施策5 住民主体の生活支援体制の充実（基本目標3） | 41 |
| 重点施策6 在宅医療と介護との連携（基本目標4） | 42 |
| 第5節 第8期計画期間中における各種会議の位置づけと役割 | 43 |
| (1) 各会議の内容と役割 | 43 |
| (2) 第8期における各会議体の位置づけと役割 | 44 |

| | |
|---------------|-----------|
| 第2部 各論 | 46 |
|---------------|-----------|

| | |
|---|-----------|
| 第1章 高齢者保健福祉計画 | 46 |
| 第1節 施策の展開 | 46 |
| 基本目標1 高齢者を支える環境の整備 | 46 |
| (1) 相談支援体制の充実 重点施策1 | 47 |
| (2) 地域との連携 | 51 |
| (3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保・担い手の養成 重点施策2 | 52 |
| (4) 認知症対策の推進 重点施策3 | 54 |
| (5) 住宅の整備 | 59 |
| (6) 外出しやすいまちづくり | 62 |
| (7) 適正な介護保険制度の充実と円滑な運営 | 64 |
| (8) 感染症対策の推進 | 66 |
| 基本目標2 自分らしく豊かな生活を送るために（自立） | 67 |
| (1) ボランティア活動・市民活動等の促進 | 68 |
| (2) 生涯学習・スポーツ活動の充実 | 69 |
| (3) 高齢者の居場所づくり | 73 |
| (4) 高齢者の就労支援の充実 | 75 |
| (5) 健康づくり・保健事業の体系的な推進 重点施策4 | 76 |
| 基本目標3 健康を維持してよりよく生きていくために（総合事業・要支援） | 80 |
| (1) 介護予防の充実 重点施策4 | 81 |

| | |
|---|------------|
| (2) 住民主体の生活支援体制の充実 重点施策5 | 85 |
| (3) 日常生活支援のためのサービスの充実..... | 87 |
| 基本目標4 自分らしく安心して生活するために（要介護）..... | 91 |
| (1) 在宅医療と介護との連携 重点施策6 | 92 |
| (2) 権利擁護の推進..... | 95 |
| (3) 在宅支援サービスの充実..... | 99 |
| (4) 介護者への支援を行うために..... | 101 |
| (5) 防災・防犯体制の整備..... | 103 |
| (6) 介護保険を支えるために..... | 106 |
| 第2節 事業の円滑な実施のための方策..... | 107 |
| (1) 市民への周知、情報提供の推進..... | 107 |
| (2) ICT等を活用した関係団体等との連携..... | 107 |
| (3) 近隣自治体との連携及び国、県との連携..... | 107 |
| 第2章 介護保険事業計画..... | 108 |
| 第1節 第8期介護保険事業計画の基本的な考え方..... | 108 |
| 1 介護保険事業計画の位置づけ..... | 108 |
| 2 計画策定の方向..... | 108 |
| 3 介護保険制度の概要..... | 108 |
| 4 介護保険サービス計画値（第7期計画）の検証..... | 109 |
| (1) 利用人数での比較..... | 109 |
| (2) 給付額からの比較..... | 110 |
| 第2節 被保険者数等の今後の見込み（令和3～5年度）..... | 111 |
| 1 介護サービス認定者数の推計..... | 111 |
| 2 介護サービス（要介護1～5）..... | 113 |
| 3 介護予防サービス（要支援1・2）..... | 114 |
| 4 介護施設等整備目標..... | 115 |
| 5 個別のサービスの需要..... | 116 |
| 第3節 総給付費、介護給付費・予防給付費の見込み..... | 137 |
| 第4節 標準給付費..... | 138 |
| 第5節 地域支援事業費等の見込み..... | 139 |
| 1 地域支援事業費等..... | 139 |
| 第6節 介護保険料の設定..... | 140 |
| 1 第1号被保険者の介護保険料..... | 140 |
| 第3部 資料編 | 143 |
| 1 浦安市介護保険運営協議会..... | 145 |
| (1) 浦安市介護保険条例（抜粋）..... | 145 |
| (2) 委員名簿..... | 146 |
| 2 浦安市介護保険条例施行規則（抜粋）..... | 147 |
| 3 浦安市高齢者保健福祉計画及び浦安市介護保険事業計画策定委員会設置要綱..... | 148 |
| 4 策定経緯..... | 150 |

第1部 総論

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の背景と趣旨

我が国では、令和7（2025）年にいわゆる団塊の世代が全て75歳以上に、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上に到達し、今後も高齢化が進むことが予想されています。それに伴い、要支援・要介護認定者や認知症高齢者など、支援が必要な高齢者がますます増加・多様化するとともに、現役世代の減少といった問題が顕在化することとなります。

これに対し、本市では、現計画である第7期計画（平成30年度～令和2年度）において、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）を本市の地域特性に合わせて深化・充実を図ってきました。さらに、介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、利用者負担割合の見直し等を行い、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の確保及び地域支援事業を実施してきました。

社会環境の変化により複雑化・複合化した高齢者の課題を解決するために、今後は包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備と併せ、地域包括ケアシステムの推進及び地域づくり等に一体的に取り組むことが重要で、その結果として地域共生社会（高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会をいう。以下同じ。）の実現が可能となります。

また、本市では令和7（2025）年に向けた地域包括ケアシステムの整備、さらには、地域性でもある開発により転入してきた団塊ジュニア世代等が高齢者となる令和22（2040）年までの本市の状況を見通しながら地域の状況を細やかに把握し、さらに、台風などの災害や感染症の発生など、社会情勢の変化を踏まえて、「浦安市高齢者保健福祉計画及び第8期浦安市介護保険事業計画」を定めます。

【参考】「達成度を測る指標」・各施策の「評価指標」の設定について

本計画策定時において、将来的な新型コロナウイルス感染症による影響を見通すことは困難なため、「達成度を測る指標」・各施策の「評価指標」の設定に際して新型コロナウイルス感染症による影響は反映していません。

第2節 計画の法的根拠

「浦安市高齢者保健福祉計画及び第8期浦安市介護保険事業計画」は、老人福祉法第20条の8第1項に基づき策定する「老人福祉計画」と、介護保険法第117条第1項の規定に基づき策定する「介護保険事業計画」の二つの計画を、老人福祉法20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき、一体的に策定するものです。

また、前回計画である「浦安市高齢者保健福祉計画及び第7期浦安市介護保険事業計画」を見直し、これまでの取組を評価・検証し、さらに国の基本指針を反映させ策定しました。

老人福祉法 第二十条の八

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。

3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

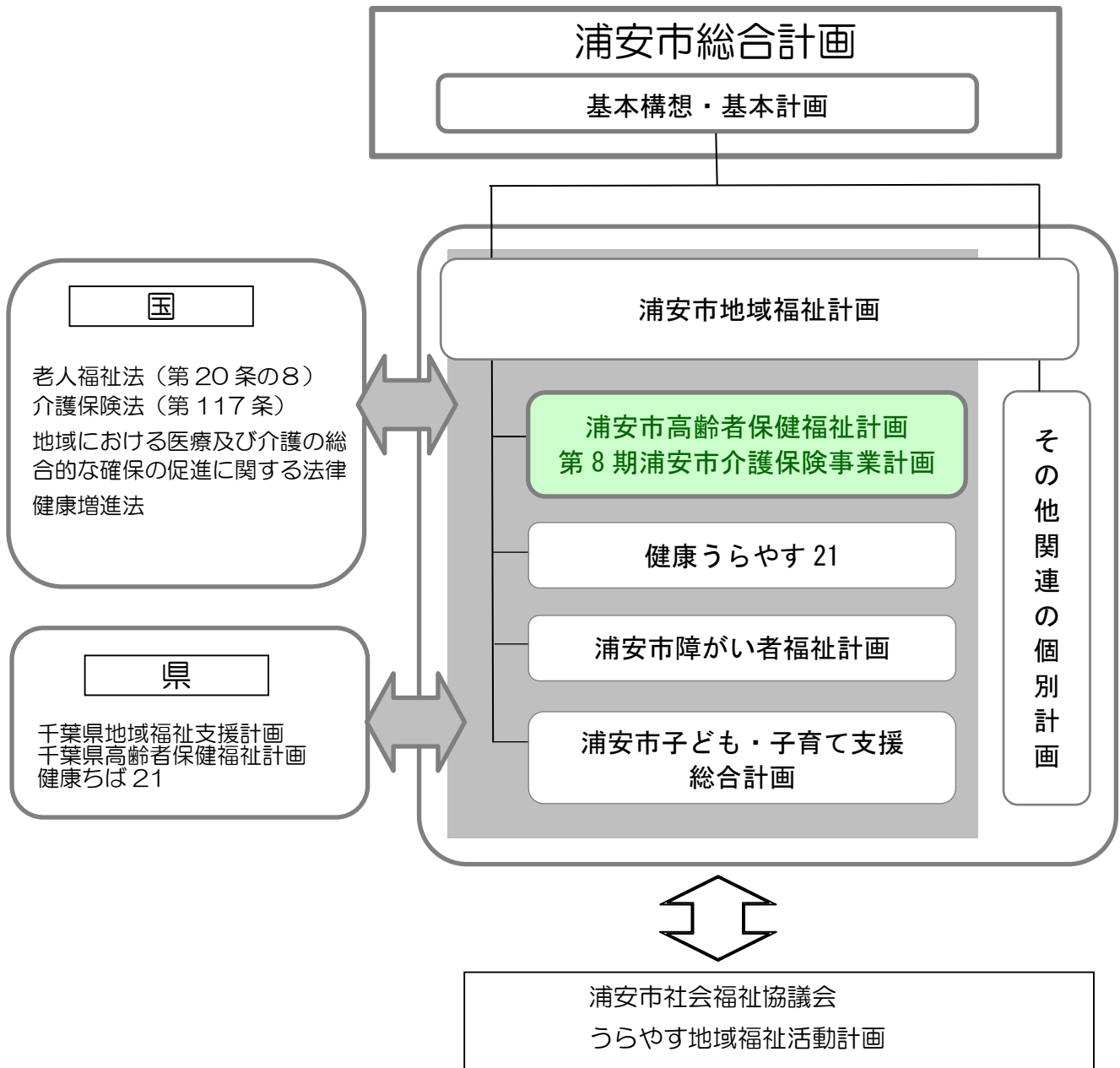
介護保険法第百十七条

市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、「浦安市総合計画」を最上位計画、「浦安市地域福祉計画」を福祉部門の上位計画とし、他の関連計画との整合を図りながら、高齢者施策を総合的、包括的に推進するためのものです。



第4節 計画期間

本計画は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とします。

あわせて、団塊世代が後期高齢者の仲間入りをする令和7（2025）年度及び団塊ジュニア世代が高齢者に達する令和22（2040）年度を見据えた中・長期的な視点に立った計画とします。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和22年度 | | |
|------|--------|----------------------|--------|--------|-------------|--------|--------|-------------|--------|--------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--|--|
| | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2040 | | |
| 計画期間 | 第4期計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 第5期計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 第6期計画 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 第7期計画 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | 第8期計画 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 第9期計画 | | | | | |
| | | 介護保険法 (改正 H21.5~) | | | (改正 H24.4~) | | | (改正 H27.4~) | | | (改正 H30.4~) | | | | | | | | | | |

第5節 計画の策定体制

(1) 浦安市介護保険運営協議会等における検討

本計画の策定に当たっては、庁内における高齢者保健福祉施策全体の調整を図るため、福祉部長を委員長とする「浦安市高齢者保健福祉計画及び浦安市介護保険事業計画策定委員会」を設置し、保健・福祉・社会参加等、計画の具体的な事項に関して各部門の意見や情報の集約を行いました。

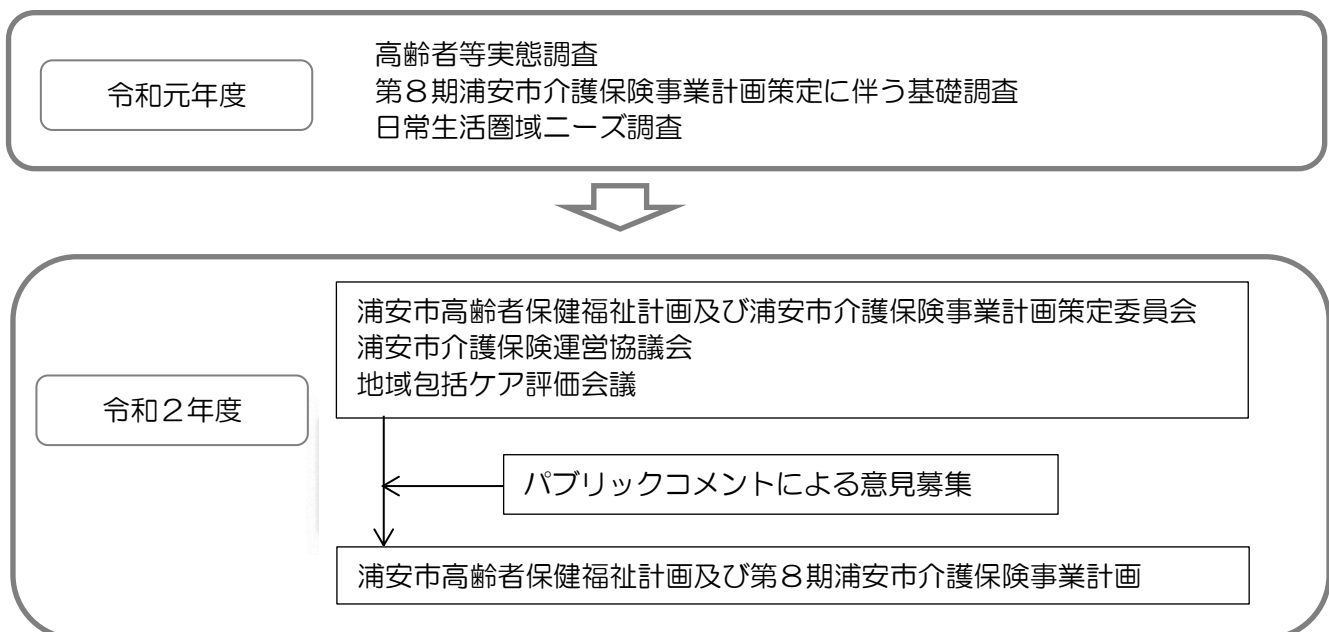
また、計画原案の作成にあたって関係各課と検討を重ねました。

その結果を踏まえ、被保険者、福祉関係者、保健・医療関係者、学識経験者ならびに公募による市民代表等で構成する「浦安市介護保険運営協議会」において、本市の高齢者保健福祉を取り巻く課題や今後の施策の方向性についての検討を重ね、計画策定に係る審議を行いました。

(2) 市民の意識・意見の把握と反映

本計画の策定に先立ち、令和元（2019）年12月から令和2（2020）年1月に、高齢者の日常生活や介護ニーズ、地域課題などを把握するため、「高齢者等実態調査」、「介護保険基礎調査」、「日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

また、本計画の素案については、令和2（2020）年12月20日から令和3（2021）年1月19日の期間に本市のホームページ等に内容を公表し、意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、市民の皆様からのご意見をいただき、本計画に反映させています。



第6節 計画の進行管理

本計画に基づく施策の進捗状況は、毎年度、市において点検・分析を行い浦安市介護保険運営協議会に報告し、意見を伺い評価します。

この評価結果に基づき、長期的な視点を踏まえつつ、必要に応じて施策の見直しを図るなど、PDCAサイクルを通して、本計画を適切に実施できるよう進行管理を行います。

また、この施策の進捗状況や評価に関する情報は、ホームページで市民に公表するなど、積極的に情報開示を行っていきます。

第2章 高齢者に関わる現状と将来予測及び課題の整理

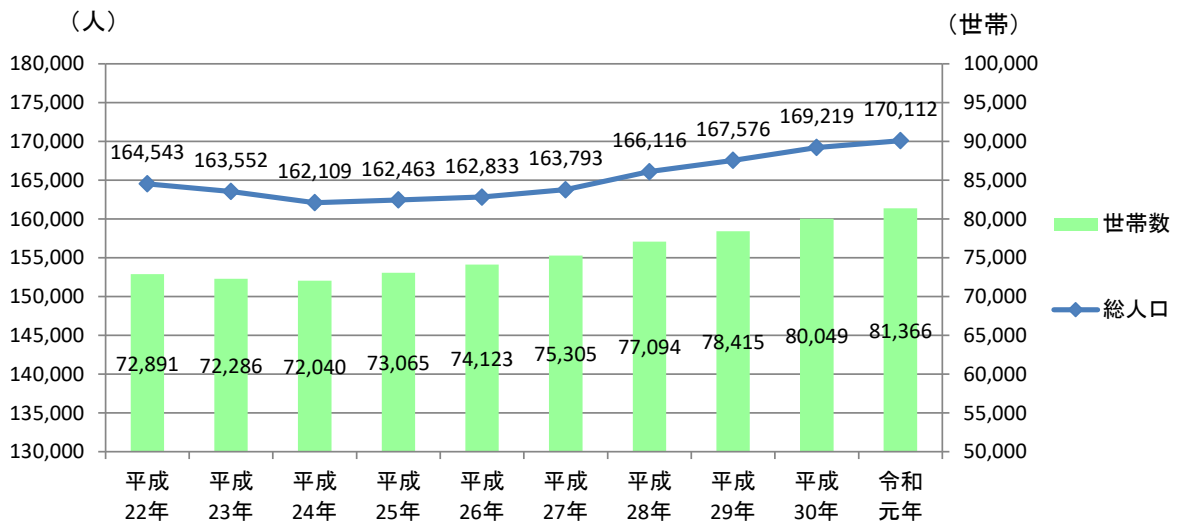
第1節 人口構造の推移と推計

1 人口構造の推移

本市の人口は、平成23年の東日本大震災後一時的に微減したものの、その後再度上昇に転じ、平成27年以降は人口の増加数が多くなっています。

年齢階層別で見ると、高齢化率自体は低いものの、65歳以上人口は増加しており、令和元年10月時点では高齢化率は17.4%となっています。

図1 本市における人口・世帯数の推移



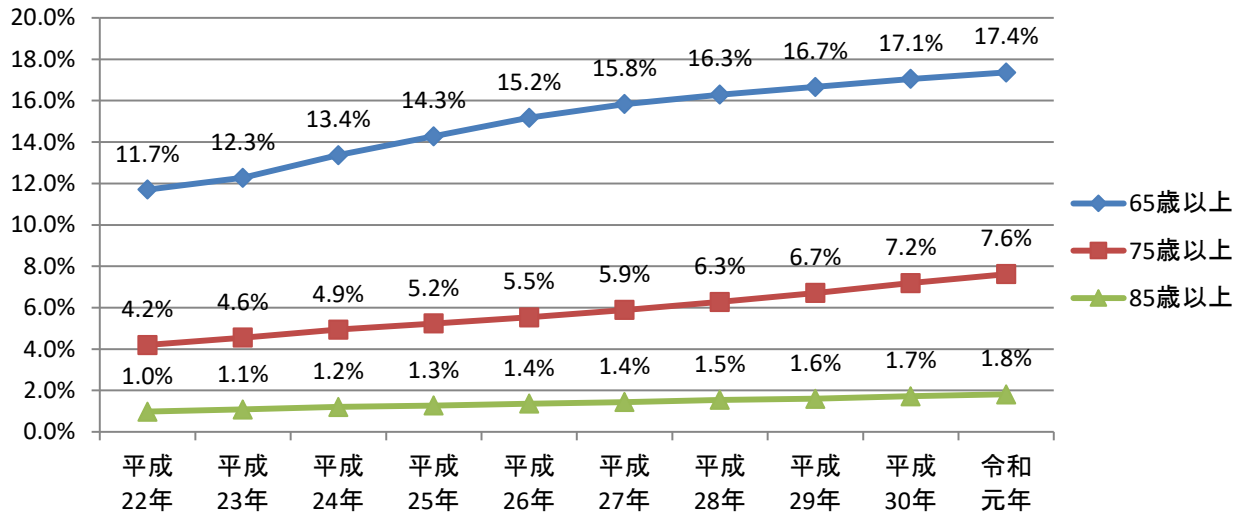
(人・%)

| | | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
|-------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口 | | 164,543 | 163,552 | 162,109 | 162,463 | 162,833 | 163,793 | 166,116 | 167,576 | 169,219 | 170,112 |
| 世帯数 | | 72,891 | 72,286 | 72,040 | 73,065 | 74,123 | 75,305 | 77,094 | 78,415 | 80,049 | 81,366 |
| 65歳以上 | 人口 | 19,258 | 20,071 | 21,674 | 23,194 | 24,710 | 25,945 | 27,069 | 27,920 | 28,855 | 29,530 |
| | 割合 | 11.7% | 12.3% | 13.4% | 14.3% | 15.2% | 15.8% | 16.3% | 16.7% | 17.1% | 17.4% |
| 75歳以上 | 人口 | 6,902 | 7,447 | 8,006 | 8,507 | 9,009 | 9,648 | 10,429 | 11,245 | 12,159 | 12,970 |
| | 割合 | 4.2% | 4.6% | 4.9% | 5.2% | 5.5% | 5.9% | 6.3% | 6.7% | 7.2% | 7.6% |
| 85歳以上 | 人口 | 1,612 | 1,774 | 1,956 | 2,071 | 2,222 | 2,361 | 2,566 | 2,679 | 2,915 | 3,084 |
| | 割合 | 1.0% | 1.1% | 1.2% | 1.3% | 1.4% | 1.4% | 1.5% | 1.6% | 1.7% | 1.8% |

(各年10月1日) 注) 平成22年～平成23年：登録人口、平成24年～：住民基本台帳人口

また、高齢化率については、65歳以上、75歳以上、85歳以上いずれも増加傾向となっています。

図2 本市における高齢化率の推移



資料：平成22年～平成23年：登録人口、平成24年～：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

2 人口構造の将来推計

本市では、過去の人口推移や大規模住宅開発の状況などをもとに将来人口推計を実施しました。

その結果、本市では今後も当面の間は人口が増加しますが、増勢は鈍化すると推計します。なお、高齢者数は引き続き増加し、特に令和5年までの計画期間内では75歳以上の方が約2,700人増加すると予測されます。

図3 本市における将来人口と将来の高齢者数の推移

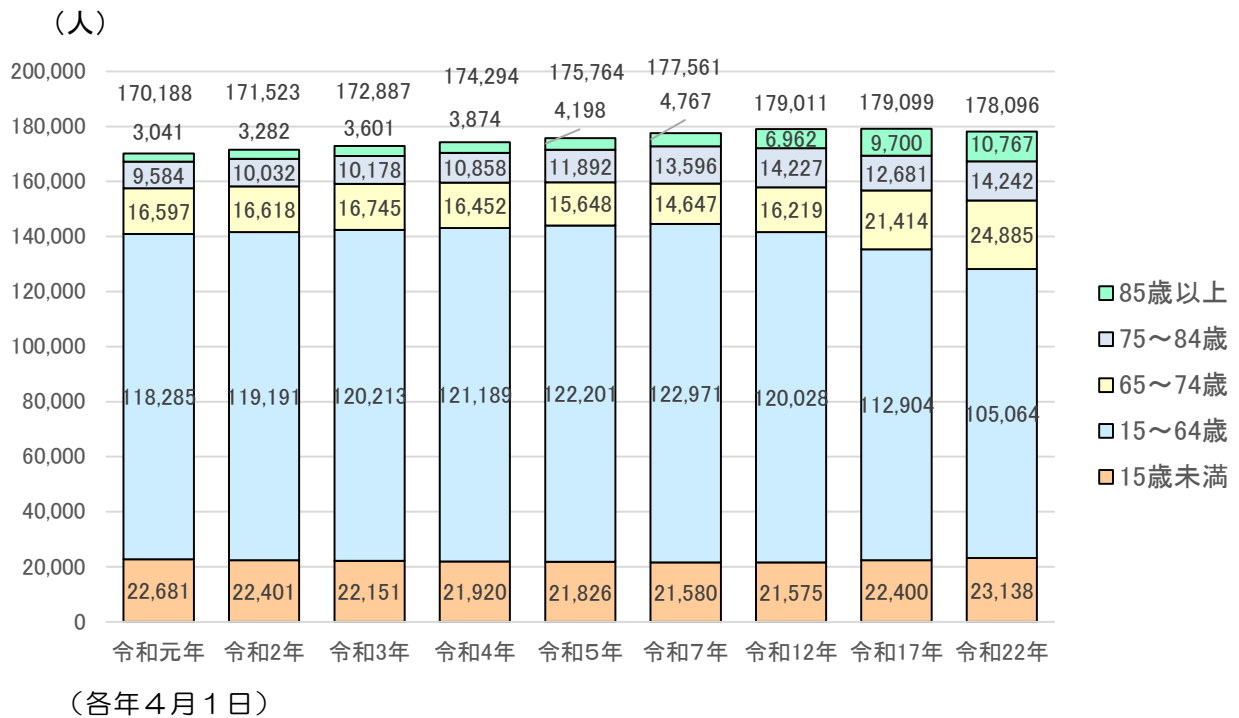
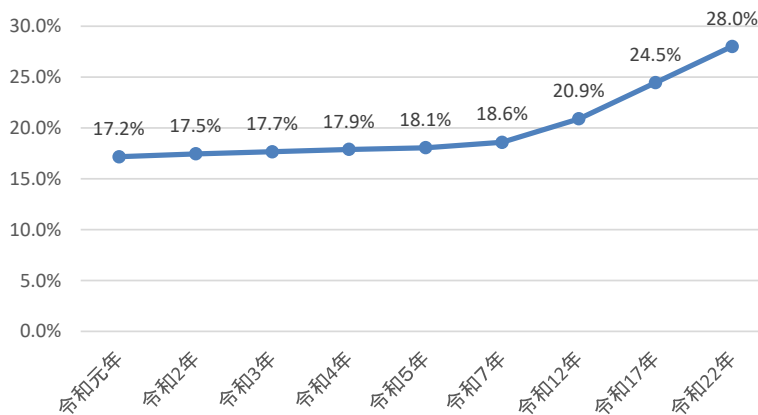


図4 高齢化率の将来予測

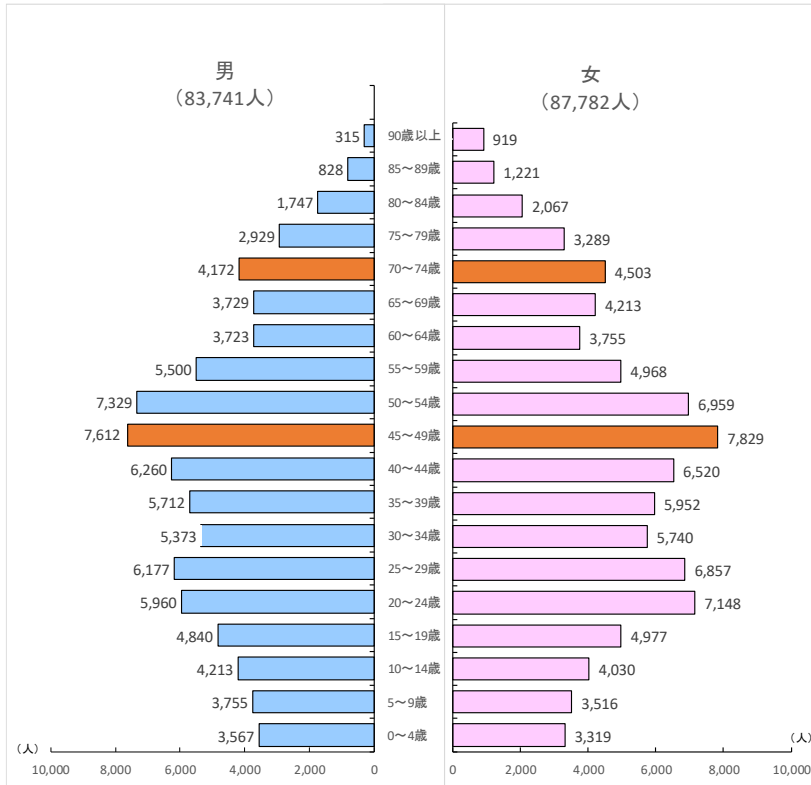


資料：平成31年度浦安市人口推計（各年4月1日）

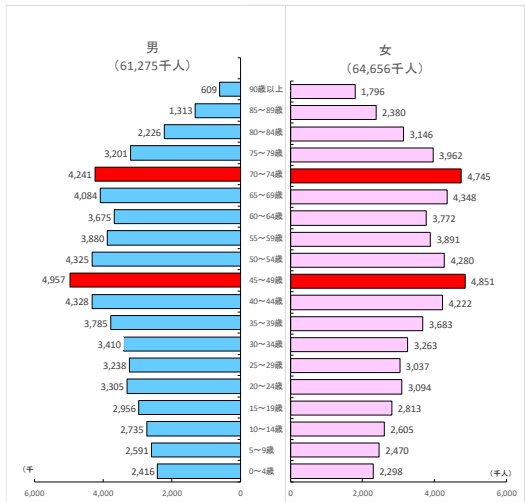
以下は、令和2（2020）年から令和22（2040）年までの人口構造をいわゆる「人口ピラミッド」にて整理しました。

国や県は、国立社会保障・人口問題研究所にて推計された将来人口と比較して、特性を整理しています。

令和2（2020）年の人口構造（住民基本台帳人口）

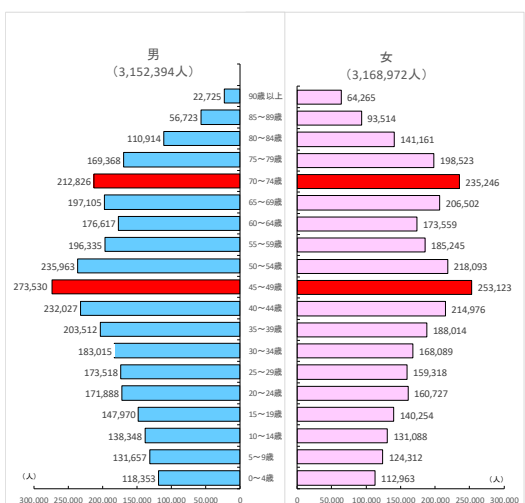


参考
日本全体（令和2（2020）年4月）



国全体と比較すると、団塊世代の割合が団塊ジュニア世帯と比較して少ない
また、80歳以上の割合が特に少ない。

参考
県全体（令和2（2020）年4月）

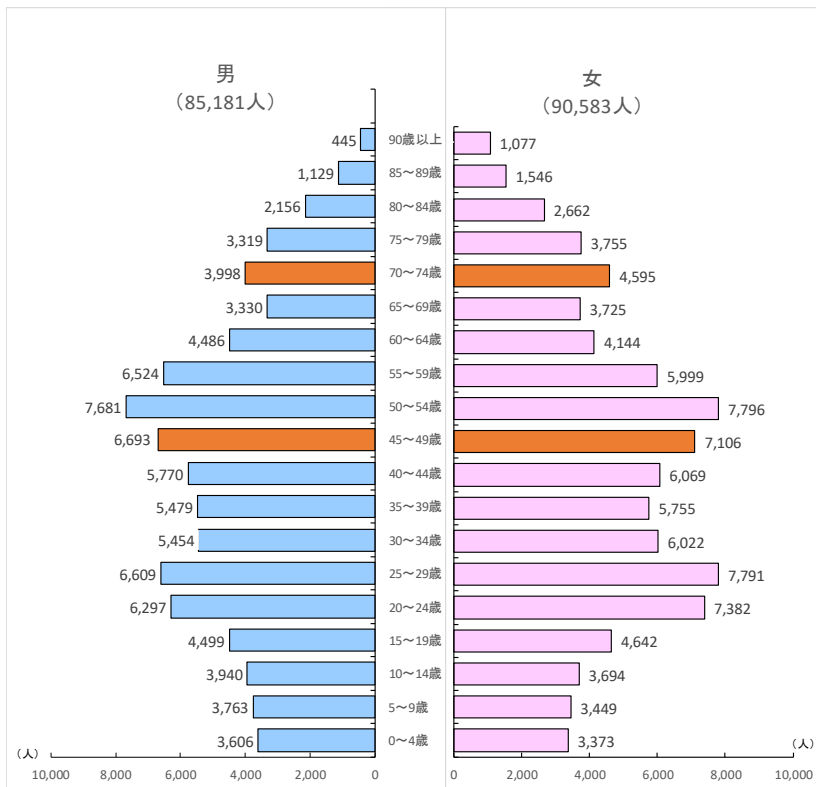


県全体と比較しても、団塊世代の割合が低いことがわかる

本市の人口形態をみると、いわゆる団塊世代（70～74歳）に対して、団塊ジュニア（45～49歳）の割合が、国や県と比較して非常に高いのが特徴です。
全体の人口の割合をみると、60歳以上の人の割合が少ないのが特徴です。

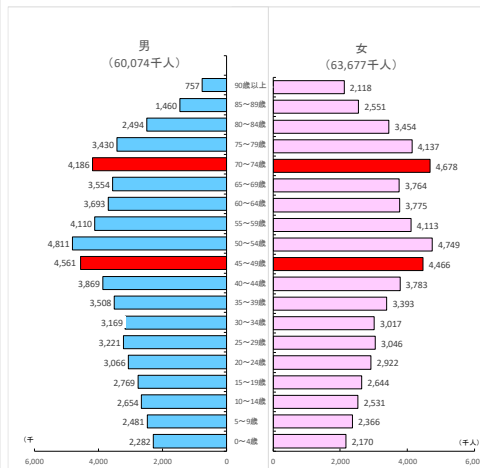
資料：平成31年度浦安市人口推計

令和5（2023）年の人口構造



推計は浦安市にて実施、以下同じ

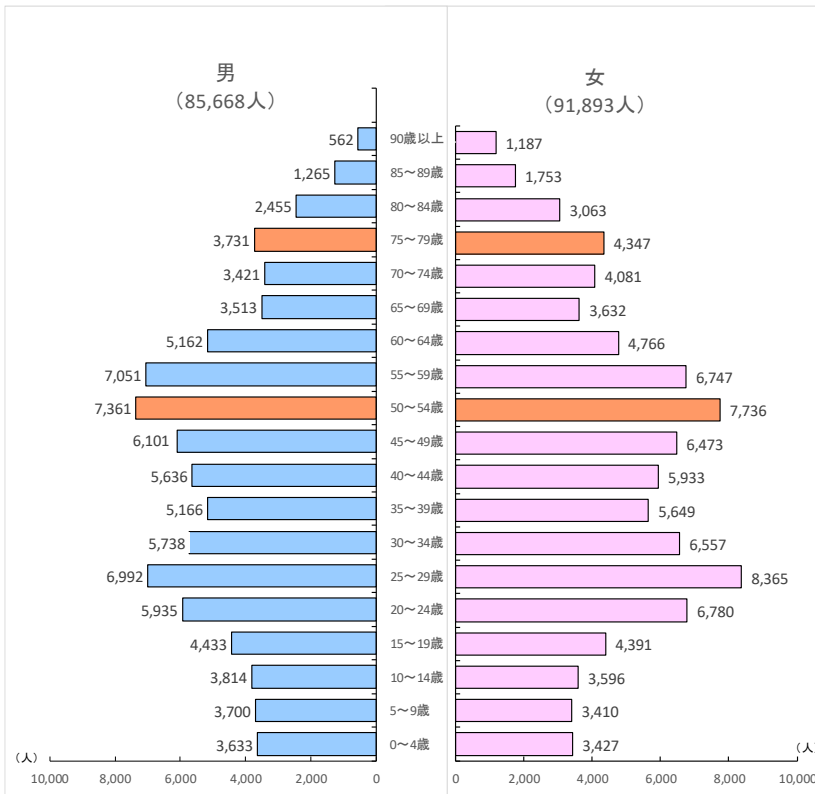
参考
日本全体（令和5（2023）年）
国立社会保障・人口問題研究所
による将来推計



県は、国立社会保障・人口問題
研究所による将来推計は、国を
除き5年ごとの推計であるた
め、令和5（2023）年のデー
タはありません

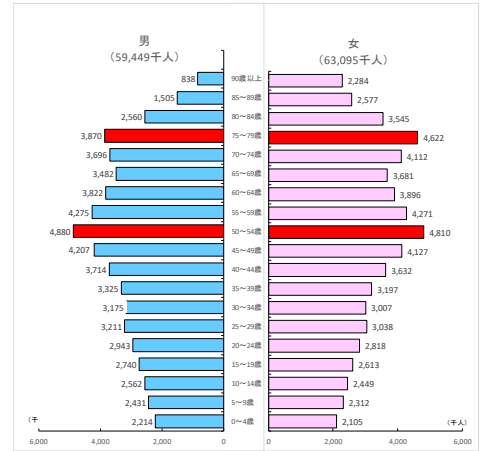
令和5（2023）年の人口ピラミッドをみると、令和2年
の人口構造と比較してまだ大きな変化はありません。

令和7（2025）年の人口構造



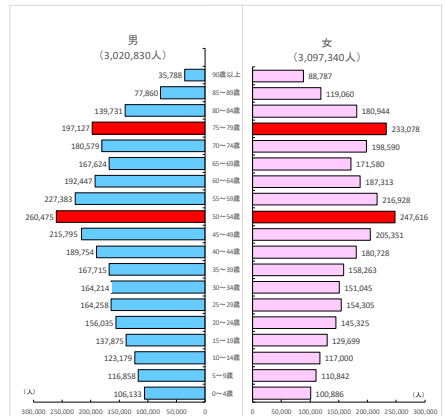
参考

日本全体（令和7（2025）年）
国立社会保障・人口問題研究所による将来推計



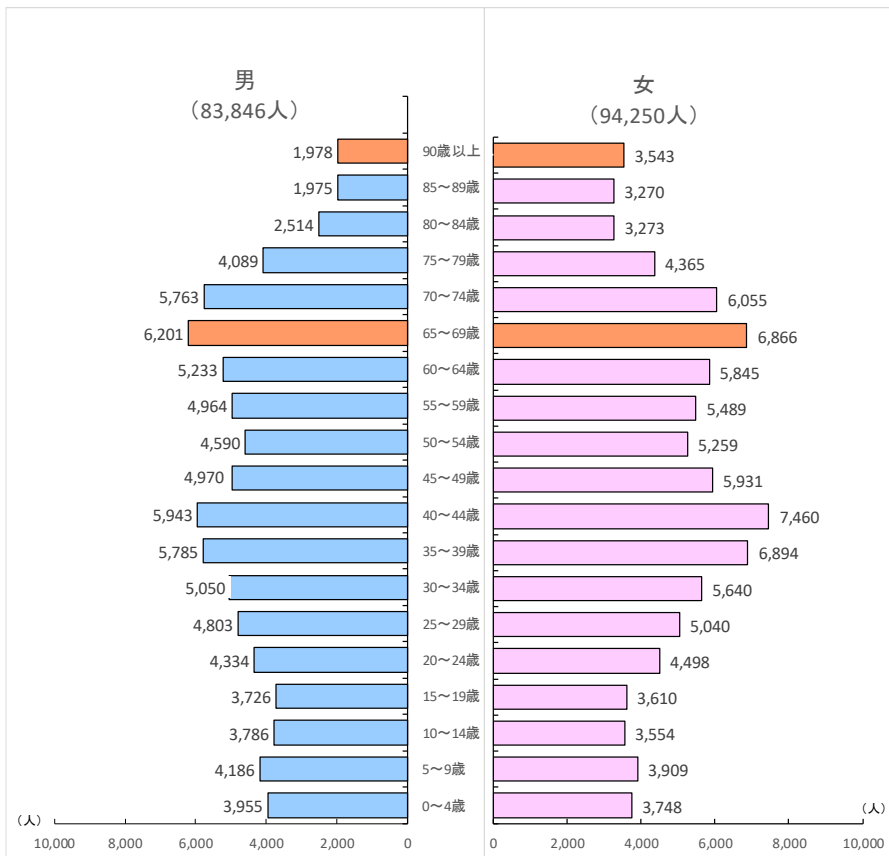
参考

千葉県（令和7（2025）年）
国立社会保障・人口問題研究所による将来推計



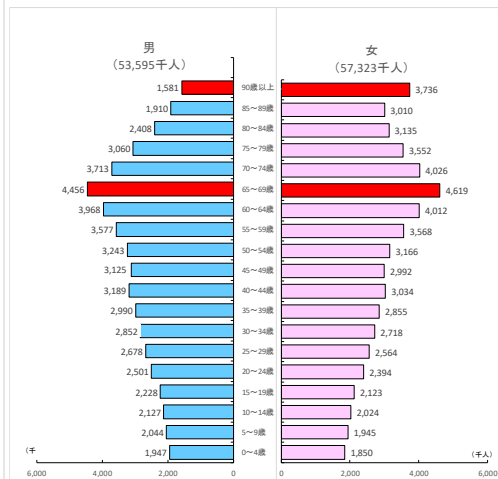
令和7（2025）年には全ての団塊の世代が後期高齢者に移行します。
浦安市では全体の人口のバランスをみると、国・県と比較して75歳以上の後期高齢者の割合が少ないのが特徴です。

令和22（2040）年の人口構造



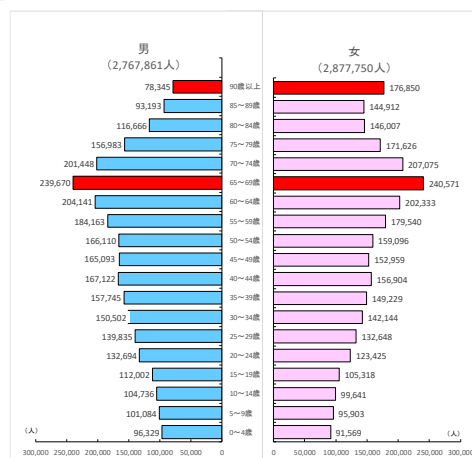
参考

日本全体（令和 22（2040）年）
国立社会保障・人口問題研究所
による将来推計



参考

千葉県（令和 22（2040）年）
国立社会保障・人口問題研究所
による将来推計



令和 22（2040）年には国全体では団塊の世代が 90 歳以上となり、介護需要はピークを迎えると言われています。しかし、浦安市では団塊の世代の人口の割合が少ないため、介護需要は令和 22 年以降も引き続き増加します。

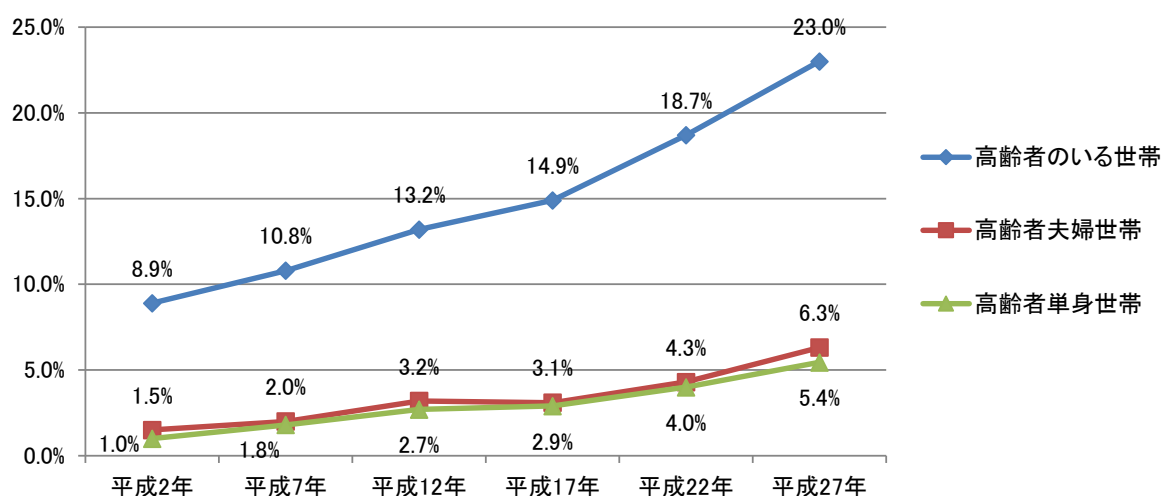
第2節 高齢者のいる世帯の状況

1 高齢者世帯の状況

平成27年国勢調査の総世帯数は74,203世帯で、その中で高齢者のいる世帯は、17,067世帯で23.0%となっています。

高齢者単身世帯数及び高齢者夫婦世帯数は、平成17年には4,027世帯だったところ、平成27年には8,728世帯と、10年で約2倍以上の急激な増加となっています。

図5 高齢者世帯の推移



| | | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|----------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総世帯 | A | 43,825 | 50,116 | 56,654 | 67,446 | 71,411 | 74,203 |
| 高齢者のいる世帯 | B | 3,907 | 5,407 | 7,495 | 10,051 | 13,320 | 17,067 |
| | 比率 | B/A | 8.90% | 10.80% | 13.20% | 14.90% | 23.00% |
| 高齢者夫婦世帯 | C | 659 | 1,018 | 1,822 | 2,098 | 3,102 | 4,684 |
| | 比率 | C/A | 1.50% | 2.00% | 3.20% | 3.10% | 6.31% |
| 高齢者単身世帯 | D | 417 | 881 | 1,515 | 1,929 | 2,844 | 4,044 |
| | 比率 | D/A | 1.00% | 1.80% | 2.70% | 2.90% | 5.45% |

資料：国勢調査（各年10月1日）

第3節 本市の地域資源

1 本市におけるサービスの配置状況

(1) 日常生活圏域

日常生活圏域とは、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件を考慮しつつ、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備や各種条件を総合的に勘案して定める区域のことです。

図6 日常生活圏域



地域包括支援センターは、地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な支援を行うことを目的として設けられた施設で、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置されています。

なお、地域包括支援センターは合計5箇所、支所を含めると6箇所あり、各担当区域は以下のとおりです。（令和3年3月）

| 地域包括支援センター名 | 担当地区 |
|---------------------------------------|----------------------------|
| 中央地域包括支援センター （ともづな中央） | 猫実1丁目、2丁目・堀江・富士見・港・鉄鋼通り・千鳥 |
| 浦安駅前地域包括支援センター （ともづな浦安駅前） | 当代島・北栄・猫実3丁目、4丁目、5丁目 |
| 新浦安駅前地域包括支援センター （ともづな新浦安） | 入船・美浜・海楽 |
| 高洲地域包括支援センター （ともづな高洲） | 高洲・日の出・明海 |
| 富岡地域包括支援センター （ともづな富岡） 同 東野支所を含む | 舞浜・東野・弁天・富岡・今川 |

（2）圏域別高齢者人口・高齢化率

日常生活圏域別の状況では、中町北部圏域が最も高齢化が進んでおり、高齢化率は29.8%となっています。次いで中町南部圏域が23.2%となっています。

高齢化率は全ての圏域について上昇傾向となっています。

表1 日常生活圏域別の状況（令和2年4月1日、住民基本台帳人口）

| | 合計 | 元町圏域 | 中町北部圏域 | 中町南部圏域 | 新町圏域 |
|---------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口（人） | 170,978 | 72,228 | 25,571 | 31,888 | 41,224 |
| 高齢者数（人） | 29,902 | 9,892 | 7,617 | 7,389 | 5,001 |
| 高齢化率（%） | 17.5% | 13.7% | 29.8% | 23.2% | 12.1% |

注：合計は、圏域外の地区を含む

(3) 資源の配置状況

地域包括ケア見える化システム*を活用して、本市の地域資源を整理しました。

*地域包括ケア見える化システムとは

市町村における計画策定にあたり、「介護・医療の現状分析・課題の抽出」「介護サービス見込み量等の将来推計」などの機能を提供する厚生労働省が運営するシステムです。

本市におけるサービスの配置状況としては、全体的には元町圏域にサービスが多く集中していますが、本市の市域が狭いこともあり、圏域により利用できない介護サービスはないのが特徴です。

施設サービスについては、介護老人福祉施設などが元町圏域と新町圏域に立地しており、中町北部圏域、中町南部圏域では介護老人福祉施設の立地がないのが現状です。

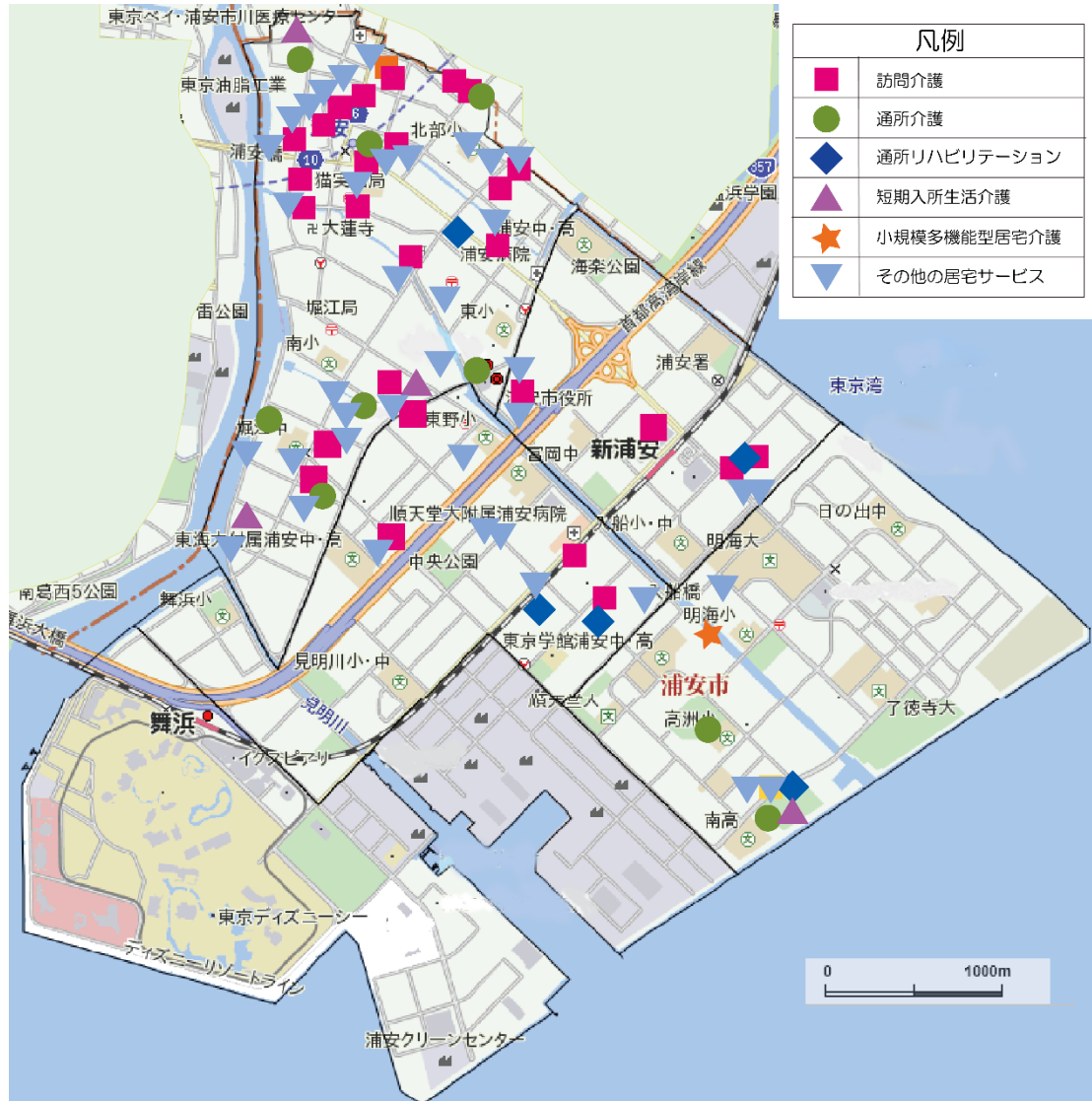
居住系サービスについては、本市内には認知症対応型共同生活介護や特定施設入居者生活介護などがありますが、中町南部圏域ではそれらのサービスの立地が少ない状況です。

在宅系サービスについては、訪問介護、通所介護などのサービスがありますが、元町圏域に多く立地しています。中町北部圏域、中町南部圏域及び新町圏域は、計画的な土地利用が行われてきたことから、事業者の立地が少なく、新たな施設ができにくいことが特徴です。なお、事業者はサービス提供区域を市内全体としていますので、圏域によるサービス提供量の差はありません。

図7 施設サービス、居住系サービスの配置状況



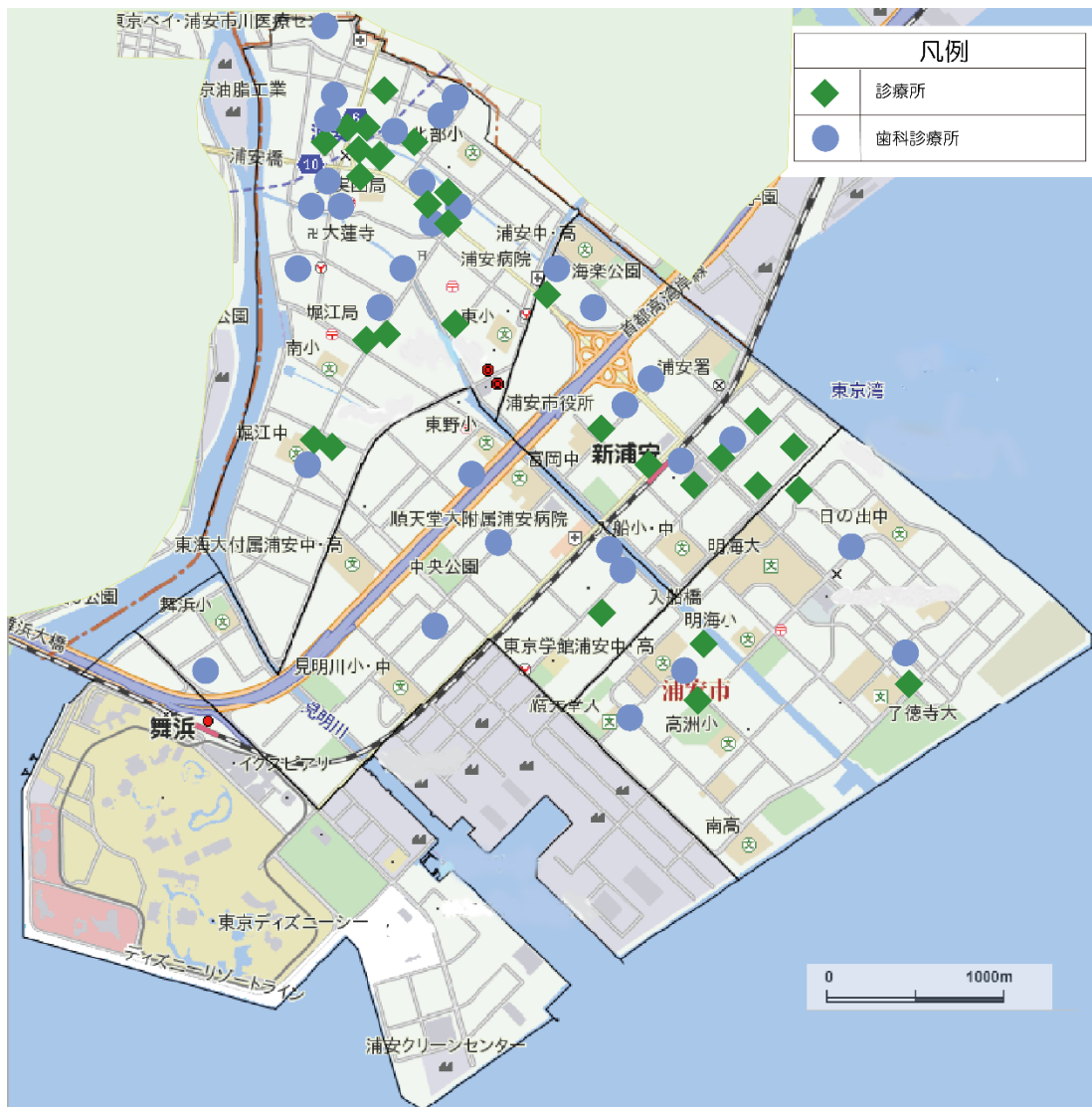
図8 在宅系サービスの分布状況



2 在宅療養を行う医療機関の配置状況

在宅療養を行う医療機関[※]については、病院、診療所などがありますが、元町圏域にサービスが多く集中しているのが特徴です。

図9 在宅療養を行う医療機関の配置状況



※在宅療養を行う医療機関について

在宅療養を行っている医療機関は、各都道府県より提供された医療機能情報提供制度のデータをもとに、地域包括ケア見える化システムで表示しています。表示対象は、在宅療養支援病院・在宅療養支援診療所・在宅療養支援歯科診療所もしくは訪問診療、往診、歯科訪問診療を実施している医療機関です。

第4節 前期計画（平成30～令和2年度）の評価

平成29年度に策定した浦安市高齢者保健福祉計画及び第7期浦安市介護保険事業計画について、施策の達成状況を把握しました。

その結果、105施策のうち、最も多かったのはA評価で88施策（83.8%）、次いでB評価が12施策（11.4%）、次いでS評価が3評価（2.9%）、C評価が2施策（1.9%）となっています。

図10 第7期計画で位置づけられた施策の達成状況

| | 施策数 | S評価 | A評価 | B評価 | C評価 |
|--|------------|-------------|--------------|--------------|-------------|
| 基本目標1 地域包括ケアシステム体制を充実するために | 36 | 0 | 29 | 7 | 0 |
| （1）地域包括ケアシステムの構築 | 6 | 0 | 6 | 0 | 0 |
| （2）相談支援体制の充実 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 |
| （3）地域との連携 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| （4）地域包括ケアを支える担い手の養成 | 7 | 0 | 3 | 4 | 0 |
| （5）認知症対策の推進 | 4 | 0 | 3 | 1 | 0 |
| （6）住宅の整備 | 4 | 0 | 2 | 2 | 0 |
| （7）外出しやすいまちづくり | 7 | 0 | 7 | 0 | 0 |
| （8）介護保険サービスの充実 | | | | | |
| 基本目標2 自分らしく豊かな生活を送るために（自立） | 15 | 0 | 12 | 1 | 2 |
| （1）ボランティア活動・市民活動等の推進 | 3 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| （2）生涯学習の充実・スポーツ活動 | 6 | 0 | 6 | 0 | 0 |
| （3）高齢者の居場所づくり | 4 | 0 | 3 | 1 | 0 |
| （4）高齢者の就業支援の充実 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 基本目標3 健康を維持してよりよく生きていくために（介護予防・要支援） | 20 | 0 | 16 | 4 | 0 |
| （1）健康づくり・保健事業の体系的な推進 | 8 | 0 | 4 | 4 | 0 |
| （2）介護予防の充実 | 4 | 0 | 4 | 0 | 0 |
| （3）日常生活支援のためのサービスの充実 | 8 | 0 | 8 | 0 | 0 |
| 基本目標4 自分らしく安心して生活するために（要介護） | 34 | 3 | 31 | 0 | 0 |
| （1）医療と介護との連携（地域医療体制の整備） | 9 | 0 | 9 | 0 | 0 |
| （2）在宅支援サービスの充実 | 6 | 0 | 6 | 0 | 0 |
| （3）権利擁護の推進 | 5 | 2 | 3 | 0 | 0 |
| （4）介護者への支援を行うために | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 |
| （5）防災・防犯体制の整備 | 7 | 1 | 6 | 0 | 0 |
| （6）介護保険を支えるために | 4 | 0 | 4 | 0 | 0 |
| 総合計 | 105 | 3 | 88 | 12 | 2 |
| | | 2.9% | 83.8% | 11.4% | 1.9% |

評価の分類

S 事業活動を計画以上に実施することができた

A 事業活動を計画どおり実施した

B 事業活動が計画よりやや下回った

C 事業を執行しなかった（できなかった）

第5節 近年の主な制度改正等の動向

ここでは、近年の制度改正の動向をまとめました。

(1) 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(令和2(2020)年6月成立)

| | | | |
|--|---|--|--|
| 主な法改正等の内容 | 改正の趣旨 | <ul style="list-style-type: none"> 地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村の包括的な支援体制の構築の支援と、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進などを進めます。 | |
| | 介護保険法等の一部改正(令和3年4月施行) | 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】 | <ul style="list-style-type: none"> 既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行います。 |
| | | 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進【介護保険法、老人福祉法】 | <ul style="list-style-type: none"> 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けて、国及び地方公共団体の努力義務を規定しました。 その他、市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務や、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加等を位置づけています。 |
| | | 3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】 | <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報等の提供を求められることができると規定しました。 |
| 4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】 | <ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加しました。 | | |

資料：地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要(厚生労働省)

(2) 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法の一部を改正する法律（令和2（2020）年4月施行）

| | | | |
|-----------|---------------|--|---|
| 主な法改正等の内容 | 改正の趣旨 | <ul style="list-style-type: none"> 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設及びその適切な実施等のために医療機関等へ支援を行う医療情報化支援基金の創設、医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みを創設します。 また、市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築、被扶養者の要件の適正化などを行います。 | |
| | 介護保険に関する部分の概要 | 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）と介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）についての連結解析等 | <ul style="list-style-type: none"> 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）と介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）について、各DBの連結解析を可能とするとともに、公益目的での利用促進のため、研究機関等への提供に関する規定の整備（審議会による事前審査、情報管理義務、国による検査等）を行います。 |
| | | 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等 | <ul style="list-style-type: none"> 75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行います。 |

(3) 認知症施策推進大綱（令和元（2019）年6月）

| | | |
|-----|---|---|
| 考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を両輪として施策を推進します。 ・ なお、予防とは「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。 | |
| 主な柱 | 項目 | 主な事業 |
| | ①普及啓発・本人発信支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症に関する理解促進 ・ 相談先の周知 など |
| | ②予防 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症予防に資する可能性のある活動の推進 ・ 認知症予防に関するエビデンスの収集の推進 ・ 民間の商品やサービスの評価・認証の仕組みの検討 など |
| | ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期発見・早期対応、医療体制の整備 ・ 医療従事者等の認知症対応力向上の促進 ・ 医療・介護の手法の普及・開発 ・ 介護サービス基盤整備・介護人材確保 など |
| | ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリーのまちづくりの推進 ・ 移動手段の確保の推進 ・ 住宅の確保の推進 ・ ステップアップ講座を受講した認知症サポーターが認知症の人やその家族への支援を行う仕組み（「チームオレンジ」）の構築 ・ 若年性認知症の人への支援 など |
| | ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症発症や進行の仕組みの解明、予防法、診断法、治療法、リハビリテーション、介護モデル等の研究開発など、様々な病態やステージを対象に研究開発を推進 など |

資料：認知症施策推進大綱（厚生労働省）

第6節 本市の介護保険事業を取り巻く状況

ここでは、本市の介護保険をとりまく状況について、国、千葉県との比較も行いながら分析しました。

(1) 第1号被保険者数の推移

第1号被保険者数は増加しており、令和2（2020）年6月末時点では、29,945人となっています。増加率は、国、千葉県と比較しても人数の増加は多いのが特徴です。

図11 本市における第1号被保険者数の推移

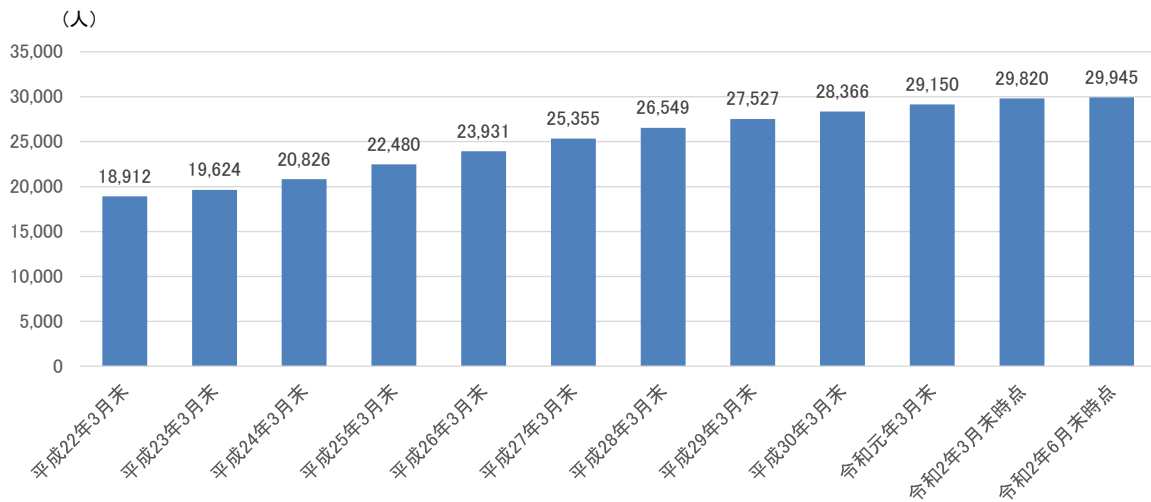
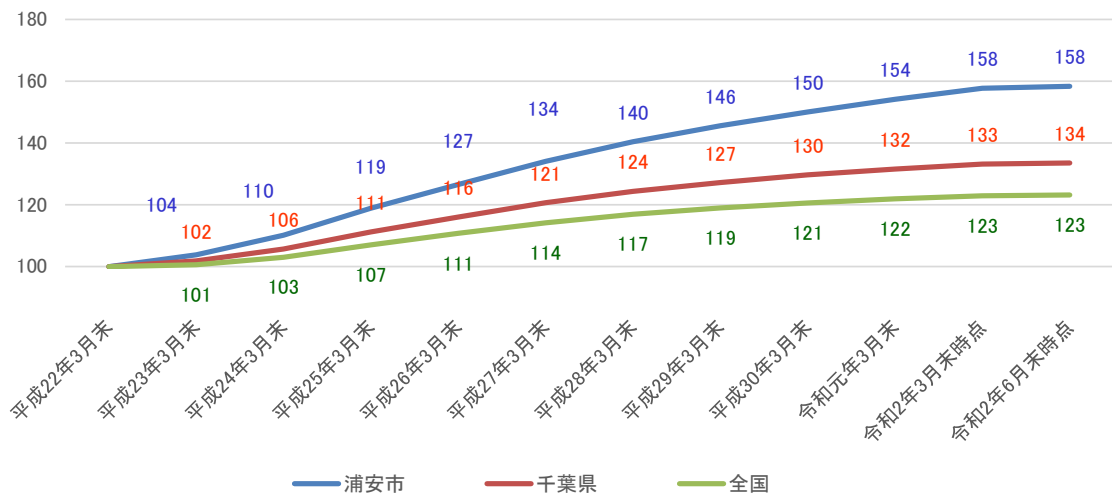


図12 平成22年を100とした場合の第1号被保険者数の推移



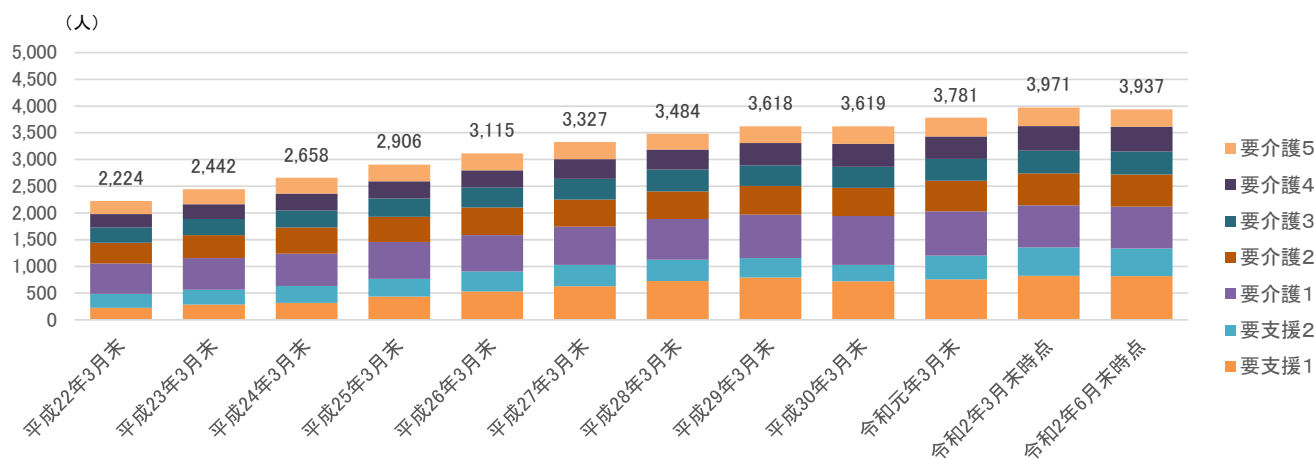
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報・月報

(2) 要介護（要支援）認定者数の推移

平成22年と令和2年6月を比較すると、第1号被保険者が約1.8倍に増加したこともあり、認定者もほぼ同じような増加率となっています。

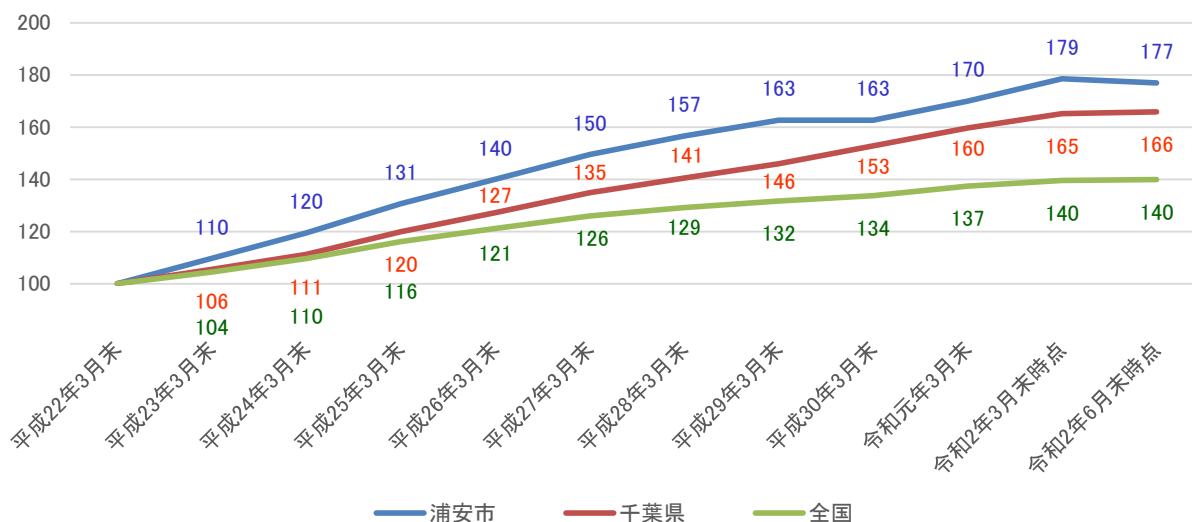
平成22年を100とした増加率をみると、千葉県と本市はほぼ増加率が同じとなっています。

図13 本市における要介護（要支援）認定者数の推移



※第2号被保険者は除く

図14 平成22年を100とした場合の要介護（要支援）認定者数の推移



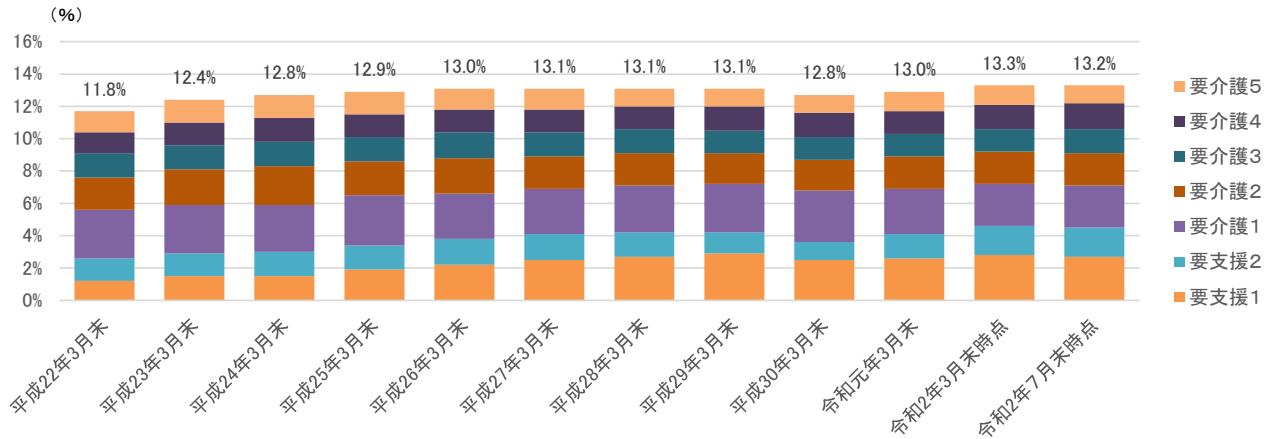
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報・月報

(3) 要介護（要支援）認定率の推移

平成22年と令和2年7月を比較すると、要介護（要支援）認定率はほぼ横ばいとなっています。

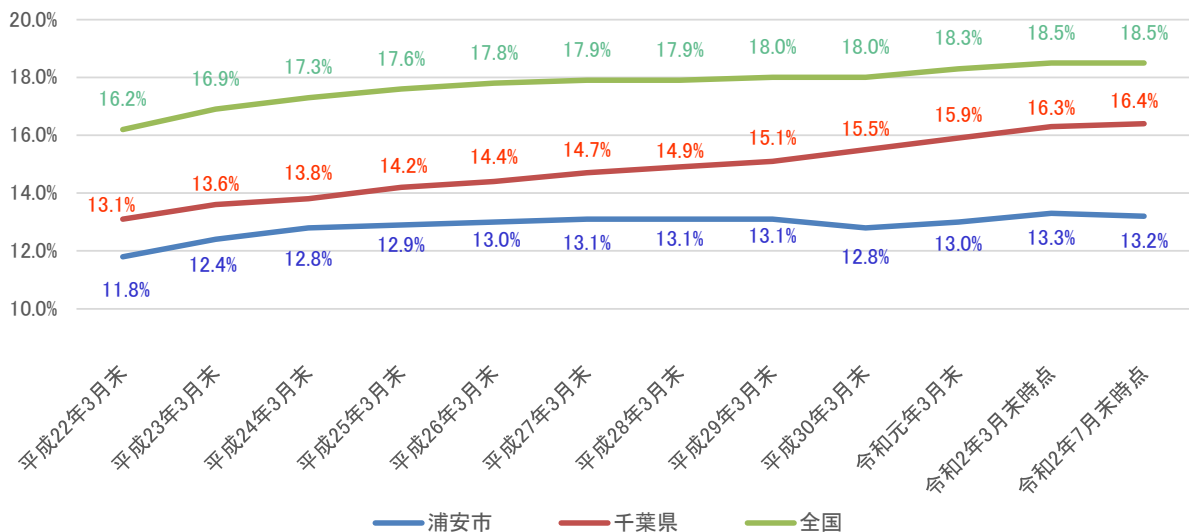
平成22年からの国、千葉県との認定率の推移を比較すると、本市のみ横ばいで国、千葉県は認定率が上昇傾向です。

図 15 本市における要介護（要支援）認定率の推移



※第2号被保険者は除く

図 16 国、千葉県と比較した要介護（要支援）認定率の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報・月報

(4) 第1号被保険者一人あたり保険給付月額

第1号被保険者一人あたり保険給付月額は平成24年以降ほぼ横ばいとなっています。

これを国、県と比較すると、本市以外では急激に1人あたりの保険給付月額が増加しており、本市とは異なった動きをしているのが特徴です。

図17 本市における第1号被保険者一人あたり保険給付月額の推移

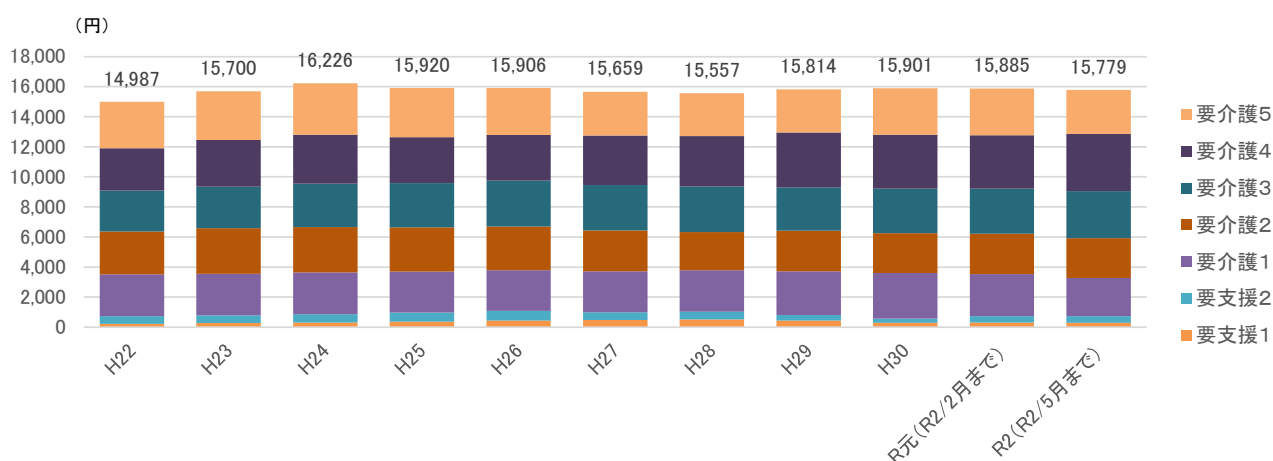


図18 国、千葉県と比較した第1号被保険者一人あたり保険給付月額の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報・月報

第7節 本市の高齢者福祉に関する現状と課題

今後高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムが、社会環境の変化により複雑化・複合化した課題に対応する地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となることを念頭に本市の高齢者福祉に関する課題を整理しました。

課題1 高齢者も地域の担い手として活動できる体制の構築が必要です

少子高齢化が進む中で、介護や地域の担い手が少なくなることが予測されます。介護保険制度の基盤となる介護人材の確保を行いつつ、高齢者自身が可能な限り地域の担い手として活動をしていくことが求められています。

アンケート調査結果によれば、地域で担い手として参加したい高齢者については、是非参加したい、参加してもよい、簡単な手伝いなら参加したいと回答した人は約45%である一方、実際に活動している人は約4%にとどまっています。

そのため、地域で活動したいと考える高齢者のニーズにどのように対応していくかが課題となっています。

課題2 地域の特性に応じた課題を抽出し、高齢者の生活を支援していく体制を整備していく必要があります

地域包括ケアシステムの推進や地域共生社会の実現のためには、画一的なサービスの提供だけでなく、地域住民が参加し、地域の特性に応じた課題を抽出し、その支援策を検討する作業が必要です。このためには地域ケア会議や生活支援体制整備事業を充実させ、地域住民が地域福祉の担い手になるような施策を推進していくことが必要です。

課題3 相談支援体制の充実が必要です

後期高齢者の増加に伴って、相談をしたくても相談の場に行きにくい高齢者の増加が懸念されます。そのためアウトリーチ機能を強化しつつ、市民の身近な場所ですぐに相談ができるような体制の充実が必要です。

また、様々な理由により助けを求められない市民については、放置することによって、孤立死や個人衛生及び公衆衛生の悪化、不適切な住環境につながるおそれのあるセルフ・ネグレクト状態に陥る可能性もあるため、支援が必要です。

課題4 「保健事業」と「介護予防」を一体的に実施することが求められています

健康寿命の延伸には、高齢期になる前からの健康づくりや生活習慣病の発症予防、早期発見・治療が適切に行われることが必要です。そのうえで、高齢期においては、生活習慣病の重症化予防に加え、低栄養や口腔・運動機能及び認知機能や社会的つながりの低下等からなる「フレイル」への対応が重要となります。

高齢者の特性を踏まえた健康支援や相談とともに、地域の通いの場を活用した介護予防との一体的な実施を通して、健康寿命の延伸やQOL(生活の質)の維持向上を図る必要があります。

また、介護予防活動への取組については、男性の一部の世代で積極的でない世代があるため、特にその世代に対してどのようにアプローチしていくかも課題です。

課題5 より効果的な介護予防・日常生活支援総合事業の実施が必要です

総合事業については、事業の効果に関する意見が受けた人により効果を十分感じる方とそうでない方に分かれる傾向が見られます。要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応するために、多様なサービス主体によるより効果的な総合事業の実施が必要です。

課題6 認知症に関する支援体制の充実を進めることが必要です

認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すために認知症施策を充実させる必要があります。

特に、市民が認知症を正しく理解し、認知症の人を包摂する社会を実現するためには、認知症の人の意見を発信する場を確保するとともに、介護保険サービスのみならず、認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした市民による支援をつなぐ仕組みが必要です。

課題7 その人が住み慣れた地域で生活を続けるために、在宅医療と介護の連携をより充実することが必要です

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでもその人らしく生活を続けることができるようにするために、介護提供体制の基盤整備とともに、在宅医療と介護との連携を更に進め、終末期においても地域で住み続けられるような支援が必要です。

また、介護者の方への支援制度を充実することで、無理のない在宅介護ができるようにしていくことが必要です。

課題8 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために住まいの確保が重要です

高齢化の進行によって単身高齢者が増加することが予想されます。心身機能の変化によりセルフ・ネグレクト状態に陥り、住環境が悪化する可能性があるため、地域の見守り等の支え合いが重要になります。高齢を理由に賃貸住宅の確保が難しい高齢者に対して、住宅確保が図れるような相談支援を提供できる住宅セーフティネットを充実させることが求められています。

また、入所系の施設に関しても、限られた社会資源を効果的に活用するためには、地域密着型の施設整備と高齢者の心身の状況に最もふさわしい場所で適切なサービスが受けられるような体制が必要です。

課題9 高齢者の権利擁護を促進します

高齢者が安心して住み慣れた場所で暮らし続けるためには、介護サービス事業所や警察など関係機関との連携・協力により、高齢者虐待の早期発見と虐待の解消に向けた対応に加えて、孤立対策、セルフ・ネグレクト対策などを迅速かつ計画的に行なっていく必要があります。

また、介護負担から結果的に虐待となっているケースも多いため、介護を抱え込むことのないように介護者支援の取組の充実や、施策の周知等を行うことが必要です。

あわせて、高齢者の権利擁護のために成年後見制度の利用促進に取り組む必要があります。

第3章 計画の基本理念と基本目標

第1節 総合計画での位置づけ

本市の総合計画では、まちづくりの目標として、基本目標を4つ定め、そのうち高齢者福祉の分野の主な目標は下記のとおりとなっています。

「誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ」

すべての市民が住み慣れた地域の中で、いつまでも健康で、自分らしく心豊かに暮らし続けられるまちを目指します。また、多様性を認め合い思いやりのある、支え合うまちを目指します。

その中では、3つの柱が位置づけられています。

(1) 生涯にわたり健康で安心できる暮らしを実現する

誰もが生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることができるよう、一人ひとりの自発的な健康づくりを支援するとともに、疾病の予防から早期発見、急性期、回復期、慢性期、終末期までの保健・医療体制を整備します。

(2) いつまでも生き生きと笑顔あふれる暮らしを創出する

高齢者も障がいのある方も、誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしい生活を送ることができるよう、地域住民や地域の多様な主体が支え合いながら、一人ひとりが生きがいを持ち、適切な介護・福祉サービスを受けられる地域社会づくりを進めます。

(3) 多様性を認め合い心豊かになる暮らしを構築する

地域社会を構成する誰もが互いを思いやり、支え合いながらより豊かに暮らすことができるよう、市民一人ひとりの人権が尊重され、それぞれが個性を発揮し、活躍できる地域社会づくりを進めます。

第2節 基本理念

人がつながり、高齢者が安心して 生き生きと暮らせる地域社会を目指して

今後、少子高齢化が進んでいく中で、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を継続していくためには、地域の支え合いの仕組みである「地域包括ケアシステム」を、本市の地域特性に合わせてより深化・充実させることが必要です

今後は高齢者が、可能な限り、地域住民や多様な主体、医療機関、介護保険サービス事業所、企業などと“つながり”ながら、自分らしく生き生きと住み続けられるまちを創ることが必要です。地域の持つ力と公的な支援体制が連携することで安心して暮らせる地域を創ることができます。

そのために、高齢者だけでなく多くの世代の一人ひとりが、主体的に「自分や家族が暮らしたい地域を考え」、「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動し、「一人の課題から」地域住民と関係機関が連携して解決するプロセスを繰り返すことで、一人ひとりを支えることができる地域づくりに取り組みます。

地域包括ケアシステムが、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となることも踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるための基礎づくりとつながりながら自分らしく最後まで地域で暮らすことを目標に高齢者保健福祉計画及び第8期浦安市介護保険事業計画の基本理念を

「人がつながり、高齢者が安心して 生き生きと暮らせる 地域社会を目指して」とします。

第3節 基本目標

基本目標1 高齢者を支える環境の整備

少子高齢化により、高齢者の置かれている環境は、高齢者のみ世帯・単身世帯、認知症高齢者、要介護認定者の増加や介護人材不足等の課題に直面しています。このような背景から、高齢者が要介護状態になったとしてもできる限り住み慣れた地域で日常生活を続けていくために地域包括ケアシステムの深化・充実が必要です。

また、近年、子育てと介護に同時に直面する「ダブルケア」や高齢の親と無職・独身の50代の子どもが支援につながらないまま孤立する「8050問題」のように、社会環境の変化により地域の複雑化・複合化した問題が表面化しています。このため高齢者分野のみならず、障がい、子ども、生活困窮等の各分野との連携を図ることが必要です。

人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、市民が孤立することなく、安心してその人らしい幸せな生活を送ることができる地域共生社会を目指します。そのために包括的な相談支援体制の構築、地域包括ケアを支える介護人材の確保・担い手の養成、認知症対策等の高齢者を支える環境を整備します。

達成度を測る指標

| | 令和元年度 | 令和5年度 | 備考 |
|-------------|----------|-------|-----------------------------------|
| 65歳以上の方の幸福度 | 6.83/10点 | ↗ | 令和元年度日常生活圏域二一ス調査 *うち、若年者を除いた平均 |

基本目標2 自分らしく豊かな生活を送るために（自立）

「健康寿命の延伸」に向けて、地域住民一人ひとりが健康に関心を持ち、いつまでも住み慣れた地域で自立して生活が送れるよう、生活習慣予防等の健康づくり、生きがいづくりを通じた健康寿命の延伸に向けた取組を進めます。

また、元気な高齢者に対しては、地域でのボランティア活動、生涯学習活動や就労の機会を拡充し、高齢者が積極的に社会参加し、生きがいの持てる生活を支援するための取組を推進します。

達成度を測る指標

| | 令和元年度 | 令和5年度 | 備考 |
|---------|------------------------|-------|-----------------------------------|
| 65歳健康寿命 | 男性 83.61歳 女性 86.02歳 | ↗ | 65歳+65歳以上の平均自立期間、出典：千葉県で県内市町村別に算出 |

基本目標3 健康を維持してよりよく生きていくために（総合事業・要支援）

生活機能の低下がみられる支援を要する高齢者が、住み慣れた地域で自立した日常生活を送るためには、介護予防・生活支援サービスの利用とともに、身近な集いの場などへの参加を継続することで、できるだけ要介護状態に移行するのを予防することが重要です。生活機能が低下しても、地域での活動などに参加を続けることで、生きがいを持って生き生きと暮らすことが可能になり、介護予防につながることを期待できます。

また、これらの高齢者が、身近な地域社会から孤立せずに日常生活を送ることができるよう、住民主体の支え合いの団体、NPO、民間企業等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援します。

達成度を測る指標

| | 令和2年度 | 令和5年度 | 備考 |
|-------------------|-------|-------|----|
| 75～79歳の 要支援認定率 | 4.27% | ↘ | |

基本目標4 自分らしく安心して生活するために（要介護）

高齢者が要介護者になっても、豊かな生活を送ることができるよう、医療と介護が十分連携しながら、いつまでもその人らしく、住み慣れた地域で安心して生活できるようにすることが重要です。

また、誰もが住み慣れた地域で最期まで自分らしい生活を送ることができるよう、権利擁護、介護者支援、災害防災体制等の充実を図ります。

達成度を測る指標

| | 令和元年度 | 令和5年度 | 備考 |
|-------------------------------------|-------|-------|------------------|
| 楽しみながら、自分の 時間を過ごせている と考える人の割合 | 65.3% | ↗ | 令和元年度浦安市介護保険基礎調査 |

地域包括 ケアシステム体制の深化・充実

| 基本理念 | 基本目標 | 取り組みの柱 | 取り組み内容(施策) | 施策No. |
|-----------------------------------|----------------------------------|---|--|-----------|
| 人がつながり、高齢者が安心して生き生きと暮らせる地域社会を目指して | 住み慣れた地域で暮らし続けることができるための「基礎」づくり | | | |
| | 1. 高齢者を支える環境の整備 | (1) 相談支援体制の充実【重点1】(47ページ) | 地域包括支援センターの充実、地域包括支援センター相談業務、地域ケア会議の充実、地域包括ケアネットワークの構築、包括的な相談支援体制の整備、いのちとこころの支援事業、セルフ・ネグレクト対策 | 1101~1107 |
| | | (2) 地域との連携(51ページ) | 高齢者見守りネットワーク事業、SOSネットワーク・認知症行方不明高齢者お知らせメール事業 | 1201~1202 |
| | | (3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保・担い手の養成【重点2】(52ページ) | 市民大学校運営事業、シルバー人材センターの充実、ボランティア養成事業、福祉分野に特化した就職面接会の開催、介護職員研修費用等助成事業 | 1301~1305 |
| | | (4) 認知症対策の推進【重点3】(54ページ) | 認知症条例の制定、認知症サポーター養成講座、浦安市認知症サポーターステッカー、認知症総合施策検討委員会、本人ミーティングの開催、認知症初期集中支援チーム、認知症介護者交流会事業、若年性認知症の人の社会参加活動支援事業、認知症地域支援推進員、認知症普及啓発事業、認知症カフェの支援、チームオレンジ、認知症予防の取組 | 1401~1413 |
| | | (5) 住宅の整備(59ページ) | 高齢者世帯住み替え家賃等の助成、介護施設等の整備、ケアハウスの整備、分譲集合住宅の推進、住宅セーフティネットの構築(市営住宅の有効活用)、住宅セーフティネットの構築(不動産関係団体等との連携強化)、住宅セーフティネットの構築(住宅確保要配慮者が入居しやすい環境の整備) | 1501~1507 |
| | | (6) 外出しやすいまちづくり(62ページ) | 安全な道路環境の充実、バリアフリー化された生活環境の充実、安心安全に利用できる施設の整備、コミュニティバスの運行、大型バスの貸出し | 1601~1605 |
| | | (7) 適正な介護保険制度の充実と円滑な運営(64ページ) | 介護保険サービスの充実、要介護認定に関する適正化、介護サービスの適正化、事業者や報酬請求に関する給付適正化、受給者の視点に立った給付適正化 | 1701~1705 |
| | | (8) 感染症対策の推進(66ページ) | 事業所等への感染症拡大防止のための感染予防対策、感染症拡大防止のための高齢者への情報提供・周知、感染症拡大下における社会活動の支援 | 1801~1803 |
| | 自分らしく最後まで地域で暮らす | | | |
| | 2. 自分らしく豊かな生活を送るために(自立) | (1) ボランティア活動・市民活動等の促進(68ページ) | 市民活動団体への支援、ボランティア活動の担い手拡充 | 2101~2102 |
| | | (2) 生涯学習・スポーツ活動の充実(69ページ) | 出前講座の充実、文化・芸術活動の推進、郷土博物館での世代間交流活動の促進、公民館活動の支援、生涯スポーツの推進、高齢者がスポーツに親しめる環境づくり、図書館の充実 | 2201~2207 |
| | | (3) 高齢者の居場所づくり(73ページ) | 老人クラブの充実、老人クラブ会館の整備、老人福祉センターの充実 | 2301~2303 |
| | | (4) 高齢者の就労支援の充実(75ページ) | 高齢者就労相談・紹介、高齢者及び障がい者雇用促進奨励金の活用促進 | 2401~2402 |
| | | (5) 健康づくり・保健事業の体系的な推進【重点4】(76ページ) | 地域健康づくり事業、健康推進員活動、健康相談、高齢者の予防接種、各種がん検診、各種健康診査、特定保健指導の実施 | 2501~2507 |
| | 3. 健康を維持してよりよく生きていくために(総合事業・要支援) | (1) 介護予防の充実【重点4】(81ページ) | 保健事業と介護予防の一体的実施、介護予防普及啓発事業、地域リハビリテーション活動支援事業、介護予防推進協議事業(浦安介護予防アカデミア)、通いの場の充実(一般介護予防事業)、通所型サービスA(緩和した標準によるデイサービス)、短期集中予防サービス通所型C事業(介護予防・生活支援サービス)、短期集中予防サービス訪問型C事業(介護予防・生活支援サービス) | 3101~3108 |
| | | (2) 住民主体の生活支援体制の充実【重点5】(85ページ) | 生活支援体制整備の充実(生活支援コーディネーターの配置)、生活支援体制整備の充実(地域支え合い会議(協議体)の充実)、通所型サービスB(介護予防・生活支援サービス事業)、訪問型サービスB(介護予防・生活支援サービス事業) | 3201~3204 |
| | | (3) 日常生活支援のためのサービスの充実(87ページ) | 高齢者の外出の促進、在宅における見守り体制の構築、日常生活機能保持・健康維持支援、給食サービス、高齢者あんしんマンション支援事業、敬老祝金品の支給、住宅用火災警報器購入費の助成、バス乗車券の交付、高齢者等ごみ出し支援事業、高齢者自動車運転対策事業 | 3301~3310 |
| | 4. 自分らしく安心して生活するために(要介護) | (1) 在宅医療と介護との連携【重点6】(92ページ) | 在宅医療・介護連携推進事業(地域資源の把握、課題抽出及び提供体制の構築)、在宅医療・介護連携推進事業(医療・介護関係者に対する在宅医療・介護連携に関する相談支援)、在宅医療・介護連携推進事業(地域住民の理解を深めるための普及啓発)、在宅医療・介護連携推進事業(医療・介護関係者の情報共有の支援及び研修)、在宅療養者口腔機能向上事業(医療・介護関係者の研修・地域住民への普及啓発)、救急医療情報キットの無料配布 | 4101~4106 |
| | | (2) 権利擁護の推進(95ページ) | 権利擁護事業、権利擁護のための連携協力体制の構築(浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会)、成年後見制度の利用促進(福祉サービス利用援助事業の推進を含む)、成年後見制度の利用促進(市民後見人の養成)、安心して成年後見制度を利用できる環境整備 | 4201~4205 |
| (3) 在宅支援サービスの充実(99ページ) | | 要介護高齢者等紙おむつの給付、要介護高齢者出張理髪サービス利用券の交付、通院ヘルプサービス、福祉タクシー利用費の助成、要介護高齢者寝具乾燥消毒サービス、住宅改修費の助成 | 4301~4306 | |
| (4) 介護者への支援を行うために(101ページ) | | 介護相談員派遣事業、認知症高齢者を見守る地域づくりの推進、介護保険外生活支援サービス、家族介護者支援 | 4401~4404 | |
| (5) 防災・防犯体制の整備(103ページ) | | 消費者被害防止の啓発、消費生活相談体制の強化、防犯体制の充実、災害時の要配慮者対策の推進(福祉避難所等の整備、災害時協力事業者との協定)、災害時の要配慮者対策の推進(避難行動要支援者名簿の交付)、災害時の要配慮者対策の推進(行動要支援者名簿の登録)、自主防災組織の推進と防災意識の高揚、水防法に基づく避難体制の整備 | 4501~4508 | |
| (6) 介護保険を支えるために(106ページ) | | 要介護度改善ケア奨励事業、介護従事者宿舎借り上げ支援事業、主任ケアマネジャーによるケアマネジャーへの支援 | 4601~4603 | |

第4節 重点施策

重点施策とは、基本理念や基本目標を実現するにあたり、特に力を入れて実施していく取組の柱を指しています。

本計画では、「人がつながり、高齢者が安心して生き生きと暮らせる地域社会を目指して」という理念のもと、新たに強化していく柱（重点施策2，4，6）と第7期計画の重点施策を引き続き取組んでいく柱（重点施策1，3，5）を選定しました。

重点施策1 相談支援体制の充実（基本目標1）

地域の中で高齢者やその介護者が、介護や生活で困ったことを気軽に相談できる体制をより充実するため、より身近な地域で相談を受けることができるよう、地域包括支援センターのサテライトの整備を図ります。

そのため、相談支援体制を充実させるとともに、高齢者施策だけでなく、複合的な課題に対しての相談等に対しても関係機関と連携しながら対応します。

達成度を測る指標

| | 令和元年度 | 令和5年度 | 備考 |
|--|-------|-------|------------------|
| 65歳以上の方のうち「地域包括支援センター（ともづな）」を知っている人の割合 | 66.2% | 70% | 令和元年度 浦安市高齢者実態調査 |
| 地域ケア会議の開催数 | 43回 | 50回 | 自立支援会議を除く |

重点施策2 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保・担い手の養成（基本目標1）

今後、介護サービスの需要がより高まることを受けて、介護人材の確保も大きな課題となっていますが、介護サービスの人材不足は事業者にとって大きな課題となっています。

そのため、今後は、国や県の施策とも十分連携しながら、介護人材の確保に努めるとともに、多様な福祉に関する活動を担う「担い手」の育成も引き続き実施します。

達成度を測る指標

| | 令和元年度 | 令和5年度 | 備考 |
|---|-------|-------|----------------------|
| 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動に「お世話係」としての参加意向 | 49.5% | 53% | 令和元年度 浦安市日常生活圏域ニーズ調査 |

重点施策3 認知症対策の推進（基本目標1）

令和元年6月に示された「認知症施策推進大綱」では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を両輪として施策を推進すると位置づけがされました。

本市においても、「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症の人自らの発信の機会の確保をはじめ、認知症の理解を深める普及啓発、認知症の人を介護する方への支援や情報提供、また若年者の認知症向けの施策等を行うことで、認知症の人ができる限り地域のより良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

達成度を測る指標

| | 令和元年度 | 令和5年度 | 備考 |
|---|-------------------------------------|-------|----------------------------|
| 自分が認知症になった場合に周囲に自分が認知症であることを伝えてもよいと思う割合 | 58.5% | 62% | 令和元年度 浦安市高齢者実態調査 |
| 認知症の人本人の声を起点とした施策の本人満足度 | ※第7期期間中は精査していないが、第8期計画期間中に調査し、指標とする | 60% | （「本人ミーティング」参加者へのアンケートにて判定） |

重点施策4 健康づくり・保健事業の体系的な推進（基本目標2）

介護予防の充実（基本目標3）

健康寿命の延伸に向けて一人ひとりの主体的な取組を促すことができるよう、健康づくりから介護予防までを一体的に進め、専門職の関与により、個々の健康状況に応じた健康づくりが進められるようにしていきます。

また、継続的に健康づくりや介護予防に取り組むことができる環境を整えるため、医療・介護に関するデータの分析や地域ケア会議を活用して地域の健康課題を明らかにし、地域の特性に応じた多様な通いの場の充実や普及啓発に取り組めます。

達成度を測る指標

| | 令和元年度 | 令和5年度 | 備考 |
|------------------|-------------------------------------|----------|----|
| 介護予防に取り組みたい市民の割合 | 77.8% | 80% | |
| 通いの場の参加率 | ※第7期期間中は精査していないが、第8期計画期間中に調査し、指標とする | 高齢者人口の1割 | |

重点施策5 住民主体の生活支援体制の充実（基本目標3）

高齢者ができるだけ住み慣れた地域で生活できるよう、住民主体による多様な支援体制を創出します。そのために、生活支援コーディネーターと地域の多様な提供主体が定期的に情報の共有・連携する地域支え合い会議（協議体）を市全域（第1層）及び日常生活圏域（第2層）に設置し、生活支援体制創出のための取組を充実させます。加えて、要支援者等の生活を支えるために、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業に該当する住民主体のサービスの創出を目指します。

達成度を測る指標

| | 令和元年度 | 令和5年度 | 備考 |
|------------------------------------|-------|-------|----------------------|
| 1週間のうちの外出の頻度（「ほとんど外出しない」＋「週1回」の割合） | 13.3% | 12.3% | 令和元年度 浦安市日常生活圏域ニーズ調査 |

重点施策6 在宅医療と介護との連携（基本目標4）

今後、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患又は認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、当該高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応力強化、感染症や災害時対応等の様々な局面において、地域における在宅医療及び介護の提供に携わる者その他の関係者の連携（以下「在宅医療・介護連携」という。）を推進するための体制の整備を図ります。

達成度を測る指標

| | 令和元年度 | 令和5年度 | 備考 |
|-----------------------|-------|-------|--------------|
| 人生の最期の期間を自宅で療養したい人の割合 | 54.5% | 56% | 令和元年度高齢者実態調査 |

第5節 第8期計画期間中における各種会議の位置づけと役割

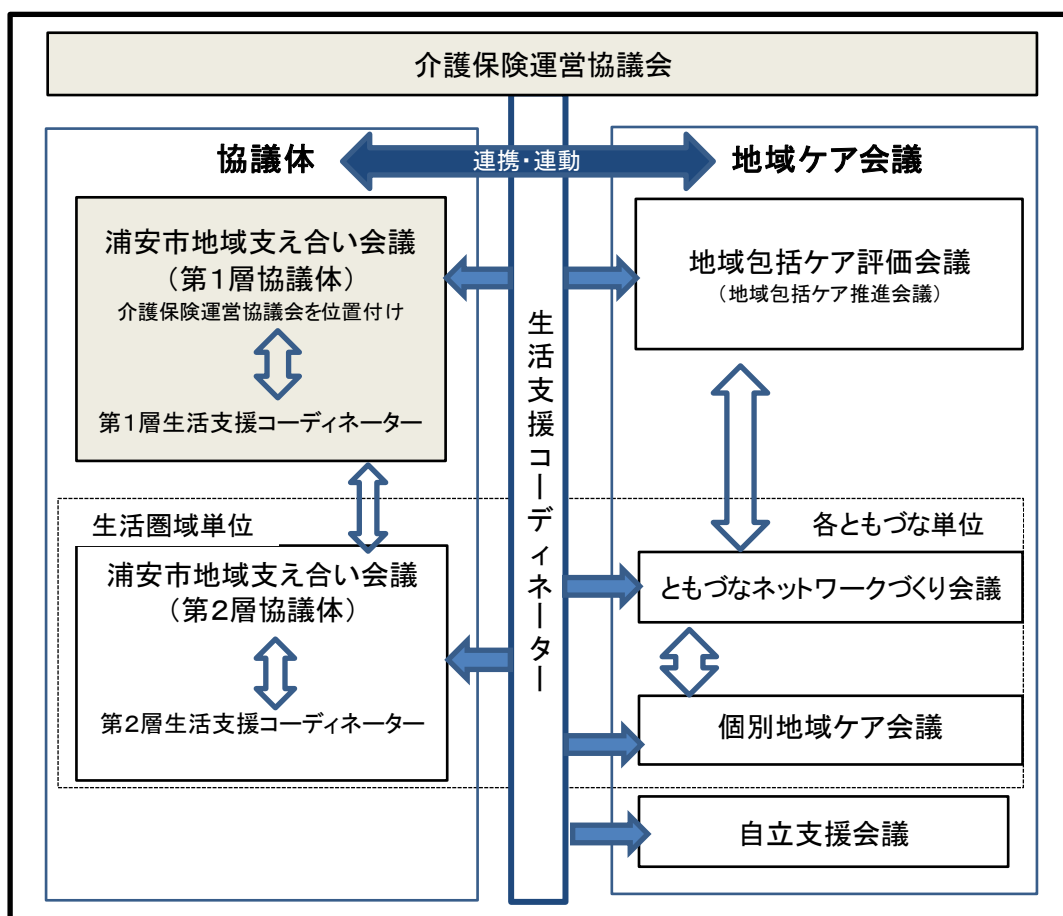
現在、介護保険法第115条の48に基づく「地域包括ケア評価会議」「個別の地域ケア会議」に加え、介護保険法第115条の45第2項第5号に基づく生活支援体制整備事業の一環としての「協議体」など、介護保険法に基づく会議体が複数運営されています。そのため、第8期計画策定にあたり、個別の会議の位置づけと会議の関係を以下のように位置づけました。

(1) 各会議の内容と役割

地域ケア会議関係、協議体関係の会議の内容や役割について以下のように整理しました。

| 種別 | 名称 | 分野 | 内容 | 範囲（主催） | 参加者 |
|--------------------------|-----------------|--------------|---|-----------------------|--|
| 運営協議会 介護保険 | 浦安市介護保険運営協議会 | 介護保険に関すること | 介護保険事業の運営に関する重要事項の審議 | 市 | 委嘱された委員 |
| (法115条の48) 地域ケア会議 | 地域包括ケア評価会議 | 地域包括ケアシステム全体 | 現状の共有・課題出し、市からの情報発信をする | 市全体レベル（市） | 市民、事業者等 |
| | ともづなネットワークづくり会議 | | 地域の実情やニーズを掘り起こし、ネットワークづくりを行う | 日常生活圏域レベル（地域包括支援センター） | 地域包括支援センター職員、日常生活圏域内関係機関、地域の支援者 |
| | 個別地域ケア会議 | 介護 | 個別ケースの支援体制について検討する | 個別レベル（地域包括支援センター） | 地域包括支援センター職員、該当ケース関係者 |
| | 自立支援会議 | 介護予防 | 個別の予防プランの自立支援に資するケアマネジメントを支援する | 個別レベル（市） | 市介護予防事業担当専門職、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター、リハビリ専門職 |
| (法第115条の45第2項第5号) 協議体 | 浦安市地域支え合い会議 | 生活支援・介護予防 | 地域資源やニーズの把握、サービスの創出や担い手の創出／ネットワークづくりを行う | 市全体レベル及び日常生活圏域レベル（市） | 関係機関、地域の支援者、生活支援コーディネーター |

(2) 第8期における各会議体の位置づけと役割



地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として、高齢者個人に対する支援の充実（在宅生活の限界点の引き上げ）と、それを支える社会基盤の整備（地域づくり）を同時に図っていくことを目的としています。

協議体は、地域資源やニーズの把握及びサービスの担い手の創出といった生活支援コーディネーター※の役割を組織的に補完し、多様な主体間の情報共有といったネットワークづくりを担います。

※生活支援コーディネーター

地域で、高齢者の生活支援体制を構築するため、市及び協議体と連携して①地域に不足するサービスの創出、担い手の養成等の資源開発、②関係者間のネットワークの構築・連携・協働の体制づくり、働きかけ、③地域の支援ニーズとサービス主体の活動のマッチング等の活動を行います。

ともづなとは「浦安市地域包括支援センター」の愛称です。

第2部 各論

第2部 各論

第1章 高齢者保健福祉計画

第1節 施策の展開

基本目標1 高齢者を支える環境の整備

少子高齢化により、高齢者の置かれている環境は、高齢者のみ世帯・単身世帯、認知症高齢者、要介護認定者の増加や介護人材不足等の課題に直面しています。このような背景から、高齢者が要介護状態になったとしてもできる限り住み慣れた地域で日常生活を続けていくために地域包括ケアシステムの深化・充実が必要です。

また、近年、子育てと介護に同時に直面する「ダブルケア」や高齢の親と無職・独身の50代の子どもが支援につながらないまま孤立する「8050問題」のように、社会環境の変化により地域の複雑化・複合化した問題が表面化しています。このため高齢者分野のみならず、障がい、子ども、生活困窮等の各分野との連携を図ることが必要です。

人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、市民が孤立することなく、安心してその人らしい幸せな生活を送ることができる地域共生社会を目指します。そのために包括的な相談支援体制の構築、地域包括ケアを支える介護人材の確保・担い手の養成、認知症対策等の高齢者を支える環境を整備します。

【施策の展開】

(基本目標)

(取組の柱)

高齢者を支える環境の整備

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 地域との連携
- (3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保・担い手の養成
- (4) 認知症対策の推進
- (5) 住宅の整備
- (6) 外出しやすいまちづくり
- (7) 適正な介護保険制度の充実と円滑な運営
- (8) 感染症対策の推進

●：重点施策

(1) 相談支援体制の充実 **重点施策1**

地域の中で高齢者やその介護者が、介護や生活で困ったことを気軽に相談できるよう、相談支援体制の充実を図ることが求められています。

そのため、社会環境の変化により複雑化・複合化した相談にも対応できるよう体制の充実を図ります。また、相談に来るのを待つのではなく、必要な人に対して相談機関側からアプローチを行う「アウトリーチ」の考え方を取り入れながら、より気軽に相談できる体制づくりを目指します。

施策1101 地域包括支援センターの充実

| | | | |
|-------------------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | <p>高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進等を業務とし、地域包括ケアシステム構築へ向けた中核的な機関として、体制の充実を図ります。</p> <p>また、地域の中で高齢者やその家族などが気軽に相談できるよう、自治会レベルで地域包括支援センターのサテライトを設置し、きめ細やかな相談支援体制の充実を図ります。</p> | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 地域包括支援センター設置数 (支所含む) | 6箇所 | 6箇所 | 6箇所 |
| 地域包括支援センターサテライト数 | モデル事業の実施 | 5箇所 | 10箇所 |
| 担当課 | 中央地域包括支援センター | | |

施策番号の読み方

本計画では、施策に4桁の番号をふっています。

千の位：基本目標の番号
 百の位：取組の柱の番号
 十と一の位：取組の柱の中での施策番号

例えば、「施策1101」の場合には

千の位：基本目標1
 百の位：取組の柱の番号が1
 十と一の位
 一の位：取組の柱の中での1番目の施策

施策 1102 地域包括支援センター相談業務

| | | | |
|-----------------|--|---------|---------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 高齢になっても住み慣れた地域でいつまでも安心した生活を続けることができるように支援を行うため、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職員が高齢者のあらゆる相談に対応します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 地域包括支援センター相談件数 | 14,000件 | 15,000件 | 15,000件 |
| 担当課 | 中央地域包括支援センター | | |

施策 1103 地域ケア会議の充実

| | | | |
|---------------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | <p>高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に図っていくことを目的に地域包括ケア評価会議、ともづなネットワークづくり会議、個別地域ケア会議、自立支援会議からなる地域ケア会議を開催します。</p> <p>地域ケア会議により多くの地域住民や多職種の専門職の方に参加していただきながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うとともに、それを支える地域包括ケアシステムの更なる充実を図ります。</p> | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 地域包括ケア評価会議の開催数 | 5回 | 5回 | 5回 |
| ともづなネットワークづくり会議の開催数 | 25回 | 27回 | 30回 |
| 個別地域ケア会議の開催数 | 15回 | 15回 | 15回 |
| 担当課 | 中央地域包括支援センター・高齢者包括支援課 | | |

施策 1104 地域包括ケアネットワークの構築

| | | | |
|------------------------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | <p>高齢になっても住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を維持することができ、介護保険制度による公的サービスのみならず、多様な社会資源を本人が活用できるよう、包括的・継続的に支援するための地域包括ケアネットワークを構築していきます。</p> <p>また、支援を要する高齢者が身近な人に相談し、それが地域のキーマンにつながり、地域包括支援センター等の相談機関につながる仕組みをつくります。</p> | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 地域包括支援センターによる地域活動の延べ回数 | 250回 | 300回 | 350回 |
| 地域(民生委員、近隣住民、友人・知人)からの相談延べ件数 | 420件 | 430件 | 450件 |
| 担当課 | 中央地域包括支援センター | | |

施策 1105 包括的な相談支援体制の整備

| | | | |
|-------------------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | <p>地域共生社会を推進していくために、住民に身近な圏域で把握された複合化・複雑化した課題や制度の狭間で支援の手の届かない課題に対し、的確に対応することができる相談体制を整備します。</p> | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 支援体制にかかる検討会開催数 | 6回 | 6回 | 6回 |
| 相談支援包括化推進員による巡回相談等の延べ回数 | 36回 | 50回 | 60回 |
| 担当課 | 社会福祉課 | | |

施策 1106 いのちとこころの支援事業

| | | | |
|------------------|---|--|--|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するために、行政のみならず、地域・企業・家庭において行われている「生きることの支援」に関連する取組を総動員して、「生きることの阻害要因」を減らし「生きることの促進要因」を増やしていきます。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 事業開催回数 事業参加人数 | 協議会：2回 実務者会議：1回 研修会：2回、参加者：各60人 ゲートキーパー養成講座：3回、参加者：各25人 つなぐつながる会：2回、参加者：各25人 | 協議会：2回 実務者会議：1回 研修会：2回、参加者：各60人 ゲートキーパー養成講座：3回、参加者：各30人 つなぐつながる会：2回、参加者：各30人 | 協議会：2回 実務者会議：1回 研修会：2回、参加者：各60人 ゲートキーパー養成講座：3回、参加者：各40人 つなぐつながる会：2回、参加者：各40人 |
| 担当課 | 健康増進課 | | |

施策 1107 セルフ・ネグレクト対策

| | | | |
|---------------------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 市民が尊厳を持ちながら暮らしていくことのできる地域社会を目指して、孤立死や市民の個人衛生及び公衆衛生の悪化、不適切な住環境につながるおそれのあるセルフ・ネグレクトについて、高齢者虐待に準じて対応します。 また、包括的な連携体制の推進、地域における見守り体制の構築、アウトリーチによる発見・支援に向けた取組、ごみの撤去に関する条例の制定等について検討します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 高齢者のセルフ・ネグレクト相談対応実件数 | 18件 | 20件 | 22件 |
| 高齢者のセルフ・ネグレクト認定者のうち、終結の割合 | 75% | 80% | 85% |
| 担当課 | 中央地域包括支援センター・高齢者包括支援課・ごみゼロ課・環境保全課・環境衛生課 | | |

(2) 地域との連携

一人暮らし高齢者や高齢者のご夫婦だけの世帯、認知症になった高齢者が増加する中で、社会の中で孤立しないよう、また、行方不明等で支援を必要とする高齢者の早期発見につながるよう、高齢者の見守りなど地域住民や事業者などの参加を図りながら、高齢者を支える地域のネットワークの充実を図ります。

施策 1201 高齢者見守りネットワーク事業

| | | | |
|-----------------|---|--------|--------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 浦安警察署や協力事業者、協力団体と覚書を交わし、日常の業務や生活の中で「さりげない見守り」活動を行います。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 覚書締結事業者 | 46 事業所 | 48 事業所 | 50 事業所 |
| 担当課 | 高齢者福祉課 | | |

施策 1202 SOS ネットワーク・認知症行方不明高齢者お知らせメール事業

| | | | |
|----------------------------|--|----------|----------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 行方不明高齢者が発生した場合、市と浦安警察署が中心となって設置する浦安市はいかい老人SOSネットワーク連絡協議会会員に対し、ファックスによる発見依頼を行うほか、家族からの希望があった場合に、「市の重要なお知らせメール」を配信することにより、早期発見、保護等を図ります。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 市の重要なお知らせ(迷子・迷い人)メール配信登録者数 | 10,000 人 | 11,000 人 | 12,000 人 |
| 担当課 | 高齢者福祉課 | | |

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保・担い手の養成 重点**施策2**

今後一層高まる介護サービス需要に対応するため、福祉分野への多様な人材の新規参入を促進するための取組を推進します。

また、元気高齢者には、支援を必要としている人々への支援を行うボランティアなど支える側としての役割が期待されています。

そのため、年齢にかかわらず、それぞれの意思と能力に応じて、働いたり、ボランティア活動などで活躍し続けることができる場の拡充を図ります。

施策 1301 市民大学校運営事業

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 市民大学校は、まちづくり活動を行うために必要な知識や技能を学び、市民自らが地域に貢献する担い手として、活躍するための学びの場です。市民大学校をより市民が利用しやすい事業となるよう運営について検討委員会で検討します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 講座開設数 | 20 講座 | 20 講座 | 20 講座 |
| 担当課 | 市民大学校 | | |

施策 1302 シルバー人材センターの充実

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 定年延長に伴う労働環境の変化などから、会員の高齢化がより一層進展すると予想される中で、80 歳代になっても元気で働くことのできる就業機会の創出や、元気な高齢者が虚弱な地域の高齢者を支えていく仕組みの構築が課題であり、社会福祉協議会や老人クラブ等と連携しながら検討を進めます。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 会員数 | 382 人 | 392 人 | 403 人 |
| 担当課 | 高齢者福祉課 | | |

施策 1303 ボランティア養成事業

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | ボランティア活動を通して自身の健康づくり・介護予防の促進や社会参加を促し、元気高齢者が支援を必要としている高齢者を支える地域社会の仕組みを整備します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| ボランティア研修参加者数 | 50人 | 70人 | 70人 |
| 担当課 | 高齢者包括支援課 | | |

施策 1304 福祉分野に特化した就職面接会の開催

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 担い手不足が続いている介護、医療、保育の福祉分野について、人材の安定的な確保や潜在的有資格者の就職促進を図るため、市川公共職業安定所、市川市、浦安市の共催により、「福祉のしごと就職面接会」を開催します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 就職面接会参加者数 | 60人 | 65人 | 70人 |
| 担当課 | 商工観光課 | | |

施策 1305 介護職員研修費用等助成事業

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 介護事業所の職員が、業務に関する研修（介護職員初任者研修課程等）を受講した場合に、その受講料の助成を行うことにより、技術習得のための研修受講環境を整え、介護人材の確保を図ります。また、現在勤務している職員にも周知することで、技術取得の環境も整備していきます。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 申請者数 | 20人 | 25人 | 30人 |
| 担当課 | 介護保険課 | | |

(4) 認知症対策の推進 **重点施策3**

令和元年6月に示された「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症の方への理解を深める運動をはじめ、認知症を介護する方への支援や情報提供、また若年者の認知症向けの施策等を行うことで、認知症の高齢者や介護者が安心して生活できる環境づくりを行います。

施策 1401 認知症条例の制定

(認知症施策推進大綱 1 「普及啓発・本人発信支援」)

| | | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | <p>認知症は誰もが成りうることから、認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、周囲や地域が認知症の問題を自分事として捉え、認知症の人の話に耳を傾け、その理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことができる新しい地域社会の構築が必要です。</p> <p>認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きることができるよう、その家族への支援、また、市、市民、地域団体、事業所等の関わりを明確にしながら、すべての方で地域づくりを進めるため、認知症条例を制定します。</p> | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 認知症条例の制定 | 検討・制定 | 施行 | 施行 |
| 担当課 | 高齢者包括支援課・中央地域包括支援センター | | |

施策 1402 認知症サポーター養成講座

(認知症施策推進大綱 1 「普及啓発・本人発信支援」)

| | | | |
|-----------------|--|--------|--------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | <p>認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーター養成講座を実施します。また、定期開催に加え、認知症の人と地域で関わる機会が多い小売業、金融機関、公共交通機関等の従業員をはじめ、人格形成の重要な時期である児童も対象に養成講座を実施します。</p> | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 認知症サポーター新規養成者数 | 1,500人 | 1,550人 | 1,600人 |
| 担当課 | 高齢者包括支援課 | | |

施策 1403 浦安市認知症サポーターステッカー

(認知症施策推進大綱 1「普及啓発・本人発信支援」・認知症施策推進大綱 4「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」)

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 認知症サポーター養成講座を受講いただいた企業等を対象に、認知症サポーターがいることを市民の方に知っていただくためのステッカーの交付を行います。また、ステッカーを交付している企業名を浦安市のホームページに掲載します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| ステッカー新規交付枚数 | 10枚 | 20枚 | 30枚 |
| 担当課 | 高齢者包括支援課 | | |

施策 1404 認知症総合施策検討委員会

(認知症施策推進大綱 1「普及啓発・本人発信支援」)

| | | | |
|------------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援・ケア向上推進事業、認知症に関することを協議・評価するため、浦安市認知症総合施策検討委員会を開催します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 認知症総合施策検討委員会開催回数 | 3回 | 3回 | 3回 |
| 担当課 | 高齢者包括支援課 | | |

施策 1405 本人ミーティングの開催

(認知症施策推進大綱 1「普及啓発・本人発信支援」)

| | | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 認知症の人の声に耳を傾け、認知症の本人を中心に考える地域社会を推進するため、認知症の人本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を広めます。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 本人ミーティングの回数 | 5回 | 10回 | 10回 |
| 担当課 | 高齢者包括支援課 | | |

施策 1406 認知症初期集中支援チーム

(認知症施策推進大綱3「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」)

| | | | |
|-------------------------------|---|--|--|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることのできるよう、医療機関への受診や介護サービス利用につながっていない認知症の方やその家族に対し「認知症初期集中支援チーム」が支援するとともに、相談窓口である地域包括支援センターの周知を積極的に行います。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| チーム員会議での検討件数(実件数) | 10件 | 15件 | 20件 |
| 介入後必要な医療もしくは介護サービスにつながった件数の割合 | <ul style="list-style-type: none"> ・介入後の医療の導入 70% ・介入後の介護サービスの導入 60% | <ul style="list-style-type: none"> ・介入後の医療の導入 75% ・介入後の介護サービスの導入 65% | <ul style="list-style-type: none"> ・介入後の医療の導入 80% ・介入後の介護サービスの導入 70% |
| 担当課 | 中央地域包括支援センター | | |

施策 1407 認知症介護者交流会事業

(認知症施策推進大綱3「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」)

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 認知症の人を介護する家族同士の交流を深め、情報交換をしたり、認知症に関する知識を習得することで、家族の不安や悩みを軽減することを目的として、月1回交流会を開催します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 介護者交流会開催回数 | 12回 | 12回 | 12回 |
| 担当課 | 高齢者包括支援課 | | |

施策 1408 若年性認知症の人の社会参加活動支援事業**(認知症施策推進大綱4「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」)**

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 若年性認知症の症状・社会的立場や生活環境の変化等の特徴を踏まえ、発症初期段階から認知機能が低下しても、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように、認知症の人本人の意思を尊重しながら社会参加の場を確保することで、若年性認知症の人やその家族を支える地域づくりを推進します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 若年性認知症のつどい開催回数 | 24回 | 24回 | 36回 |
| 担当課 | 高齢者包括支援課 | | |

施策 1409 認知症地域支援推進員**(認知症施策推進大綱3「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」)**

| | | | |
|--------------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 市や地域包括支援センター等に認知症地域支援推進員を配置し、認知症の段階別に利用できるサービスや制度をまとめた認知症ケアパスの作成・普及、認知症多職種協働研修の実施、社会参加活動の体制整備等、関係機関と連携した事業の企画・調整及び医療・介護等の支援ネットワーク構築を通じて、認知症の人を支援する地域体制を構築します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 認知症地域支援推進員による実務者会議 | 12回 | 12回 | 12回 |
| 担当課 | 高齢者包括支援課・中央地域包括支援センター | | |

施策 1410 認知症普及啓発事業**(認知症施策推進大綱1「普及啓発・本人発信支援」)**

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭し、広い世代に認知症について知ってもらうため、講演会やイベント・認知症パネル展等による普及啓発に取り組みます。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 普及啓発実施数 | 5回 | 5回 | 5回 |
| 担当課 | 高齢者包括支援課 | | |

施策 1411 認知症カフェの支援

(認知症施策推進大綱 3「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」)

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 認知症の人やその家族が、地域住民や専門職と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場となる認知症カフェの取組を推進するために、運営費の一部を助成します。また、広報などの運営に関する支援を行います。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 認知症カフェの設置数 | 6箇所 | 6箇所 | 6箇所 |
| 担当課 | 高齢者包括支援課 | | |

施策 1412 チームオレンジ

(認知症施策推進大綱 4「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」)

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 認知症サポーターにステップアップ研修を受講してもらい、意識向上を後押しし、その上で、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組み（チームオレンジ）の構築を目指します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| チームオレンジ設置 | 検討 | 検討 | モデル実施 |
| 担当課 | 高齢者包括支援課 | | |

施策 1413 認知症予防の取組

(認知症施策推進大綱 2「予防」)

| | | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という観点で認知症予防施策の推進を図ります。 運動不足の改善、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、福祉部のみならず、全庁的に認知症予防に資する可能性がある取組を充実させるために認知症予防に関するエビデンスを収集し、庁内向けの認知症研修を行います。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 認知症に関する庁内研修 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 担当課 | 高齢者包括支援課 | | |

(5) 住宅の整備

高齢者が地域で安心して暮らしていくためには、生活基盤として住まいの確保が重要です。

そのため、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を図るため、不動産関係団体との連携強化や賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供など住宅確保要配慮者が入居しやすい環境づくりを推進します。

また、自宅での生活が困難になった場合の施設への入所など、個々の高齢者の状況やニーズに見合った住まいの適切な配備を推進します。

施策 1501 高齢者世帯住み替え家賃等の助成

| | | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 住み替えが必要な高齢者に対し、住み替えに必要な費用の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 受給者 | 12人 | 12人 | 12人 |
| 担当課 | 高齢者福祉課 | | |

施策 1502 介護施設等の整備

| | | | |
|-----------------|--|---|---------------------------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | <p>介護施設等の整備にあたっては、今後の認定者やサービス利用の増加を踏まえ、特定施設入居者生活介護を1箇所、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備を2箇所、小規模多機能型居宅介護を1箇所程度進めていきます。</p> <p>住み慣れた地域で終生過ごしていただくために、今後も地域密着型サービスの充実を進めていきたいと考えています。特別養護老人ホームについては、需要と供給のバランスを考慮しながら引き続き検討してまいります。</p> | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 整備数・定員数 | | 特定施設入居者生活介護 【1施設・48名】 認知症対応型共同生活介護 【1施設・18名】 小規模多機能型居宅介護 【1施設・29名（宿泊9名）】 | 認知症対応型共同生活介護 【1施設・18名】 |
| 担当課 | 介護保険課 | | |

施策 1503 ケアハウスの整備

| | | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | <p>自炊ができない程度の身体能力の低下または高齢などのため独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な方で、60歳以上の方が入居できるケアハウスの管理運営及び施設を保全していくために適切な維持管理を行います。</p> <p>(夫婦入居の場合はどちらかが60歳以上で、もう一方が55歳以上)</p> | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 入居者数 | 50人 | 50人 | 50人 |
| 担当課 | 高齢者福祉課 | | |

施策 1504 分譲集合住宅の推進

| | |
|-----------------|--|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 分譲集合住宅に適正な管理や長寿命化に向けた取組が促進されるよう、情報提供や啓発事業の充実を図ります。 |
| 担当課 | 住宅課 |

施策 1505 住宅セーフティネットの構築**(市営住宅の有効活用)**

| | |
|-----------------|--|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | <p>住宅セーフティネットとして重要な役割を果たしている市営住宅については、高齢者世帯、障がい者世帯等の特に居住の安定の確保が必要な世帯について、入居しやすくなるよう配慮します。</p> <p>また、バリアフリー化などを取り入れながら居住環境の整備を推進するとともに、長寿命化に向けた適切な維持管理の改善を行います。</p> |
| 担当課 | 住宅課 |

施策 1506 住宅セーフティネットの構築**(不動産関係団体等との連携強化)**

| | |
|-----------------|--|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 低所得者、高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、住宅確保要配慮者の関係部署、及び社会福祉協議会をはじめとする関連機関が情報を共有し、不動産関係団体等との情報交換の場を創出し、連携を図ります。 |
| 担当課 | 社会福祉課・住宅課 |

施策 1507 住宅セーフティネットの構築

(住宅確保要配慮者が入居しやすい環境の整備)

| | | | |
|--------------------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 賃貸住宅経営者や不動産関係団体等に対し、低所得者、高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や家賃債務保証制度など、住宅確保要配慮者が入居しやすい民間賃貸住宅に関する制度の周知と推進を図ります。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| セーフティネット住宅情報提供システム登録住宅戸数 | 5戸 | 10戸 | 15戸 |
| 担当課 | 社会福祉課・住宅課 | | |

(6) 外出しやすいまちづくり

高齢者が気軽に出かけて社会参加できるよう、公共施設のバリアフリーの整備など活動しやすい環境づくりに取り組むとともに、快適で使いやすい道路の整備や利用者に配慮した移手段の充実を図ります。

施策 1601 安全な道路環境の充実

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 計画的な維持修繕や道路環境の改善に取り組む中で、高齢者をはじめとする誰もが移動しやすい道路整備に努めます。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 改良工事に伴う歩道整備の実施数 | 2箇所 | 2箇所 | 2箇所 |
| 担当課 | 道路整備課 | | |

施策 1602 バリアフリー化された生活環境の充実

| | | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 「バリアフリー法」や「千葉県福祉のまちづくり条例」、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」等を踏まえ、既存の公共施設についてバリアフリー化を進めるほか、新規の施設についてもユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を図り、高齢者や障がい者が安心して外出し、積極的に社会と関わり、地域社会の一員として役割を担えるように公共建築物の整備を進めていきます。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 公共施設のバリアフリー推進件数 | 3件 | 2件 | 2件 |
| 担当課 | 営繕課 | | |

施策 1603 安心安全に利用できる施設の整備

| | | | |
|----------------------|---|-----------------------|-----------------------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 不特定多数の方が利用する建築物で、一定規模以上のものについては「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく移動円滑化基準適合審査及び「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づく届出書の審査、不適合建築物への指導を行います。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 千葉県福祉のまちづくり条例届出書の適合率 | 努力義務であり、可能な限り基準適合を促す。 | 努力義務であり、可能な限り基準適合を促す。 | 努力義務であり、可能な限り基準適合を促す。 |
| 担当課 | 建築指導課 | | |

施策 1604 コミュニティバスの運行

| | | | |
|-----------------|---|------------|------------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 高齢者などの移動に制約のある方の移動手段の確保や公益施設のアクセス性の向上を図ることを目的にコミュニティバス（おさんぽバス）を運行します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 年間利用者数 | 2,112,101人 | 2,120,067人 | 2,128,033人 |
| 担当課 | 都市計画課 | | |

施策 1605 大型バスの貸出し

| | | | |
|-----------------|-------------------------------------|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 高齢者の社会参加を促進するため、大型バス（運転手付き）を貸し出します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用回数 | 200回 | 200回 | 200回 |
| 担当課 | 高齢者福祉課 | | |

(7) 適正な介護保険制度の充実と円滑な運営

介護保険サービスの充実を図るため、「各論第2章 介護保険事業計画」での位置づけに従い、事業を実施します。

また、介護保険制度を、継続して安定的に運営していくためには、受給者にとって真に必要なサービスに対して適正に給付していくことが重要です。

そのため、国の指針に望み、介護給付適正化に取り組むことによって、給付費の増加を抑制することで、安定的な事業運営を図ります。

施策 1701 介護保険サービスの充実

| | | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 各論第2章に記載の 介護保険事業計画において、計画値と実績値を比較することで課題を抽出し、施策を検討します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 検証回数 | 2回 | 2回 | 2回 |
| 担当課 | 介護保険課 | | |

施策 1702 要介護認定に関する適正化

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 市職員が直接的に要介護認定調査や事後点検を実施します。介護認定審査会委員や認定調査員に対する研修に積極的に参加し、質の維持に努め、介護認定審査会事務局のスキルアップにも努めます。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 研修会数 | 2回 | 2回 | 2回 |
| 担当課 | 介護保険課 | | |

施策 1703 介護サービスの適正化

| | | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 介護サービスが適正な内容・適切な量で提供されていることを確認するために、居宅介護支援事業所に対するケアプランチェックを行います。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| ケアプランチェック実施事業所数 | 2事業所 | 2事業所 | 2事業所 |
| 担当課 | 介護保険課 | | |

施策 1704 事業者や報酬請求に関する給付適正化

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 市が所管する介護サービス提供事業所（指定地域密着型サービス事業所及び介護支援事業所）への指導・監査を実施し、適正なサービス提供がなされるよう監督に努めます。 また、審査支払機関（国保連）作成のデータを用いて、不当請求事業者の抽出及び指導、医療保険と介護保険の重複請求のチェックを行います。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 実地指導実施事業所数 | 6事業所 | 8事業所 | 10事業所 |
| 担当課 | 介護保険課 | | |

施策 1705 受給者の視点に立った給付適正化

| | | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 家族を含む受給者本人に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について年1回通知することにより、自ら受けているサービスを改めて確認していただくことで、適切なサービス利用の普及啓発を行います。 また、制度の正しい理解や適切なサービス利用について、市民全体への普及啓発に努めます。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 給付費通知発送回数 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 担当課 | 介護保険課 | | |

(8) 感染症対策の推進

新型コロナウイルスをはじめとする感染症に対する備えとして、介護保険事業所等と連携し感染症拡大防止策の周知啓発・感染症予防物品の迅速な配置を図るとともに、感染症予防に十分注意しつつ、高齢者の社会活動を維持するための取り組みを推進します。

施策名 1801 事業所等への感染症拡大防止のための感染予防対策

| | |
|-----------------|--|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 介護事業所等が、感染症発生時において継続的にサービス提供をするため、感染症対策の留意点などについての情報の提供を行い、必要に応じて感染予防物品（マスクや消毒薬等）の速やかな配置に取り組みます。 |
| 担当課 | 介護保険課 |

施策名 1802 感染症拡大防止のための高齢者への情報提供・周知

| | |
|-----------------|---|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 感染症の拡大防止のため、国、県など関係機関と連携し、広報やホームページを利用して感染症の情報提供・周知に努めます。 |
| 担当課 | 健康増進課 |

施策名 1803 感染症拡大下における社会活動の支援

| | |
|-----------------|---|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 感染症拡大防止のために、人と人との接触の機会を減らすことが求められる状況の中でも、高齢者の心身機能が低下しないようにコミュニティにおける交流も含め、健康維持の確保が重要です。 そのため、オンラインの活用、感染症の拡大防止に配慮した介護予防及び社会参加活動の支援等の取り組みを充実させます。 |
| 担当課 | 高齢者福祉課・中央地域包括支援センター・高齢者包括支援課 |

基本目標2 自分らしく豊かな生活を送るために（自立）

「健康寿命の延伸」に向けて、地域住民一人ひとりが健康に関心を持ち、いつまでも住み慣れた地域で自立して生活が送れるよう、生活習慣病予防等の健康づくり、生きがいづくりを通じた健康寿命の延伸に向けた取組を進めます。

また、元気な高齢者に対しては、地域でのボランティア活動、生涯学習活動や就労の機会を拡充し、高齢者が積極的に社会参加し、生きがいの持てる生活を支援するための取組を推進します。

【施策の展開】

（基本目標）

自分らしく豊かな生活を送るために（自立）

（取組の柱）

- （1）ボランティア活動・市民活動等の推進
- （2）生涯学習・スポーツ活動の充実
- （3）高齢者の居場所づくり
- （4）高齢者の就業支援の充実
- （5）健康づくり・保健事業の体系的な推進

●：重点施策

(1) ボランティア活動・市民活動等の促進

高齢者が地域と主体的に関わり、市民活動やボランティアなどの社会参加を通じて、健康で生きがいのある豊かな生活につながる取組を推進します。

施策 2101 市民活動団体への支援

| | | | |
|-------------------|--|--|--|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 高齢者の市民活動への参加や現在実施している活動の促進のため、市民活動センターにて、団体の立ち上げ支援や団体の基盤強化及び活性化に向けた支援などを行います。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 市民活動センター主催事業の実施回数 | <ul style="list-style-type: none"> ・団体応援講座 ・まちづくり講座 ・市民活動フェスティバル ・うらやすNPOウィーク <p style="text-align: center;">各1回</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・団体応援講座 ・まちづくり講座 ・市民活動フェスティバル ・うらやすNPOウィーク <p style="text-align: center;">各1回</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・団体応援講座 ・まちづくり講座 ・市民活動フェスティバル ・うらやすNPOウィーク <p style="text-align: center;">各1回</p> |
| 担当課 | 市民参加推進課 | | |

施策 2102 ボランティア活動の担い手拡充

| | | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | <p>高齢者の社会参加促進及び介護予防を推進するため、ボランティア活動の入り口となる体験講座をボランティアセンター登録団体と連携をとりながら開催し、市民が社会参加しやすい環境づくりを推進します。</p> <p>また、ボランティア活動ニーズに柔軟に対応するために、ボランティアセンター登録要件の見直しを行い、ボランティアセンター登録団体数の増加を促進します。</p> | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| ボランティア体験講座参加者数 | 50人 | 50人 | 50人 |
| 担当課 | ボランティアセンター | | |

(2) 生涯学習・スポーツ活動の充実

高齢者が生きがいづくりなどの活動を行うことは、介護予防につながるだけでなく、より高齢者本人の生活の質を高めます。

そのため、高齢者が、多様な形で生涯学習を行うことができるよう、公民館活動への支援を行うとともに、地域で活動したり学んだりしている人たちへ、市の職員が出向いて講座を行う出前講座をより充実します。また、高齢者の自主的な文化、芸術、スポーツ活動を支援します。

施策 2201 出前講座の充実

| | | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 高齢者をはじめとする市民の多様な生涯学習ニーズに対応するため、全部で59講座の多岐にわたるテーマを用意しています。市の職員が直接サークル、自治会、老人クラブ等に出向き、地域に密着した講義等を行うことにより、生涯学習を通じた街づくりを推進します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 講座の開催回数 | 30回 | 30回 | 30回 |
| 担当課 | 生涯学習課 | | |

施策 2202 文化・芸術活動の推進

| | | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 高齢者も積極的に参加できる内容を考慮した芸術や美術等の文化事業を行います。 文化・芸術の公演等について、高齢者をはじめ市民の誰もが世代を超え、交流やふれあいを通じて、互いに学びあえるような事業を行ってきましたが、今後も多くの高齢者が関心を持ち、鑑賞・参加できるよう努めます。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 高齢者の鑑賞、参加可能な事業数 | 3回 | 5回 | 5回 |
| 担当課 | 生涯学習課 | | |

施策 2203 郷土博物館での世代間交流活動の促進

| | | | |
|-------------------------------------|--|----------------|----------------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | <p>博物館ボランティアとして博物館の活動に協力している「もやいの会」と、4つの文化団体が、豊富な経験から培われた知識や技術を生かし、子どもや若い世代に、浦安に伝わる伝統的な文化や技を実演・体験を通して伝え、郷土の歴史と文化への理解を深めるとともに、世代間の交流を図ります。</p> <p>また、博学連携事業においても、幼児・児童・生徒に対し、体験学習を通して、学習指導や支援を行い、子どもたちのふるさと浦安に対する郷土愛の醸成に寄与しながら、世代間の交流を図ります。</p> | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| ボランティア登録者数 ・延べ協力者数 ・体験事業等実施回数 | 1,200人 300回 | 1,200人 300回 | 1,200人 300回 |
| 担当課 | 郷土博物館 | | |

施策 2204 公民館活動の支援

| | | | |
|-----------------|---|--|--|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | <p>浦安おたっしゅ体操教室(のんびりコース、はつらつビデオコース)各館で実施予定・・・令和3年度から5年度</p> <p>コミュニティ・カレッジうらやす(公民館共通事業)2館で実施予定・・・令和3年度から5年度</p> <p>この他、高齢者福祉関連事業を実施予定・・・令和3年度から5年度</p> | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 事業開催数 | 40回×7館 =280回 10回×2館 =20回 20回 計 320回 | 40回×7館 =280回 10回×2館 =20回 20回 計 320回 | 40回×7館 =280回 10回×2館 =20回 20回 計 320回 |
| 担当課 | 公民館 | | |

施策 2205 生涯スポーツの推進

| | | | |
|-----------------|---|---------|---------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | <p>社会の急激な変化による市民のライフスタイルや価値観の多様化により、市民がスポーツを行う目的は、健康の保持・増進や介護予防による健康寿命の延伸、競技力の向上、他者や異なる文化の理解促進、仲間づくりなど多様なものとなっています。</p> <p>このことから、より多くの市民が、自らの目的に向けてスポーツに親しみ、心身ともに明るく健康で生きがいのある生活を送れるよう、年齢や性別、障がいの有無、ライフスタイルやスポーツの関心の度合いなどに基づく多様なニーズに応じたスポーツ機会を提供します。</p> | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 浦安スポーツフェア参加者数 | 30,000人 | 30,000人 | 30,000人 |
| 担当課 | 市民スポーツ課 | | |

施策 2206 高齢者がスポーツに親しめる環境づくり

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | <p>市民が身近な場所で気軽にスポーツを楽しめる環境を整えていくことは、市民一人ひとりが生涯にわたって多様なスポーツに親しみ、心身ともに明るく健康で豊かな生活の実現につながっていきます。</p> <p>このことから、年齢や性別、障がいの有無、ライフスタイルなどにかかわらず、市民の誰もがスポーツに取り組むことができる環境の充実を図ります。</p> <p>また、市民が身近なスポーツに取り組めるよう学校・地域などと連携していくとともに、既存のスポーツ施設の効果的な活用やオープンスペースの活用など、スポーツを行う場の充実に取り組みます。</p> | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用可能施設数 | 53施設 | 53施設 | 53施設 |
| 担当課 | 市民スポーツ課 | | |

施策 2207 図書館の充実

| | | | |
|------------------------|---|--------------|--------------|
| <p>施策事業の内容と計画期間の取組</p> | <p>高齢者の読書ニーズの把握に努め、蔵書や図書館施設・設備の充実を図り、より良いサービスを提供します。 通常の図書の利用が困難な方のために、大活字本の収集を行います。 特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設へ図書の貸出を継続的に行います。 図書館に来館することが困難な高齢者に対して、各種図書館サービスが受けられることを広報していきます。 図書館内の掲示物や印刷物について、高齢者に対応した仕様に見直しを行います。 図書館のワークスペースを事業の開催時に提供するなど、他部署との連携を図ります。 認知症サポーター養成講座へ参加します。</p> | | |
| <p>評価指標</p> | | | |
| <p>指標</p> | <p>令和3年度</p> | <p>令和4年度</p> | <p>令和5年度</p> |
| <p>大活字本の継続的収集</p> | <p>30冊</p> | <p>30冊</p> | <p>50冊</p> |
| <p>担当課</p> | <p>中央図書館</p> | | |

(3) 高齢者の居場所づくり

高齢者のつながりや健康づくり活動ができる拠点としての老人クラブ、老人福祉センターへの支援を通じ、高齢者の外出のきっかけづくりを行うとともに、多種多様な主体による通いの場を創出し、生きがいづくりの支援に努めます。

施策 2301 老人クラブの充実

| | | | |
|-----------------|--|--------|--------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 浦安市老人クラブ連合会として、各種スポーツ大会、芸能発表大会、囲碁・将棋大会、支え合い研修、地域清掃等の社会奉仕活動、地域医療セミナー、連合大会など様々な事業を行い、単位老人クラブとして、月例会や、連合会主催の大会参加に向けた様々なサークル活動などを行います。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 単老クラブ活動延べ回数 | 7,900回 | 8,000回 | 8,100回 |
| 担当課 | 高齢者福祉課 | | |

施策 2302 老人クラブ会館の整備

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 老人クラブ活動を円滑に行えるように老人クラブ会館の整備・維持管理を行います。(施設数 36 会館) | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| クラブ会館の整備数 | 36棟 | 37棟 | 38棟 |
| 担当課 | 高齢者福祉課 | | |

施策 2303 老人福祉センターの充実

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 高齢者の生きがいづくりや利用者同士の交流、生活相談、健康相談を行います。地域包括支援センター等と連携し、支援が必要な方に対しての連携体制を構築します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 1日平均利用者数 | 600人 | 620人 | 650人 |
| 担当課 | 高齢者福祉課 | | |

(参考) 上記3事業以外の高齢者の居場所と関係する事業

◆認知症の人の交流の場

- P55 施策 1405 「本人ミーティング」
P58 施策 1411 「認知症カフェの支援」

◆ボランティア活動や市民活動を行う場

- P68 施策 2101 「市民活動団体への支援」
P68 施策 2102 「ボランティア活動の担い手拡充」

◆生涯学習・スポーツ活動の場

- P69 施策 2201 「出前講座の充実」
P69 施策 2202 「文化・芸術活動の推進」
P70 施策 2203 「郷土博物館での世代間交流活動の促進」
P70 施策 2204 「公民館活動の支援」
P71 施策 2205 「生涯スポーツの推進」
P71 施策 2206 「高齢者がスポーツに親しめる環境づくり」
P72 施策 2207 「図書館の充実」

◆介護予防活動に関する参加・交流の場

- P82 施策 3104 「介護予防推進協働事業（浦安介護予防アカデミア）」
P83 施策 3105 「通いの場の充実（一般介護予防事業）」

◆高齢者の社会参加を支援する場

- P85 施策 3201 「生活支援体制整備の充実（生活支援コーディネーターの配置）」
P86 施策 3202 「生活支援体制整備の充実（地域支え合い会議（協議体）の充実）」

(4) 高齢者の就労支援の充実

就労意欲のある高齢者が就労できる環境づくりに取り組みます。

あわせて、就労の機会を充実させることで、高齢者の生きがいの創出や生活の質の向上を図ります。

施策 2401 高齢者就労相談・紹介

| | | | |
|-----------------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 市川公共職業安定所と浦安市の共同運営による浦安市ふるさとハローワークにおいて、「求職相談・職業紹介」を行うとともに、求職活動をする上で抱える様々な問題の解決を支援するため、専門相談員（キャリアコンサルタント）による「就労相談」を実施します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 浦安市ふるさとハローワークを通じた就業者数 | 450人 | 470人 | 500人 |
| 担当課 | 商工観光課 | | |

施策 2402 高年齢者及び障がい者雇用促進奨励金の活用促進

| | | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 高年齢者や心身障がい者の雇用の機会の増大を図ることを目的に「高年齢者及び障がい者雇用促進奨励金」を交付し、高年齢者の就労意欲や能力に応じて就労できる環境を整えていきます。また、本制度のPR等を通じて更なる利用促進に努めます。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 高年齢者雇用促進奨励金申請件数 | 60件 | 65件 | 70件 |
| 担当課 | 商工観光課 | | |

(5) 健康づくり・保健事業の体系的な推進 **重点施策4**

高齢者がいつまでも健康で自分らしい暮らしを続けることができるためには、高齢期以前も含め、元気なうちから自らの健康づくりに取り組むことが必要です。そのため、健康づくりに関して気軽に相談でき、正しい情報をわかりやすく入手できるよう、健康情報などの情報発信や各種講座の実施に努めます。

特に、後期高齢者は、体重・筋肉量の減少を主因とし、身体活動量や活力の低下等のフレイルが顕著になり始めることから、健康診査の際に高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握するための質問票を用いた問診を実施し、健康づくりや介護予防のための必要な情報提供や支援を行います。

また、平成30年に制定した「浦安市がん対策の推進に関する条例」に基づき、各種がん検診における受診率の向上やがん患者への支援を行います。

施策 2501 地域健康づくり事業

| | | | |
|-----------------|---|--------|--------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 地域のあらゆる社会資源やネットワークを通して、健康づくりや生活習慣病予防に関する知識の普及啓発を行います。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 情報発信の連携先数 | 500箇所 | 525箇所 | 550箇所 |
| 出前健康教育実施数 | 30回 | 40回 | 50回 |
| 健康教室・イベント参加者数 | 3,500人 | 3,650人 | 3,800人 |
| 担当課 | 健康増進課 | | |

施策 2502 健康推進員活動

| | | | |
|-----------------|---|--------|--------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 健康づくりボランティアである健康推進員を通じて、健康に関する様々な情報を発信していきます。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 事業参加者数 | 1,900人 | 1,900人 | 1,900人 |
| 担当課 | 健康増進課 | | |

施策 2503 健康相談

| | | | |
|-----------------|--|--------|--------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 生活習慣病予防のための、病態別の健康相談の充実を図ります。健康診査等、他の保健事業との連携を図りつつ、個人の健康状態や生活習慣に応じた指導や助言を行います。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 健康相談者数 | 2,600人 | 2,600人 | 2,600人 |
| 担当課 | 健康増進課 | | |

施策 2504 高齢者の予防接種

| | | | |
|-----------------|---|---|---|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | <p>【インフルエンザワクチン予防接種】 インフルエンザワクチンの予防接種により、肺炎を伴う等、重症化の予防効果があることから、市の指定医療機関において、予防接種を行います。（市外で自費で接種した場合は、償還払い）</p> <p>【高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種】 肺炎球菌の感染による肺炎予防及び重篤化防止を図るため、市の指定医療機関において、予防接種を行います。</p> | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 接種者数 接種率 | 高齢者インフルエンザ予防接種者数：18,500人（接種率 60%以上） 高齢者肺炎球菌ワクチン接種者数（定期・任意）：1,100人（接種率 17%以上） | 高齢者インフルエンザ予防接種者数：18,700人（接種率 60%以上） 高齢者肺炎球菌ワクチン接種者数（定期・任意）：1,050人（接種率 17%以上） | 高齢者インフルエンザ予防接種者数：19,050人（接種率 60%以上） 高齢者肺炎球菌ワクチン接種者数（定期・任意）：1,000人（接種率 17%以上） |
| 担当課 | 健康増進課 | | |

施策 2505 各種がん検診

| | | | |
|-----------------|--|--|--|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | がんの早期発見・早期治療につなげるため、各種がん検診を実施します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| がん検診受診率 ※ | 胃がん：10.0% 肺がん：11.0% 大腸がん：10.5% 子宮頸がん： 26.0% 乳がん：19.0% | 胃がん：11.0% 肺がん：12.0% 大腸がん：11.5% 子宮頸がん： 27.0% 乳がん：20.0% | 胃がん：12.0% 肺がん：13.0% 大腸がん：12.5% 子宮頸がん： 28.0% 乳がん：21.0% |
| 担当課 | 健康増進課 | | |

施策 2506 各種健康診査

| | | | |
|----------------------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 生活習慣病の発症予防や早期発見・早期治療につなげるため、特定健康診査を実施します。 フレイルなどの高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握し、疾病の重症化及び介護予防につなげるため、後期高齢者健康診査を実施するとともに、後期高齢者の口腔機能低下や誤嚥性肺炎の予防を目的とした後期高齢者歯科口腔健康診査を実施します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 国民健康保険 特定健康診査 受診率※ | 55.0% | 57.0% | 60.0% |
| 後期高齢者健康診 査受診率 | 47.0% | 47.5% | 48.0% |
| 後期高齢者歯科口 腔健康診査受診率 ※※ | 15.0% | 16.0% | 17.0% |
| 担当課 | 健康増進課 国保年金課 | | |

※浦安市国民健康保険第2期データヘルス計画

第3期特定健康診査等実施計画より

※※千葉県後期高齢者医療広域連合 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）

施策 2507 特定保健指導の実施

| | | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 本市の国民健康保険の被保険者に対する特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要な被保険者に対し、生活習慣病を予防するため特定保健指導を実施します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 特定保健指導実施率 | 45.0% | 52.0% | 60.0% |
| 担当課 | 国保年金課 | | |

基本目標3 健康を維持してよりよく生きていくために（総合事業・要支援）

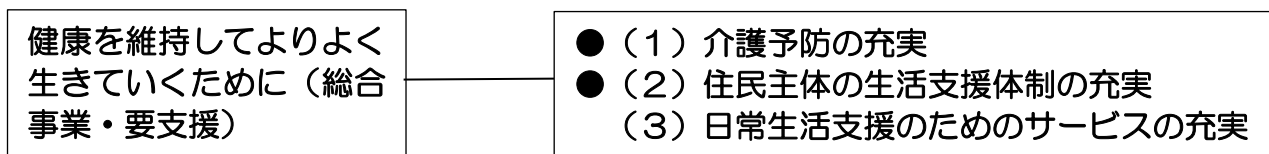
生活機能の低下がみられる支援を要する高齢者が、住み慣れた地域で自立した日常生活を送るためには、介護予防・生活支援サービスの利用とともに、身近な集いの場などへの参加を継続することで、できるだけ要介護状態に移行するのを予防することが重要です。生活機能が低下しても、地域での活動などに参加を続けることで、生きがいを持って生き生きと暮らすことが可能になり、介護予防につながることを期待できます。

また、これらの高齢者が、身近な地域社会から孤立せずに日常生活を送ることができるよう、住民主体の支え合いの団体、NPO、民間企業等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援します。

【施策の展開】

（基本目標）

（取組の柱）



●：重点施策

(1) 介護予防の充実 **重点施策4**

総合事業対象者及び要支援者に対し、効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービスの実施が行われるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図り、要介護認定を受ける高齢者の増加や重度化予防につなげていきます。地域ケア会議や地域支え合い会議（協議体）を通じて住民運営の通いの場を充実・拡大することで、身近な場所で高齢者が集い、担い手側あるいは参加者として介護予防活動ができる環境の整備・充実を図ります。

また、元気なときからの切れ目のない介護予防の継続ができるよう、リハビリテーション専門職等の関与による自立支援のための取組を推進します。

施策 3101 保健事業と介護予防の一体的実施

| | | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、医療専門職を配置し、医療・介護に関するデータの分析を通じて地域の健康課題を把握します。具体的な健康課題を抱える高齢者に対しアウトリーチ支援を行いながら必要な医療・介護サービスにつなげ、また、地域の医療関係団体と連携を図りながら、医療専門職が介護予防に資する通いの場等へ積極的に関与する等、保健事業と介護予防を一体的に実施します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 事業実施計画 | 検討 | 実施 | 実施 |
| 担当課 | 高齢者包括支援課・中央地域包括支援センター・健康増進課・国保年金課 | | |

施策 3102 介護予防普及啓発事業

| | | | |
|---|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 介護予防に関する知識や技術を幅広く周知し、取組への意識を高めるための啓発を行います。市民の集まる各種教室やイベントなど様々な場所でのパンフレット配布のほか、オンラインを活用して介護予防体操を広めるなど、様々な方法で周知活動を行います。また、介護予防活動を展開する団体との講演会等の企画のほか、介護予防教室や出前講座等を開催し、参加された方がその後の地域活動につながるような体制を整備します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 介護が必要な状態にならないために、介護予防の取組が効果的であると知っている割合 | 70% | 72% | 75% |
| 介護予防に関する講演会の参加者数 | 500人 | 500人 | 500人 |
| 担当課 | 高齢者包括支援課・中央地域包括支援センター | | |

施策 3103 地域リハビリテーション活動支援事業

| | | | |
|----------------------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | リハビリテーション専門職が高齢者の有する能力や改善の可能性を評価するため、地域ケア会議（自立支援会議）、サービス担当者会議に出席するほか、通所・訪問介護事業所職員や住民運営の通いの場の担い手への助言・支援を行います。また、リハビリテーション連絡会と協力して、アセスメント訪問や、介護予防教室を開催するなど活動を広げていきます。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| ケアプラン上の評価案の目標達成率 | 60% | 65% | 70% |
| リハビリテーション専門職によるアセスメント訪問の回数 | 20回 | 22回 | 25回 |
| 担当課 | 高齢者包括支援課・中央地域包括支援センター | | |

施策 3104 介護予防推進協働事業（浦安介護予防アカデミア）

| | | | |
|-----------------|--|---------|---------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 高齢者自らが活動に参加することで、介護予防の推進を図れる地域づくりを進めます。浦安介護予防アカデミアとともに、各種介護予防教室や介護予防に関する活動の普及啓発事業を実施し、通いの場の立ち上げ支援に携わる等、各地域での住民の参加と、担い手としての活動の促進をはかります。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 延べ参加者数 | 30,000人 | 30,000人 | 30,000人 |
| 担当課 | 高齢者包括支援課 | | |

施策 3105 通いの場の充実（一般介護予防事業）

| | | | |
|-----------------------|--|--------|--------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | <p>高齢者の介護予防の推進及び、担い手としての社会的役割を持つために、地域ケア会議^{※1}や地域支え合い会議（協議体）^{※2}の機能を活用しながら介護予防に資する住民主体の通いの場の充実に取り組めます。</p> <p>① 新たな通いの場の創設をすすめていきます。</p> <p>② 積極的に地域の高齢者自身が支援の担い手として、通いの場に参加できるような取組を行います。</p> | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 月一回以上開催する、住民主体の通いの場の数 | 115 箇所 | 120 箇所 | 130 箇所 |
| 担当課 | 高齢者包括支援課・中央地域包括支援センター | | |

※1 P 52 施策 1103「地域ケア会議の充実」を参照してください

※2 P 89 施策 3201「生活支援体制整備の充実（生活支援コーディネーターの配置）」、施策 3202「生活支援体制整備の充実（地域支え合い会議（協議体）の充実）」を参照してください。

施策 3106 通所型サービス A（緩和した規準によるデイサービス）

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | <p>要支援認定者または基本チェックリストにより総合事業対象者と判定された方に、要介護状態になることを予防するためのデイサービスを提供します。</p> | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| サービス利用実人数 | 5人 | 10人 | 20人 |
| 事業所数 | 2箇所 | 2箇所 | 3箇所 |
| 担当課 | 高齢者包括支援課 | | |

施策 3107 短期集中予防サービス通所型 C 事業（介護予防・生活支援サービス）

| | | | |
|---------------------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 要支援認定者または基本チェックリストにより総合事業対象者と判定された方に、短期間、保健医療専門職（リハビリテーション専門職等）が通所の方法により、生活行為を改善するためのプログラム等を提供します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用者数 | 50人 | 60人 | 70人 |
| サービス終了時の評価が維持・改善の方の割合 | 75% | 77% | 80% |
| サービス終了後に地域の社会資源に結び付いた方の割合 | 50% | 55% | 60% |
| 担当課 | 高齢者包括支援課 | | |

施策 3108 短期集中予防サービス訪問型 C 事業（介護予防・生活支援サービス）

| | | | |
|-----------------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 要支援認定者または基本チェックリストにより総合事業対象者と判定された方に、短期間、保健医療専門職（リハビリテーション専門職、歯科衛生士、管理栄養士）が居宅に訪問し、生活行為を改善するためのプログラム等を提供します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用者数 | 10人 | 15人 | 20人 |
| サービス終了時の評価が維持・改善の方の割合 | 80% | 85% | 90% |
| 担当課 | 高齢者包括支援課 | | |

(2) 住民主体の生活支援体制の充実 **重点施策5**

生活機能の低下がみられる支援を要する高齢者が、住み慣れた地域で孤立せず自立した日常生活を送るために、市と生活支援コーディネーターと連携して地域の課題を話し合う地域支え合い会議（協議体）を充実させ、住民主体、NPO、民間企業等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援します。

施策 3201 生活支援体制整備の充実

(生活支援コーディネーターの配置)

| | | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 高齢者の生活支援体制の整備を推進するため、市全域（第1層）及び日常生活圏域（第2層）に生活支援コーディネーターを配置し、①地域に不足するサービスの創出、担い手の養成等の資源開発、②関係者間のネットワークの構築・連携・協働の体制づくり、働きかけ、③地域の支援ニーズとサービス主体の活動のマッチング等の活動を推進します。 また、社会参加意欲の強い団塊の世代が高齢化していくことから、ボランティアや就労的活動など、高齢者の社会参加を支援するため、就労的活動支援コーディネーターの配置を検討します。 | | |
| | 評価指標 | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 活動事業別件数 | 500件 | 510件 | 520件 |
| 担当課 | 高齢者包括支援課・社会福祉協議会 | | |

施策 3202 生活支援体制整備の充実

(地域支え合い会議（協議体）の充実)

| | | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 団塊の世代が後期高齢者になる 2025 年、団塊ジュニア世代が 65 歳以上になる 2040 年に向けて、少子高齢化が進み介護人材が不足することが懸念されます。この課題に対応するためには、行政主体の支え合いから住民主体の支え合いに変革していく必要があります。 住民主体の生活支援体制を推進するためには、多様な主体の参画が効果的な取組につながることから、生活支援コーディネーターと地域の多様な提供主体が定期的に情報の共有・連携する地域支え合い会議（協議体）を市全域（第1層）及び日常生活圏域（第2層）に設置し、高齢者の介護予防に資する通いの場や生活支援が創出できるような体制を構築します。 | | |
| | 評価指標 | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 第2層協議体開催数 | 16回 | 16回 | 16回 |
| 担当課 | 高齢者包括支援課・社会福祉協議会 | | |

施策 3203 通所型サービス B（介護予防・生活支援サービス事業）

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | <p>住民主体により、特定の要支援者等が定期的に利用が可能な自主的な通いの場づくりを運営する団体に対して運営費の助成を行います。</p> <p>また、積極的に地域の高齢者自身が支援の担い手として参加できるような取組を行います。</p> | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| サービス提供団体数 | 0 | 0 | 1 団体 |
| 担当課 | 高齢者包括支援課 | | |

施策 3204 訪問型サービス B（介護予防・生活支援サービス事業）

| | | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | <p>要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、主に住民ボランティア等、住民主体の自主活動として行う生活援助等の多様な支援を行う団体に対して運営費の補助を行います。また、積極的に地域の高齢者自身が支援の担い手として参加できるような取組を行います。</p> | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| サービス提供団体数 | 1 団体 | 2 団体 | 2 団体 |
| 担当課 | 高齢者包括支援課 | | |

(3) 日常生活支援のためのサービスの充実

要支援の高齢者の増加が見込まれる中、日常生活上の困りごとに対する支援の必要性が高まっています。

そのため、高齢者の地域における自立した日常生活・社会参加が継続できるように、高齢者の日常生活を支援する事業や社会参加を促進する事業の実施を継続します。

施策 3301 高齢者の外出の促進

| | | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | <p>[シルバーカー購入費の助成] 65歳以上で歩行の際に補助を必要とする方が、歩行補助車（シルバーカー）を購入した場合、その費用の一部の助成を行います。</p> <p>[交通安全杖の給付] 65歳以上で歩行の際に杖を必要とする方へ交通安全杖を給付します。</p> | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 助成件数 | 48件 | 68件 | 60件 |
| 担当課 | 高齢者福祉課 | | |

施策 3302 在宅における見守り体制の構築

| | | | |
|-----------------|---|--------|--------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 緊急時にボタン1つで通報できる装置を貸与し、その設置費用や利用料を助成します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 実利用人数 | 1,259人 | 1,290人 | 1,310人 |
| 担当課 | 高齢者福祉課 | | |

施策 3303 日常生活機能保持・健康維持支援

| | | | |
|-----------------|---|---|---|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | <p>難聴や高齢者に起こりやすい様々な身体機能低下に対する支援（費用の一部助成）を行います。</p> <p>【補聴器購入費の助成】 医師から補聴器が必要と診断された方に購入費用の一部を助成します。</p> <p>【白内障用特殊眼鏡等購入費の助成】 白内障手術後、医師から特殊眼鏡またはコンタクトレンズが必要と診断された方、または手術が行えない場合に、購入費用の一部を助成します。</p> <p>【はり・きゅう・マッサージ利用券の交付】 65歳以上の方に、はり、きゅう、マッサージ等の施設利用券（市に登録がある施設で、保険診療外の施術の場合）を交付します。</p> | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 助成件数 | 白内障 240件 補聴器 180件 はり・きゅう・ マッサージ 49,800件 | 白内障 255件 補聴器 193件 はり・きゅう・ マッサージ 51,000件 | 白内障 270件 補聴器 206件 はり・きゅう・ マッサージ 53,000件 |
| 担当課 | 高齢者福祉課 | | |

施策 3304 給食サービス

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | <p>高齢者の健康の保持と安否確認を目的として、65歳以上の食事の調理が困難な方を対象に栄養バランスの取れた調理済みの夕食を個別に配達します。</p> | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 実利用人数 | 235人 | 240人 | 245人 |
| 担当課 | 高齢者福祉課 | | |

施策 3305 高齢者あんしんマンション支援事業

| | | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | <p>高齢者の身近な生活相談や健康相談、安否確認等を行い、孤立化を防ぐための活動を行っている管理組合または自治会に対し、経費の一部を助成します。</p> | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 団体数 | 5団体 | 6団体 | 7団体 |
| 担当課 | 高齢者福祉課 | | |

施策 3306 敬老祝金品の支給

| | | | |
|-----------------|--|----------|----------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 数え 77 歳以上の方を対象に、敬老、長寿を祝うことを目的に祝い品を支給します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 支給件数 | 13,830 件 | 15,100 件 | 17,070 件 |
| 担当課 | 高齢者福祉課 | | |

施策 3307 住宅用火災警報器購入費の助成

| | | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 65 歳以上で、前年度の市民税が非課税のひとり暮らしまたは高齢者世帯に対して、住宅用火災警報器の購入費用の一部を助成します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 助成件数 | 10 件 | 10 件 | 10 件 |
| 担当課 | 高齢者福祉課 | | |

施策 3308 バス乗車券の交付

| | | | |
|-----------------|----------------------------------|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 70 歳以上の方にバス乗車券を支給し、社会参加の促進を図ります。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用率 | 65% | 66% | 67% |
| 担当課 | 高齢者福祉課 | | |

施策 3309 高齢者等ごみ出し支援事業

| | | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | ごみや資源物を自らの力で収集場所まで排出することが困難で、かつ他者からの協力が得られない一人暮らしの高齢の方などに、声掛けを行いながらごみや資源物の戸別収集を行います。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用世帯数 | 40 世帯 | 60 世帯 | 80 世帯 |
| 担当課 | ごみゼロ課 | | |

施策 3310 高齢者自動車運転対策事業

| | | | |
|-------------------------|--|-------|-------|
| 施策事業の 内容と計画期間の 取組 | 高齢運転者が加害者となる事故が全国的に多発し、社会問題化している状況を踏まえ、高齢運転者の交通事故抑止対策の一つとして、高齢運転者が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを推進します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 高齢者が加害者となる交通事故発生件数 | 60 件 | 55 件 | 50 件 |
| 担当課 | 市民安全課 | | |

基本目標4 自分らしく安心して生活するために（要介護）

高齢者が要介護者になっても、豊かな生活を送ることができるよう、医療と介護が十分連携しながら、いつまでもその人らしく、住み慣れた地域で安心して生活できるようにすることが重要です。

また、誰もが住み慣れた地域で最期まで自分らしい生活を送ることができるよう、権利擁護、介護者支援、災害防災体制等の充実を図ります。

【施策の展開】

（基本目標）

（取組の柱）

自分らしく安心して生活
するために（要介護）

- (1) 在宅医療と介護との連携
- (2) 権利擁護
- (3) 在宅支援サービスの充実
- (4) 介護者への支援を行うために
- (5) 防災・防犯体制の整備
- (6) 介護保険を支えるために

●：重点施策

(1) 在宅医療と介護との連携 **重点施策6**

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するために、住民や地域の医療・介護関係者と地域の目指すべき姿を共有し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。また、連携を推進することで、感染症や災害時対応等の様々な局面においての体制の整備につなげていきます。

施策 4101 在宅医療・介護連携推進事業

(地域資源の把握、課題抽出及び提供体制の構築)

| | | | |
|---------------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するために、人口動態、KDBデータ、死亡小票等の各種データを用いて現状分析や課題抽出を行いながら、多職種が参加する検討委員会で在宅医療と介護の連携のあり方について検討します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 浦安市在宅医療・介護連携推進検討委員会 | 2回 | 2回 | 2回 |
| 担当課 | 高齢者包括支援課・中央地域包括支援センター・健康増進課・国保年金課 | | |

*「KDB」とは、国保データベースの事で、国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「健診」「医療」「介護」に関する統計情報です。

施策 4102 在宅医療・介護連携推進事業

(医療・介護関係者に対する在宅医療・介護連携に関する相談支援)

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 地域包括支援センターが行っている医療・介護関係者等からの在宅医療・介護連携に関する相談支援を充実させます。 また、在宅医療・介護関係者の連携を総合的に支援するための相談窓口の必要性について検討します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 連携に関する相談件数 | 20件 | 30件 | 40件 |
| 担当課 | 高齢者包括支援課・中央地域包括支援センター | | |

施策 4103 在宅医療・介護連携推進事業

(地域住民の理解を深めるための普及啓発)

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにすることが重要なため、「ACP」に関する市民講座の開催やパンフレットの作成・配布を行います。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 理解を深めるための講座の回数 | 5回 | 6回 | 7回 |
| 担当課 | 高齢者包括支援課・中央地域包括支援センター | | |

*「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）」とは、もしものときのために、自分が大切にしていることや、どのような医療やケアを望むかを前もって考え、周囲の信頼する人たちと繰り返し話し合い、共有することです。ACPの愛称を「人生会議」としています。

施策 4104 在宅医療・介護連携推進事業（医療・介護関係者の情報共有の支援及び研修）

| | | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 在宅療養生活を支えるためには、医療・介護関係者間で速やかな情報共有が行われることが必要なため、既存の浦安市内病院連携窓口一覧を随時更新し、関係者間に周知します。 また、医療・介護関係者間の情報共有ツールの整備、普及について検討するとともに、相互の理解を深め、地域の医療・介護関係者の連携を推進するために多職種合同による研修会を開催します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 情報共有ツールの導入 | 検討 | 検討 | 導入 |
| 多職種連携促進のための研修会 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 担当課 | 高齢者包括支援課・中央地域包括支援センター・健康増進課 | | |

施策 4105 在宅療養者口腔機能向上事業**(医療・介護関係者の研修・地域住民への普及啓発)**

| | | | |
|---------------------------|-------------------------------------|--------|--------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | いつまでも食事や会話を楽しめるよう口腔機能の維持向上の普及に努めます。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 電話・面接・訪問指導（個別） | 30回 | 30回 | 30回 |
| 介護・看護者対象研修会・出前講座 | 3回 50人 | 3回 50人 | 3回 50人 |
| 高齢者対象出前講座 | 3回 50人 | 3回 50人 | 3回 50人 |
| 浦安市歯科医師会所属歯科医院の訪問歯科診療実施件数 | 3,000件 | 3,000件 | 3,000件 |
| 担当課 | 健康増進課 | | |

施策 4106 救急医療情報キットの無料配布

| | |
|-----------------|---|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 65歳以上の方のみ世帯や、障がいをお持ちの方のみ世帯の安全・安心を図るため、緊急時に迅速に救急活動が行えるようかかりつけ医療機関や持病等の緊急時に必要な情報を保管する「救急医療情報キット」を無料配布します。 |
| 担当課 | 健康増進課 |

(2) 権利擁護の推進

差別や虐待を受けている高齢者の早期発見と迅速な対応に努めることで、高齢者の権利擁護を推進します。また、地域住民向けに、高齢者虐待の通報窓口の周知と、権利侵害（虐待）の事例等を示すことで、相談・通報の促進を図ります。

また、養介護施設等における虐待等の抑止、早期発見の端緒といった観点からも養介護施設等に第三者委員の導入など、外部の目を積極的に導入します。あわせて養介護施設等従事者へ身体拘束や虐待に関する研修を実施することで発生要因の軽減を図るとともに、虐待を受けた高齢者の保護、心身のケアを行うことで、やむを得ず虐待を行ってしまった養護者等に対する支援も一層推進します。

虐待防止をはじめとする権利擁護に取り組むネットワークづくりを行うとともに成年後見制度などの周知や市民後見人の育成等を引き続き進めます。

施策 4201 権利擁護事業

| | | | |
|--------------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活をおくることができるよう支援します。 また、虐待を受けている高齢者を早期に発見するため、虐待通報窓口の周知徹底に努め、迅速な対応を専門的・継続的な視点から行います。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 権利擁護に関する相談件数（延べ件数） | 500 件 | 550 件 | 600 件 |
| 虐待通報件数（実件数） | 80 件 | 85 件 | 90 件 |
| 担当課 | 中央地域包括支援センター | | |

施策 4202 権利擁護のための連携協力体制の構築

(浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会)

| | | | |
|----------------------------------|---|--------------|--------------|
| <p>施策事業の 内容と計画期間の 取組</p> | <p>「高齢者虐待の防止、高齢者養護者に対する支援等に関する法律」「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」及び「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、高齢者及び障がい者に対する虐待の防止、早期発見と迅速かつ適切な保護及び支援について、障がいを理由とする差別の解消についての取組並びに成年後見制度の利用促進の取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関等との連携協力体制を図ることを目的として、浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会を設置しています。</p> | | |
| <p>評価指標</p> | | | |
| <p>指標</p> | <p>令和3年度</p> | <p>令和4年度</p> | <p>令和5年度</p> |
| <p>高齢者・障がい者 権利擁護協議会</p> | <p>3回</p> | <p>3回</p> | <p>3回</p> |
| <p>担当課</p> | <p>高齢者包括支援課・中央地域包括支援センター・社会福祉課・障がい事業課</p> | | |

施策 4203 成年後見制度の利用促進

(福祉サービス利用援助事業の推進を含む)

| | | | |
|--------------------------------|--|-------|-------|
| <p>施策事業の内容と計画期間の取組</p> | <p>成年後見制度の広報・啓発、利用促進、安心して利用できる環境整備を基本方針として、権利・利益を守り、支援を必要とする人が安心して暮らせるまちづくりを目指します。</p> <p>うらやす成年後見支援センターにおいて、福祉サービス利用援助事業と成年後見支援事業を一体的に運営し、必要に応じた権利擁護支援の活用を図ります。</p> <p>権利擁護の関係会議等を通じて、社会福祉、高齢者、障がい、うらやす成年後見支援センターなど関係部署と連携をより密接化し、支援を必要とする本人の状況に見合った制度運用がなされるよう、三士会（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）の協力を得ながら、適切な後見人のマッチングを行うなど利用を促進します。</p> <p>市民後見人の養成を図るとともに、市民後見人以外の活躍の場（後見研修生、後見支援員、成年後見サポーターズ）を継続して提供します。</p> <p>また、更なる制度普及が図られるよう、養成講座を修了した制度理解者による周知・PR活動機会の創出に努めます。</p> <p>後見人が後見事務開始後に責務の理解不足や判断に迷う状況を想定し、事務が円滑に行われるよう、バックアップのための相談支援体制を構築します。</p> | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 権利擁護サポート会議、利用促進会議、後見支援委員会の実施回数 | 12回 | 12回 | 12回 |
| 中核機関への相談件数 | 160回 | 165回 | 170回 |
| 担当課 | 社会福祉課・社会福祉協議会・中央地域包括支援センター・高齢者包括支援課・障がい事業課・障がい福祉課 | | |

施策 4204 成年後見制度の利用促進

(市民後見人の養成)

| | | | |
|-----------------------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 令和2年度をもって第3期養成講座が修了することから、これまでの修了者とあわせて学んだ機会を生かすため、市民後見人以外の活躍の場（法人後見業務のサポートや制度のPRを担う活動）を設けて、制度利用促進を図るための取組を推進します。 地域全体の権利擁護意識を醸成するイベントを定期的に行い、制度周知や権利擁護支援への協力者が増えるよう努めるとともに、市民後見人養成講座を継続して実施します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 市民後見人養成講座修了者数＋後見支援員としての活動人数 | 20人 | 20人 | 25人 |
| 担当課 | 社会福祉課・社会福祉協議会 | | |

施策 4205 安心して成年後見制度を利用できる環境整備

(認知症施策推進大綱4「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」)

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 認知症や高齢者虐待等の理由で成年後見制度の申立てができない高齢者の権利を守るため、市長申立てを行います。また、成年後見人等に対する報酬の全部または一部を助成することにより、成年被後見人等の経済的負担軽減を図ります。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 市長申立て件数 | 10件 | 13件 | 16件 |
| 報酬助成件数 | 16件 | 19件 | 22件 |
| 担当課 | 高齢者包括支援課 | | |

(3) 在宅支援サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護保険以外の高齢者サービスとして、さまざまな在宅福祉サービスを実施し、その人らしい在宅生活ができるよう支援します。

施策 4301 要介護高齢者等紙おむつの給付

| | | | |
|-----------------|--|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 紙おむつを給付します。また、市が給付する紙おむつの持込みができない病院等に入院し、病院指定のおむつを使用している方に対して、その費用の一部を助成します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 実利用人数 | 紙おむつ給付： 1,500人 おむつ代助成： 180人 | 紙おむつ給付： 1,500人 おむつ代助成： 180人 | 紙おむつ給付： 1,500人 おむつ代助成： 180人 |
| 担当課 | 高齢者福祉課 | | |

施策 4302 要介護高齢者出張理髪サービス利用券の交付

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 要介護4～5の方に、理容師が自宅を訪問し理髪サービスを行う利用券を交付し、その費用の一部を助成します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 実利用人数 | 55人 | 60人 | 65人 |
| 担当課 | 高齢者福祉課 | | |

施策 4303 通院ヘルプサービス

| | | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 要介護1以上の方に、在宅での自立した日常生活が継続できるよう通院時にヘルパーを派遣し、病院または診療所内及び医療機関から他の医療機関への移動を支援します。制度の見直しを行うとともに、適正な利用について周知を行います。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 実利用人数 | 130人 | 140人 | 150人 |
| 担当課 | 介護保険課 | | |

施策 4304 福祉タクシー利用費の助成

| | | | |
|-----------------|-----------------------------------|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 要介護3～5の方に、タクシーを利用する際の料金の一部を助成します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 実利用人数 | 340人 | 350人 | 360人 |
| 担当課 | 高齢者福祉課 | | |

施策 4305 要介護高齢者寝具乾燥消毒サービス

| | | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 要介護3～5の方に、月1回寝具乾燥消毒車が訪問し、寝具の乾燥消毒を行います。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 実利用人数 | 30人 | 30人 | 30人 |
| 担当課 | 高齢者福祉課 | | |

施策 4306 住宅改修費の助成

| | | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 介護保険制度の住宅改修に上乗せし、居住している住宅に手すりの取付けや段差の解消などの改修が必要と認められる場合に改修費用の一部を助成します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 助成件数 | 100件 | 105件 | 110件 |
| 担当課 | 高齢者福祉課 | | |

(4) 介護者への支援を行うために

介護者への支援としては、介護保険サービス等を利用することで、介護者自身の身体的・精神的負担を軽減することができます。

また、特に高齢者が要介護者を見るような局面が多くなることを考慮し、介護保険を補完するようなサービスの充実を図るとともに、認知症を介護する家族の方への支援や、介護サービスを提供する場への相談員派遣などを行うことで、介護者への支援を行います。

施策 4401 介護相談員派遣事業

| | | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 介護サービス提供の場に介護相談員を派遣し、利用者等の相談に応じます。利用者の不満、不安や疑問に気づき、苦情に至る事態を未然に防ぐために、利用者の思いを施設に伝え利用者の権利擁護を手助けします。介護サービスの利用者とサービス提供者の橋渡しを行うことにより、サービスの質の維持・向上を図ります。市内入居系全施設に訪問するよう対象施設を拡大する方向で検討します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 訪問施設数 | 22 施設 | 25 施設 | 26 施設 |
| 訪問回数 | 528 回 | 600 回 | 624 回 |
| 担当課 | 介護保険課 | | |

施策 4402 認知症高齢者を見守る地域づくりの推進（認知症施策推進大綱4「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」）

| | | | |
|--------------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 認知症などにより行方不明になる恐れのある高齢者の情報を、事前に家族からの提供を受け、浦安警察署と市で共有し、本人の安全と家族の精神的負担の軽減に努めます。 また、QRコード付ラベルシールの配布・周知を通して、地域全体で見守る仕組みづくりに努めます。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 高齢者保護情報共有サービスの登録者数 | 30 人 | 35 人 | 40 人 |
| 担当課 | 高齢者福祉課 | | |

施策 4403 介護保険外生活支援サービス

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 高齢者世帯が増加してきている中、要介護者を高齢者が介護する状況になっています。介護者の介護負担の軽減や要介護者の在宅生活の継続を支援するために、介護保険サービスを補完する支援を行います。より在宅生活に資するよう、サービス内容の見直しや検討を行います。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 実利用人数 | 15人 | 16人 | 17人 |
| 担当課 | 介護保険課 | | |

施策 4404 家族介護者支援

| | | | |
|------------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 仕事をしている家族介護者や子育て・両親介護等のダブルケアの家族介護者が、心身の健康・生活の質を確保しつつ、仕事、育児や療育、社会参加等との両立が継続できるように、介護者の集い、勉強会などを開催するほか、家族介護者の抱える課題を早期に把握できるよう多機関多職種間のネットワークを活用した総合的な相談機能を強化していきます。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 家族介護者向けの情報提供の機会 | 5回 | 8回 | 10回 |
| 介護離職に伴う相談件数（実件数） | 10件 | 15件 | 20件 |
| 担当課 | 中央地域包括支援センター | | |

(5) 防災・防犯体制の整備

災害時に備え、自主防災組織による防災訓練等に対する支援を行い、地域の防災意識の向上を図ります。それに合わせて、高齢者のみ世帯・単身世帯など支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成するとともに、災害発生時の要配慮者支援が迅速に行えるよう、体制の充実を図ります。

また、高齢者の消費者被害防止のため、相談体制の充実や情報提供を引き続き推進するとともに、関係機関と連携し高齢者を狙う犯罪の抑止に努めます。

施策 4501 消費者被害防止の啓発

| | | | |
|-------------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 高齢者を狙った悪質な訪問販売や電話勧誘などトラブルは年々巧妙になってきています。そのことから高齢者が必要とする情報を提供できるように、高齢者関係団体等との協力を得ながら被害の救済や未然防止に努めます。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 高齢者を対象とした講座への参加人数 | 200人 | 200人 | 200人 |
| 担当課 | 消費生活センター | | |

施策 4502 消費生活相談体制の強化

| | | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 消費者トラブルの対処法についての助言、消費者被害の救済が適切に行われるよう消費生活相談員の資質の向上等の充実を図ります。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 研修等への参加回数 | 4回 | 4回 | 4回 |
| 担当課 | 消費生活センター | | |

施策 4503 防犯体制の充実

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 高齢者が安全で安心な生活を送ることができるよう、市・市民・自治会・事業者等が連携しつつ、地域ぐるみで防犯体制の充実を進めていきます。また、高齢者を狙う身近な犯罪の抑止に努め、安全で安心なまちづくりを推進します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 高齢者犯罪被害件数 | 70件 | 60件 | 50件 |
| 担当課 | 市民安全課 | | |

施策 4504 災害時の要配慮者対策の推進**(福祉避難所等の整備、災害時協力事業者との協定)**

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 災害時における要配慮者支援体制を整備するため、高齢者福祉施設と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」、市内訪問介護事業者等と「災害時における要援護者の介護支援に関する協定」、日本福祉用具供給協会と「災害時における福祉用具等の供給に関する協定」の締結を行っています。 また、福祉避難所に必要な備品等の整備を行い、協定締結事業所と協力し災害時を想定した福祉避難所運営訓練等を行います。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 福祉避難所運営訓練の実施回数 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 担当課 | 高齢者福祉課・介護保険課 | | |

施策 4505 災害時の要配慮者対策の推進**(避難行動要支援者名簿の交付)**

| | | | |
|------------------|---|--------------------------------|--------------------------------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 年1回災害時要援護者名簿の更新を行います。 災害時要援護者名簿の厳重な管理と活用について周知します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 災害時要援護者名簿の管理等の周知 | 民生委員 119人 自主防災組織 84団体 | 民生委員 119人 自主防災組織 84団体 | 民生委員 119人 自主防災組織 84団体 |
| 担当課 | 社会福祉課 | | |

施策 4506 災害時の要配慮者対策の推進**(行動要支援者名簿の登録)**

| | | | |
|-----------------|---|--------|--------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 各担当部署が保有する情報や避難支援等関係者からの情報をもとに、避難に特に支援を要する方に、避難行動要支援者名簿の登録を促します。 また、登録者本人が避難支援等関係者ととともに個別支援計画の作成に取り組むための支援を行います。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 登録者数 | 2,600人 | 2,700人 | 2,800人 |
| 担当課 | 高齢者福祉課・介護保険課・障がい福祉課・社会福祉課・中央地域包括支援センター | | |

施策 4507 自主防災組織の推進と防災意識の高揚

| | | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 地域の防災力をより一層高めていくため、市民一人ひとりが自らを災害から守る「自助」、お互いに協力して地域を災害から守る「共助」の強化に努めるとともに、新たな地域の枠組みづくりを検討します。 また、自主防災組織の訓練等の事業及び防災器材等の購入、防災資器材の貸与、浦安市自治会自主防災組織連絡協議会などの活動の支援を行うとともに、市民への啓発事業として防災袋の無償配布、防災啓発用パンフレット配布等を行います。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 防災事業実施率 | 80% | 80% | 80% |
| 担当課 | 危機管理課 | | |

施策 4508 水防法に基づく避難体制の整備

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 水防法第15条に基づく洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、洪水予報等の伝達方法を定めます。 また、水防法第15条に基づき、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を推進します。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 避難確保計画作成率 | 73% | 87% | 100% |
| 担当課 | 高齢者福祉課・健康増進課 | | |

(6) 介護保険を支えるために

介護保険制度をより充実していくためには、介護サービスに就労する人材の確保が必要です。そのため、職員が技術力を円滑に向上できるような仕組みの支援や、職員が働きやすい環境を構築できるような事業を進めます。

施策 4601 要介護度改善ケア奨励事業

| | | | |
|-----------------|--|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 通所介護等を行う介護事業者の良質な介護サービスの提供により要介護度の軽減が図られた場合に、当該サービスの質を評価して介護職員の意欲向上や人材定着を図るとともに、質の高いサービス提供が継続して行われる環境を実現します。奨励金の取得促進を図るとともに、介護度が改善した利用者のサービス内容を分析するなど、より質の高いサービスが提供されるよう検討を行います。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 改善した利用者数 | 55人 | 60人 | 65人 |
| 担当課 | 介護保険課 | | |

施策 4602 介護従事者宿舎借り上げ支援事業

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 介護事業者が市内の宿舎を借り上げ、介護職員に居住させている場合にその費用の一部を助成することで、介護人材の確保及び離職防止を図り、働きやすい環境を整備します。補助金の取得促進を図るとともに、多職種の介護従事者確保のため、対象職種の見直しや検討を行います。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 申請人数 | 40人 | 50人 | 60人 |
| 担当課 | 介護保険課 | | |

施策 4603 主任ケアマネジャーによるケアマネジャーへの支援

| | | | |
|-----------------|---|-------|-------|
| 施策事業の内容と計画期間の取組 | 地域包括支援センターの主任ケアマネジャーが巡回相談、ケアマネ相談デイ、地域ケア会議等により、介護支援専門員へのサポートを行い、介護保険サービス利用者や家族の支援を行うとともに、ケアマネジメントスキルアップ勉強会を開催し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。 | | |
| 評価指標 | | | |
| 指標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| ケアマネ支援延べ件数 | 400件 | 450件 | 450件 |
| 担当課 | 中央地域包括支援センター | | |

第2節 事業の円滑な実施のための方策

(1) 市民への周知、情報提供の推進

本計画の中で位置づけた多様な事業について、市民の方、特に高齢になって、情報の入手が限られたり、情報の取捨選択が困難な方に対して、わかりやすい形で情報提供を行うことが必要です。

アンケート調査結果からみると、現在はまだインターネットを使った情報提供では、特に75歳以上の方への伝達が難しいため、高齢者が入手しやすい媒体を活用した情報提供を図ります。

(2) ICT等を活用した関係団体等との連携

今後、介護に関わる事業者、医療機関などとの連携を図るにあたっては、ICT等の情報機器を活用したネットワーク構築に取り組んでいくことが求められています。そのため、ICT等を活用した関係団体等との連携を図ります。

(3) 近隣自治体との連携及び国、県との連携

計画の着実な進行のため、近隣自治体や県との連携を図るとともに、財政的な支援や制度の周知など国や県との連携を図りながら、円滑な運用に取り組んでいきます。

第2章 介護保険事業計画

第1節 第8期介護保険事業計画の基本的な考え方

1 介護保険事業計画の位置づけ

介護保険事業計画は、高齢者保健福祉計画と合同で位置づけた基本理念、基本目標をもとに、高齢者保健福祉計画の施策体系1-(7)に位置づけられた「介護保険サービスの充実」を実現するため、具体的な事業計画を定めたものです。

2 計画策定の方向

計画策定にあたっては、第7期の給付実績と「浦安市高齢者等実態調査」「介護保険基礎調査」及び「日常生活圏域ニーズ調査」の結果を反映しながら、第2章第8節で整理した本市が抱える課題や、第3章の基本理念、基本目標、重点施策などを踏まえたものとしします。

なお、介護保険制度などの改正にあわせるとともに、令和3年度から令和5年度までの3カ年に関し、第7期（平成30～令和2年度）の実績を踏まえながら第8期介護保険事業計画としてまとめます。

あわせて、介護離職ゼロなどの取組や医療計画との整合性を図ることによるニーズを取り入れるとともに、日常生活圏域における介護サービス事業所の配置を考慮しながら、適正なサービスの確保に努めます。

さらに、地域における多様なサービスを提供するため、市民との協働を進めます。

3 介護保険制度の概要

介護保険制度は、高齢社会の介護問題に適切に対応するため、平成12年4月から始まった、介護を必要とする方を社会全体で支え合う社会保険制度です。

高齢者の加齢に伴う心身の変化等により介護や支援が必要な状態になっても、できる限り自立した日常生活を送るために必要な介護サービスを、利用者の選択に基づき総合的に提供する制度です。

介護サービスを利用した場合の利用料については、所得等に応じてサービス費用の1～3割負担となります。また、サービス費用から利用料を差し引いた保険給付費は、公費（国・県・市）で50%を負担し、第1号被保険者（65歳以上）が23%、第2号被保険者（40歳から64歳）が27%を負担することになります。

4 介護保険サービス計画値（第7期計画）の検証

(1) 利用人数での比較

第7期計画と実績値との比較では、施設サービスについては介護老人保健施設の利用が伸びなかったのが特徴です。

居住系サービスでは特定施設入居者生活介護は計画と実績が同水準ですが、認知症対応型共同生活介護については、公募に応募がなかったため、計画値を下回っています。

在宅サービスでは、訪問看護、居宅療養管理指導などは計画を上回る一方で、小規模多機能型居宅介護は令和元年度の計画に対して53.6%と特に低い水準となっています。なお、令和2年度分については、令和3年3月サービス分を含むことができないため掲載していません。

表2 利用者数の比較 介護給付（見える化システムから）

| | | 平成30年度 | | | 令和元年度 | | | 令和2年度 | | |
|---------|--------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|----|
| | | 実績値 | 計画値 | 比率 | 実績値 | 計画値 | 比率 | 実績値 | 計画値 | 比率 |
| 施設サービス | 小計 (人) | 6,261 | 6,948 | 90.1% | 6,264 | 6,948 | 90.2% | 0 | 7,296 | |
| | 介護老人福祉施設 (人) | 3,458 | 3,624 | 95.4% | 3,443 | 3,624 | 95.0% | | 3,624 | |
| | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (人) | 1,016 | 1,044 | 97.3% | 1,064 | 1,044 | 101.9% | | 1,392 | |
| | 介護老人保健施設 (人) | 1,539 | 1,980 | 77.7% | 1,507 | 1,980 | 76.1% | | 1,980 | |
| | 介護医療院 (人) | 4 | 0 | | 107 | 0 | | | 0 | |
| 居住系サービス | 介護療養型医療施設 (人) | 244 | 300 | 81.3% | 143 | 300 | 47.7% | | 300 | |
| | 小計 (人) | 4,768 | 5,208 | 91.6% | 4,914 | 5,424 | 90.6% | 0 | 6,072 | |
| | 特定施設入居者生活介護 (人) | 3,334 | 3,708 | 89.9% | 3,471 | 3,708 | 93.6% | | 4,140 | |
| | 地域密着型特定施設入居者生活介護 (人) | 0 | 0 | | 0 | 0 | | | 0 | |
| | 認知症対応型共同生活介護 (人) | 1,434 | 1,500 | 95.6% | 1,443 | 1,716 | 84.1% | | 1,932 | |
| 在宅サービス | 訪問介護 (人) | 7,426 | 7,212 | 103.0% | 7,042 | 7,704 | 91.4% | | 8,268 | |
| | 訪問入浴介護 (人) | 734 | 852 | 86.2% | 660 | 876 | 75.3% | | 924 | |
| | 訪問看護 (人) | 3,985 | 3,684 | 108.2% | 4,096 | 3,864 | 106.0% | | 4,188 | |
| | 訪問リハビリテーション (人) | 498 | 636 | 78.3% | 394 | 672 | 58.6% | | 732 | |
| | 居宅療養管理指導 (人) | 8,779 | 8,724 | 100.6% | 9,494 | 9,432 | 100.7% | | 10,368 | |
| | 通所介護 (人) | 7,362 | 8,268 | 89.0% | 7,618 | 8,784 | 86.7% | | 9,504 | |
| | 地域密着型通所介護 (人) | 2,941 | 2,940 | 100.0% | 2,493 | 3,192 | 78.1% | | 3,516 | |
| | 通所リハビリテーション (人) | 2,743 | 2,748 | 99.8% | 2,521 | 2,952 | 85.4% | | 3,180 | |
| | 短期入所生活介護 (人) | 2,197 | 2,628 | 83.6% | 2,251 | 2,784 | 80.9% | | 3,024 | |
| | 短期入所療養介護（老健） (人) | 184 | 120 | 153.3% | 224 | 120 | 186.7% | | 132 | |
| | 短期入所療養介護（病院等） (人) | 0 | 0 | | 0 | 0 | | | 0 | |
| | 福祉用具貸与 (人) | 12,763 | 12,900 | 98.9% | 12,275 | 14,196 | 86.5% | | 15,576 | |
| | 特定福祉用具販売 (人) | 211 | 312 | 67.6% | 213 | 348 | 61.2% | | 384 | |
| | 住宅改修 (人) | 171 | 216 | 79.2% | 135 | 252 | 53.6% | | 264 | |
| | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人) | 19 | 168 | 11.3% | 38 | 168 | 22.6% | | 168 | |
| | 夜間対応型訪問介護 (人) | 0 | 0 | | 0 | 0 | | | 0 | |
| | 認知症対応型通所介護 (人) | 530 | 516 | 102.7% | 553 | 564 | 98.0% | | 624 | |
| | 小規模多機能型居宅介護 (人) | 481 | 528 | 91.1% | 412 | 768 | 53.6% | | 1,008 | |
| | 看護小規模多機能型居宅介護 (人) | 0 | 0 | | 0 | 0 | | | 0 | |
| | 居宅介護支援 (人) | 18,058 | 18,900 | 95.5% | 17,030 | 20,256 | 84.1% | | 21,636 | |

表3 利用者数の比較 予防給付（見える化システムから）

| | | 平成30年度 | | | 令和元年度 | | | 令和2年度 | | |
|---------|-------------------|--------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|------|
| | | 実績値 | 計画値 | 比率 | 実績値 | 計画値 | 比率 | 実績値 | 計画値 | 比率 |
| 居住系サービス | 小計 (人) | 778 | 624 | 124.7% | 870 | 624 | 139.4% | 0 | 624 | 0.0% |
| | 特定施設入居者生活介護 (人) | 778 | 612 | 127.1% | 870 | 612 | 142.2% | | 612 | 0.0% |
| | 認知症対応型共同生活介護 (人) | 0 | 12 | 0.0% | 0 | 12 | 0.0% | | 12 | 0.0% |
| 在宅サービス | 訪問介護 (人) | 85 | 0 | | 1 | 0 | | | 0 | |
| | 訪問入浴介護 (人) | 22 | 12 | 183.3% | 24 | 12 | 200.0% | | 12 | 0.0% |
| | 訪問看護 (人) | 774 | 624 | 124.0% | 1,268 | 636 | 199.4% | | 648 | 0.0% |
| | 訪問リハビリテーション (人) | 65 | 36 | 180.6% | 82 | 48 | 170.8% | | 48 | 0.0% |
| | 居宅療養管理指導 (人) | 838 | 540 | 155.2% | 1,187 | 576 | 206.1% | | 612 | 0.0% |
| | 通所介護 (人) | 16 | 0 | | 0 | 0 | | | 0 | |
| | 地域密着型通所介護 (人) | 0 | 0 | | 0 | 0 | | | 0 | |
| | 通所リハビリテーション (人) | 1,068 | 1,128 | 94.7% | 1,274 | 1,200 | 106.2% | | 1,236 | 0.0% |
| | 短期入所生活介護 (人) | 105 | 108 | 97.2% | 103 | 108 | 95.4% | | 108 | 0.0% |
| | 短期入所療養介護（老健） (人) | 1 | 0 | | 0 | 0 | | | 0 | |
| | 短期入所療養介護（病院等） (人) | 0 | 0 | | 0 | 0 | | | 0 | |
| | 福祉用具貸与 (人) | 4,170 | 3,672 | 113.6% | 5,379 | 4,188 | 128.4% | | 4,560 | 0.0% |
| | 特定福祉用具販売 (人) | 77 | 84 | 91.7% | 92 | 96 | 95.8% | | 96 | 0.0% |
| | 住宅改修 (人) | 113 | 120 | 94.2% | 120 | 120 | 100.0% | | 132 | 0.0% |
| | 認知症対応型通所介護 (人) | 0 | 12 | 0.0% | 1 | 12 | 8.3% | | 12 | 0.0% |
| | 小規模多機能型居宅介護 (人) | 117 | 84 | 139.3% | 93 | 144 | 64.6% | | 216 | 0.0% |
| | 介護予防支援 (人) | 5,434 | 7,968 | 68.2% | 6,835 | 8,448 | 80.9% | | 8,928 | 0.0% |

【実績値】（実績値）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

(2) 給付額からの比較

第7期計画と実績値との給付額の比較では、施設サービスでは介護老人保健施設で実績が計画を下回っています。また、市外の介護医療院への入所者が増えたため、介護療養型医療施設が減少しています。

在宅サービスでは全体では計画の9割程度の給付額となっており、特に定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護では令和元年度は計画に対して22.2%、54.2%、56.5%と非常に低い水準となっています。なお、令和2年度分については、令和3年3月サービス分を含むことができないため掲載していません。

表4 給付額の比較 介護給付（見える化システムから）

| | 平成30年度 | | | 令和元年度 | | | 令和2年度 | | |
|----------------------|-------------------|---------------|--------|---------------|---------------|--------|-------|---------------|----|
| | 実績値 | 計画値 | 比率 | 実績値 | 計画値 | 比率 | 実績値 | 計画値 | 比率 |
| 合計 | 5,360,769,842 | 5,665,356,000 | 94.6% | 5,412,128,793 | 5,947,552,000 | 91.0% | 0 | 6,462,557,000 | |
| 施設サービス | | | | | | | | | |
| 小計 | (円) 1,755,692,756 | 1,859,836,000 | 94.4% | 1,793,736,003 | 1,860,668,000 | 96.4% | 0 | 1,954,862,000 | |
| 介護老人福祉施設 | (円) 938,968,394 | 934,406,000 | 100.5% | 949,348,708 | 934,824,000 | 101.6% | | 934,824,000 | |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | (円) 293,124,166 | 279,053,000 | 105.0% | 306,249,063 | 279,178,000 | 109.7% | | 373,372,000 | |
| 介護老人保健施設 | (円) 432,555,187 | 536,176,000 | 80.7% | 442,039,415 | 536,416,000 | 82.4% | | 536,416,000 | |
| 介護医療院 | (円) 1,349,184 | 0 | | 42,997,080 | 0 | | | 0 | |
| 介護療養型医療施設 | (円) 89,695,825 | 110,201,000 | 81.4% | 53,101,737 | 110,250,000 | 48.2% | | 110,250,000 | |
| 小計 | (円) 1,039,244,788 | 1,116,083,000 | 93.1% | 1,072,370,426 | 1,172,184,000 | 91.5% | 0 | 1,314,860,000 | |
| 居住系サービス | | | | | | | | | |
| 特定施設入居者生活介護 | (円) 666,354,491 | 731,674,000 | 91.1% | 695,225,560 | 732,002,000 | 95.0% | | 819,340,000 | |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | (円) 0 | 0 | | 0 | 0 | | | 0 | |
| 認知症対応型共同生活介護 | (円) 372,890,297 | 384,409,000 | 97.0% | 377,144,866 | 440,182,000 | 85.7% | | 495,520,000 | |
| 小計 | (円) 2,565,832,298 | 2,689,437,000 | 95.4% | 2,546,022,364 | 2,914,700,000 | 87.4% | 0 | 3,192,835,000 | |
| 在宅サービス | | | | | | | | | |
| 訪問介護 | (円) 533,429,562 | 574,515,000 | 92.8% | 520,937,959 | 611,368,000 | 85.2% | | 657,684,000 | |
| 訪問入浴介護 | (円) 43,469,241 | 47,918,000 | 90.7% | 37,822,884 | 49,240,000 | 76.8% | | 51,790,000 | |
| 訪問看護 | (円) 177,370,408 | 157,337,000 | 112.7% | 180,329,931 | 164,739,000 | 109.5% | | 179,458,000 | |
| 訪問リハビリテーション | (円) 17,742,543 | 23,057,000 | 77.0% | 13,162,002 | 24,266,000 | 54.2% | | 26,324,000 | |
| 居宅療養管理指導 | (円) 121,643,949 | 122,459,000 | 99.3% | 130,001,491 | 132,523,000 | 98.1% | | 145,985,000 | |
| 通所介護 | (円) 547,170,753 | 573,491,000 | 95.4% | 575,642,455 | 608,635,000 | 94.6% | | 656,233,000 | |
| 地域密着型通所介護 | (円) 147,365,402 | 134,056,000 | 109.9% | 127,760,954 | 144,686,000 | 88.3% | | 159,989,000 | |
| 通所リハビリテーション | (円) 172,835,706 | 165,035,000 | 104.7% | 164,232,296 | 178,708,000 | 91.9% | | 193,361,000 | |
| 短期入所生活介護 | (円) 181,281,296 | 228,250,000 | 79.4% | 181,212,656 | 241,686,000 | 75.0% | | 264,969,000 | |
| 短期入所療養介護（老健） | (円) 17,736,091 | 14,944,000 | 118.7% | 19,970,138 | 14,951,000 | 133.6% | | 15,884,000 | |
| 短期入所療養介護（病院等） | (円) 0 | 0 | | 0 | 0 | | | 0 | |
| 福祉用具貸与 | (円) 203,967,923 | 205,302,000 | 99.4% | 197,458,591 | 228,068,000 | 86.6% | | 252,585,000 | |
| 特定福祉用具販売 | (円) 6,455,865 | 9,612,000 | 67.2% | 6,693,805 | 10,758,000 | 62.2% | | 11,789,000 | |
| 住宅改修 | (円) 16,939,172 | 20,670,000 | 82.0% | 12,289,590 | 24,378,000 | 50.4% | | 25,507,000 | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | (円) 3,056,402 | 28,841,000 | 10.6% | 6,405,737 | 28,854,000 | 22.2% | | 28,854,000 | |
| 夜間対応型訪問介護 | (円) 0 | 0 | | 0 | 0 | | | 0 | |
| 認知症対応型通所介護 | (円) 47,342,174 | 42,265,000 | 112.0% | 52,490,149 | 46,116,000 | 113.8% | | 50,855,000 | |
| 小規模多機能型居宅介護 | (円) 82,893,853 | 84,682,000 | 97.9% | 73,749,844 | 130,627,000 | 56.5% | | 177,027,000 | |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | (円) 0 | 0 | | 0 | 0 | | | 0 | |
| 居宅介護支援 | (円) 245,131,958 | 257,003,000 | 95.4% | 245,861,882 | 275,097,000 | 89.4% | | 294,541,000 | |

表5 給付額の比較 予防給付（見える化システムから）

| | 平成30年度 | | | 令和元年度 | | | 令和2年度 | | |
|---------------|-----------------|-------------|--------|-------------|-------------|--------|-------|-------------|------|
| | 実績値 | 計画値 | 比率 | 実績値 | 計画値 | 比率 | 実績値 | 計画値 | 比率 |
| 合計 | 201,292,690 | 94,279,000 | 213.5% | 259,820,848 | 95,963,000 | 270.8% | 0 | 96,862,000 | |
| 居住系サービス | | | | | | | | | |
| 小計 | (円) 55,056,204 | 44,804,000 | 122.9% | 63,569,374 | 44,824,000 | 141.8% | 0 | 44,824,000 | 0.0% |
| 特定施設入居者生活介護 | (円) 55,056,204 | 42,065,000 | 130.9% | 63,569,374 | 42,084,000 | 151.1% | | 42,084,000 | 0.0% |
| 認知症対応型共同生活介護 | (円) 0 | 2,739,000 | 0.0% | 0 | 2,740,000 | 0.0% | | 2,740,000 | 0.0% |
| 在宅サービス | | | | | | | | | |
| 小計 | (円) 146,236,486 | 145,295,000 | 100.6% | 196,251,474 | 156,981,000 | 125.0% | 0 | 168,562,000 | 0.0% |
| 訪問介護 | (円) 134,050 | 0 | | 11,516 | 0 | | | 0 | |
| 訪問入浴介護 | (円) 988,750 | 432,000 | 228.9% | 1,000,552 | 432,000 | 231.6% | | 432,000 | 0.0% |
| 訪問看護 | (円) 21,038,009 | 16,909,000 | 124.4% | 36,303,597 | 17,292,000 | 209.9% | | 17,668,000 | 0.0% |
| 訪問リハビリテーション | (円) 1,282,807 | 731,000 | 175.5% | 1,866,900 | 975,000 | 191.5% | | 975,000 | 0.0% |
| 居宅療養管理指導 | (円) 10,215,547 | 7,004,000 | 145.9% | 12,960,947 | 7,489,000 | 173.1% | | 7,957,000 | 0.0% |
| 通所介護 | (円) 255,194 | 0 | | 0 | 0 | | | 0 | |
| 地域密着型通所介護 | (円) 35,186,579 | 32,566,000 | 108.0% | 44,513,599 | 33,847,000 | 131.5% | | 34,370,000 | 0.0% |
| 通所リハビリテーション | (円) 2,672,008 | 2,886,000 | 92.6% | 2,705,149 | 2,887,000 | 93.7% | | 2,887,000 | 0.0% |
| 短期入所生活介護 | (円) 89,546 | 0 | | 0 | 0 | | | 0 | |
| 短期入所療養介護（老健） | (円) 0 | 0 | | 0 | 0 | | | 0 | |
| 短期入所療養介護（病院等） | (円) 27,339,726 | 25,770,000 | 106.1% | 41,599,219 | 29,428,000 | 141.4% | | 32,350,000 | 0.0% |
| 福祉用具貸与 | (円) 1,822,811 | 2,077,000 | 87.8% | 2,471,880 | 2,373,000 | 104.2% | | 2,373,000 | 0.0% |
| 特定福祉用具販売 | (円) 11,748,777 | 13,415,000 | 87.6% | 13,008,287 | 13,415,000 | 97.0% | | 14,793,000 | 0.0% |
| 住宅改修 | (円) 0 | 420,000 | 0.0% | 7,617 | 420,000 | 1.8% | | 420,000 | 0.0% |
| 認知症対応型通所介護 | (円) 7,044,174 | 4,161,000 | 169.3% | 6,490,073 | 7,136,000 | 90.9% | | 10,704,000 | 0.0% |
| 介護予防支援 | (円) 26,418,508 | 38,924,000 | 67.9% | 33,312,138 | 41,287,000 | 80.7% | | 43,633,000 | 0.0% |

【実績値】（実績値）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

第2節 被保険者数等の今後の見込み（令和3～5年度）

第8期計画における、介護予防サービス及び介護サービスの見込み量を国の「地域包括ケア見える化システム」を活用し、整理しました。

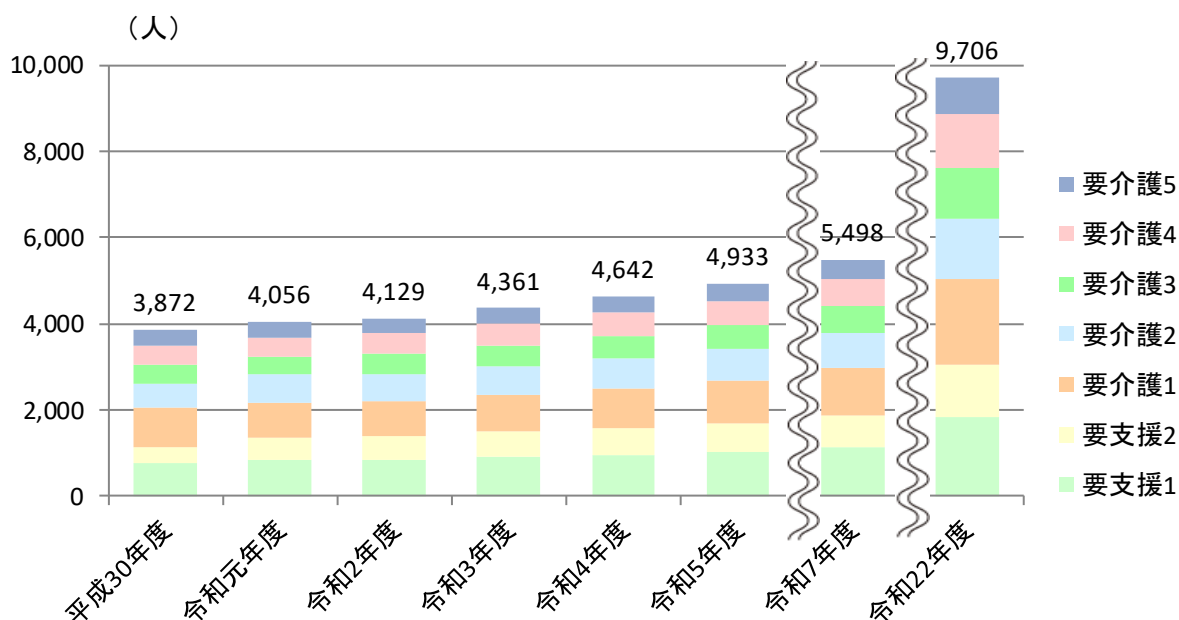
1 介護サービス認定者数の推計

介護サービス認定者数については、令和5年度には4,933人、令和22年度には9,706人と今後大幅に増加することが見込まれます。

数値の増加を踏まえた施設整備やサービス確保が重要となっています。

表6 認定者数の推計

| | 実績値 | | | 計画値 | | | | |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和22年度 |
| 総数 | 3,872 | 4,056 | 4,129 | 4,361 | 4,642 | 4,933 | 5,498 | 9,706 |
| 要支援1 | 755 | 855 | 851 | 899 | 959 | 1,020 | 1,138 | 1,841 |
| 要支援2 | 373 | 518 | 559 | 588 | 623 | 662 | 737 | 1,219 |
| 要介護1 | 912 | 809 | 807 | 857 | 918 | 983 | 1,103 | 1,968 |
| 要介護2 | 573 | 631 | 627 | 659 | 700 | 739 | 818 | 1,426 |
| 要介護3 | 426 | 420 | 462 | 489 | 519 | 550 | 616 | 1,163 |
| 要介護4 | 467 | 460 | 484 | 510 | 541 | 575 | 635 | 1,246 |
| 要介護5 | 366 | 363 | 339 | 359 | 382 | 404 | 451 | 843 |



このうち、介護保険施設と特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護を除いた人数を推計すると、在宅的なサービスを利用する人数は、令和5年度には3,735人となり、今後3年間で約640人増加します。特に在宅の要介護3～5の人数は、過去3年間は横ばいでしたが、要介護認定者のうち施設サービス利用希望者が施設整備予定数を超えた場合、必然的に在宅療養者数が増え、高齢化・重度化も加わり、今後は増加していくことが見込まれます。

表7 在宅サービスの人数

| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|---------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 認定者数 | | 3,872 | 4,056 | 4,129 | 4,361 | 4,642 | 4,933 |
| | 要支援 | 1,128 | 1,373 | 1,410 | 1,487 | 1,582 | 1,682 |
| | 要介護1, 2 | 1,485 | 1,440 | 1,434 | 1,516 | 1,618 | 1,722 |
| | 要介護3～5 | 1,259 | 1,243 | 1,285 | 1,358 | 1,442 | 1,529 |
| 在宅の人数 | | 2,888 | 3,052 | 3,099 | 3,280 | 3,503 | 3,735 |
| | 要支援 | 1,063 | 1,301 | 1,327 | 1,400 | 1,482 | 1,576 |
| | 要介護1, 2 | 1,234 | 1,186 | 1,177 | 1,239 | 1,333 | 1,411 |
| | 要介護3～5 | 591 | 565 | 595 | 641 | 688 | 748 |

(人)

2 介護サービス（要介護1～5）

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 伸び率① ※1 | 令和7年度 | 令和22年度 | 伸び率① ※2 |
|----------------------|---------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|------------|
| (1) 居宅サービス | | | | | | | | |
| 訪問介護 | 給付費(千円) | 614,329 | 660,392 | 709,455 | 112.7% | 814,340 | 1,425,310 | 242.9% |
| | 回数(回) | 191,824.8 | 205,971.6 | 221,484.0 | 115.4% | 254,443.2 | 445,660.8 | 249.1% |
| 訪問入浴介護 | 人数(人) | 7,428 | 7,980 | 8,532 | 114.5% | 9,768 | 17,112 | 245.4% |
| | 給付費(千円) | 42,018 | 46,344 | 50,159 | 116.9% | 57,564 | 99,550 | 252.1% |
| 訪問看護 | 回数(回) | 3,344.4 | 3,686.4 | 3,990.0 | 118.3% | 4,579.2 | 7,920.0 | 255.1% |
| | 人数(人) | 684 | 756 | 816 | 118.2% | 936 | 1,620 | 254.7% |
| 訪問リハビリテーション | 給付費(千円) | 202,111 | 216,935 | 232,657 | 110.2% | 266,972 | 467,076 | 237.0% |
| | 回数(回) | 44,592.0 | 47,764.8 | 51,163.2 | 114.1% | 58,723.2 | 102,830.4 | 245.3% |
| 居宅療養管理指導 | 人数(人) | 4,584 | 4,920 | 5,268 | 114.3% | 6,036 | 10,572 | 245.4% |
| | 給付費(千円) | 149,546 | 161,110 | 172,708 | 124.4% | 196,993 | 345,085 | 266.3% |
| 通所介護 | 人数(人) | 10,800 | 11,628 | 12,456 | 115.5% | 14,208 | 24,888 | 247.2% |
| | 給付費(千円) | 556,279 | 598,128 | 640,071 | 114.8% | 733,153 | 1,285,462 | 246.6% |
| 通所リハビリテーション | 回数(回) | 71,452.8 | 76,833.6 | 82,087.2 | 113.9% | 93,906.0 | 164,870.4 | 244.6% |
| | 人数(人) | 7,104 | 7,644 | 8,160 | 113.8% | 9,324 | 16,368 | 244.0% |
| 短期入所生活介護 | 給付費(千円) | 156,656 | 167,900 | 179,455 | 114.1% | 205,750 | 359,069 | 243.9% |
| | 回数(回) | 18,660.0 | 19,970.4 | 21,262.8 | 113.7% | 24,385.2 | 42,637.2 | 242.8% |
| 短期入所療養介護(老健) | 人数(人) | 2,424 | 2,592 | 2,760 | 113.7% | 3,168 | 5,544 | 243.2% |
| | 給付費(千円) | 174,259 | 187,834 | 201,772 | 114.9% | 232,880 | 408,585 | 249.8% |
| 短期入所療養介護(病院等) | 日数(日) | 20,590.8 | 22,179.6 | 23,798.4 | 113.8% | 27,445.2 | 48,182.4 | 247.1% |
| | 人数(人) | 1,848 | 1,992 | 2,136 | 113.7% | 2,460 | 4,320 | 246.6% |
| 短期入所療養介護(介護医療院) | 給付費(千円) | 19,669 | 21,999 | 25,004 | 112.8% | 26,837 | 49,206 | 249.7% |
| | 日数(日) | 1,585.2 | 1,771.2 | 1,993.2 | 112.5% | 2,156.4 | 3,950.4 | 249.2% |
| 福祉用具貸与 | 人数(人) | 204 | 228 | 252 | 111.8% | 276 | 504 | 247.1% |
| | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — |
| 特定福祉用具購入費 | 日数(日) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | — | 0.0 | 0.0 | — |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — |
| 住宅改修費 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — |
| 特定施設入居者生活介護 | 給付費(千円) | 223,169 | 239,132 | 256,610 | 115.7% | 293,682 | 513,123 | 247.7% |
| | 人数(人) | 13,572 | 14,532 | 15,552 | 114.3% | 17,784 | 31,152 | 244.7% |
| 福祉用具貸与 | 給付費(千円) | 6,255 | 7,068 | 7,822 | 116.3% | 8,594 | 15,672 | 258.7% |
| | 人数(人) | 192 | 216 | 240 | 112.5% | 264 | 480 | 250.0% |
| 特定施設入居者生活介護 | 給付費(千円) | 9,033 | 9,033 | 10,142 | 106.2% | 12,293 | 21,326 | 240.8% |
| | 人数(人) | 96 | 96 | 108 | 104.2% | 132 | 228 | 237.5% |
| 福祉用具貸与 | 給付費(千円) | 748,493 | 811,435 | 895,845 | 115.3% | 932,543 | 1,721,843 | 242.6% |
| | 人数(人) | 3,744 | 4,068 | 4,488 | 115.0% | 4,668 | 8,580 | 240.7% |
| (2) 地域密着型サービス | | | | | | | | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 給付費(千円) | 7,535 | 7,539 | 9,123 | 98.5% | 9,123 | 19,450 | 237.4% |
| | 人数(人) | 48 | 48 | 60 | 108.3% | 60 | 120 | 250.0% |
| 夜間対応型訪問介護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — |
| 地域密着型通所介護 | 給付費(千円) | 126,222 | 135,369 | 143,317 | 105.4% | 165,916 | 289,950 | 226.4% |
| | 回数(回) | 18,895.2 | 20,287.2 | 21,492.0 | 113.1% | 24,757.2 | 43,358.4 | 242.6% |
| 認知症対応型通所介護 | 人数(人) | 2,256 | 2,424 | 2,568 | 113.1% | 2,952 | 5,172 | 242.1% |
| | 給付費(千円) | 48,449 | 54,331 | 56,570 | 113.4% | 64,436 | 113,178 | 241.6% |
| 小規模多機能型居宅介護 | 回数(回) | 4,572.0 | 5,086.8 | 5,310.0 | 114.7% | 6,060.0 | 10,654.8 | 245.0% |
| | 人数(人) | 456 | 504 | 528 | 114.8% | 600 | 1,056 | 244.4% |
| 認知症対応型共同生活介護 | 給付費(千円) | 83,265 | 87,988 | 95,025 | 112.3% | 106,997 | 191,288 | 241.9% |
| | 人数(人) | 420 | 444 | 480 | 113.1% | 540 | 960 | 242.4% |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 給付費(千円) | 401,950 | 462,376 | 520,324 | 126.3% | 520,324 | 895,171 | 244.9% |
| | 人数(人) | 1,512 | 1,728 | 1,944 | 125.2% | 1,944 | 3,360 | 243.5% |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 給付費(千円) | 401,001 | 403,582 | 404,755 | 121.5% | 404,755 | 860,889 | 259.4% |
| | 人数(人) | 1,332 | 1,332 | 1,332 | 120.7% | 1,332 | 2,844 | 257.6% |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — |
| (3) 施設サービス | | | | | | | | |
| 介護老人福祉施設 | 給付費(千円) | 976,803 | 977,345 | 977,345 | 100.7% | 1,151,328 | 2,396,701 | 246.9% |
| | 人数(人) | 3,408 | 3,408 | 3,408 | 100.0% | 4,008 | 8,292 | 243.3% |
| 介護老人保健施設 | 給付費(千円) | 465,935 | 466,194 | 466,194 | 102.3% | 466,194 | 1,138,748 | 250.0% |
| | 人数(人) | 1,548 | 1,548 | 1,548 | 101.6% | 1,548 | 3,780 | 248.0% |
| 介護医療院 | 給付費(千円) | 135,936 | 136,011 | 136,011 | 100.7% | 155,519 | 393,539 | 291.3% |
| | 人数(人) | 336 | 336 | 336 | 100.0% | 384 | 972 | 289.3% |
| 介護療養型医療施設 | 給付費(千円) | 17,813 | 17,823 | 17,823 | 100.6% | — | — | — |
| | 人数(人) | 48 | 48 | 48 | 100.0% | — | — | — |
| (4) 居宅介護支援 | 給付費(千円) | 276,613 | 297,193 | 318,076 | 114.7% | 363,066 | 637,215 | 245.8% |
| | 人数(人) | 18,900 | 20,292 | 21,684 | 114.2% | 24,744 | 43,428 | 244.4% |
| 合計 | 給付費(千円) | 5,846,288 | 6,176,600 | 6,529,802 | 111.7% | 7,193,133 | 13,654,260 | 246.6% |

3 介護予防サービス（要支援 1・2）

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 伸び率① ※1 | 令和7年度 | 令和22年度 | 伸び率① ※2 |
|--------------------------|---------|----------|----------|----------|------------|----------|----------|------------|
| (1) 介護予防サービス | | | | | | | | |
| 介護予防訪問入浴介護 | 給付費(千円) | 881 | 882 | 882 | 92.9% | 882 | 1,763 | 185.7% |
| | 回数(回) | 106.8 | 106.8 | 106.8 | 100.0% | 106.8 | 213.6 | 200.0% |
| | 人数(人) | 12 | 12 | 12 | 100.0% | 12 | 24 | 200.0% |
| 介護予防訪問看護 | 給付費(千円) | 57,267 | 60,507 | 64,020 | 109.6% | 71,723 | 118,390 | 214.2% |
| | 回数(回) | 16,206.0 | 17,112.0 | 18,102.0 | 111.2% | 20,286.0 | 33,492.0 | 217.3% |
| | 人数(人) | 1,908 | 2,016 | 2,136 | 111.5% | 2,388 | 3,936 | 217.2% |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 給付費(千円) | 286 | 286 | 286 | 95.6% | 286 | 572 | 191.1% |
| | 回数(回) | 117.6 | 117.6 | 117.6 | 100.0% | 117.6 | 235.2 | 200.0% |
| | 人数(人) | 12 | 12 | 12 | 100.0% | 12 | 24 | 200.0% |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 給付費(千円) | 16,468 | 17,529 | 18,580 | 117.4% | 20,830 | 33,888 | 227.0% |
| | 人数(人) | 1,500 | 1,596 | 1,692 | 111.8% | 1,896 | 3,084 | 216.0% |
| 介護予防通所リハビリテーション | 給付費(千円) | 40,766 | 43,148 | 45,233 | 108.1% | 51,456 | 84,176 | 211.4% |
| | 人数(人) | 1,128 | 1,200 | 1,260 | 110.7% | 1,428 | 2,328 | 215.6% |
| 介護予防短期入所生活介護 | 給付費(千円) | 2,076 | 2,521 | 2,521 | 104.6% | 2,894 | 4,971 | 219.1% |
| | 日数(日) | 391.2 | 482.4 | 482.4 | 115.5% | 541.2 | 932.4 | 238.3% |
| | 人数(人) | 60 | 72 | 72 | 113.3% | 84 | 144 | 240.0% |
| 介護予防短期入所療養介護(老健) | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — |
| | 日数(日) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | — | 0.0 | 0.0 | — |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — |
| 介護予防短期入所療養介護(病院等) | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — |
| | 日数(日) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | — | 0.0 | 0.0 | — |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — |
| 介護予防短期入所療養介護(介護医療院) | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — |
| | 日数(日) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | — | 0.0 | 0.0 | — |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — |
| 介護予防福祉用具貸与 | 給付費(千円) | 49,390 | 52,053 | 55,192 | 108.7% | 62,148 | 102,011 | 212.4% |
| | 人数(人) | 6,264 | 6,612 | 7,020 | 111.2% | 7,884 | 12,912 | 216.5% |
| 特定介護予防福祉用具購入費 | 給付費(千円) | 1,989 | 2,325 | 2,325 | 119.7% | 2,661 | 4,314 | 233.3% |
| | 人数(人) | 72 | 84 | 84 | 111.1% | 96 | 156 | 216.7% |
| 介護予防住宅改修 | 給付費(千円) | 11,580 | 14,161 | 14,161 | 138.6% | 15,416 | 25,741 | 268.3% |
| | 人数(人) | 108 | 132 | 132 | 114.8% | 144 | 240 | 222.2% |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 給付費(千円) | 81,727 | 94,884 | 101,885 | 123.7% | 105,462 | 171,444 | 228.5% |
| | 人数(人) | 1,044 | 1,200 | 1,272 | 119.1% | 1,368 | 2,220 | 225.6% |
| (2) 地域密着型介護予防サービス | | | | | | | | |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — |
| | 回数(回) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | — | 0.0 | 0.0 | — |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 給付費(千円) | 6,012 | 7,216 | 7,216 | 122.9% | 8,417 | 12,625 | 227.7% |
| | 人数(人) | 72 | 84 | 84 | 111.1% | 96 | 144 | 200.0% |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — |
| (3) 介護予防支援 | 給付費(千円) | 38,260 | 40,399 | 42,930 | 113.5% | 48,115 | 78,804 | 220.6% |
| | 人数(人) | 7,800 | 8,232 | 8,748 | 111.4% | 9,804 | 16,056 | 216.5% |
| 合計 | 給付費(千円) | 306,702 | 335,911 | 355,231 | 115.0% | 390,290 | 638,699 | 220.8% |

4 介護施設等整備目標

介護施設等の整備にあたっては、今後の認定者やサービス利用の増加を踏まえ、特定施設入居者生活介護を1箇所、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備を2箇所、小規模多機能型居宅介護を1箇所程度進めていきます。

地域密着型のサービスは、浦安市の被保険者に限定されたサービスとなります。住み慣れた地域で終生過ごしていただくために、今後も地域密着型サービスの充実を進めていきたいと考えています。特別養護老人ホームについても、需要と供給のバランスを考慮しながら引き続き検討してまいります。

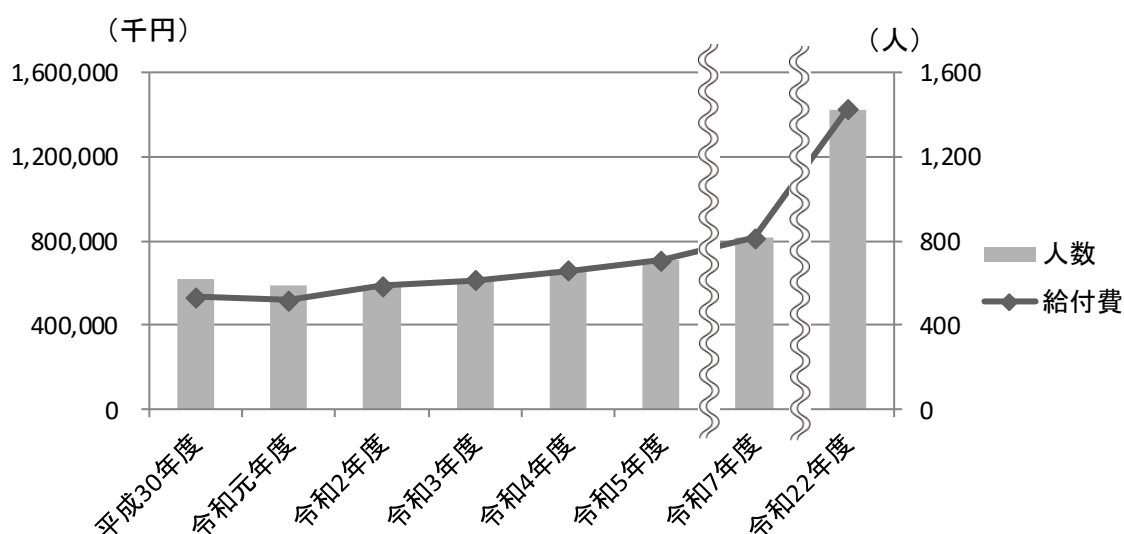
| 種別 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------|-----|-------|-------|-------|
| 特定施設入居者生活介護 | 施設数 | 0 | 1 | 0 |
| | 定員 | 0 | 48 | 0 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 施設数 | 0 | 1 | 1 |
| | 定員 | 0 | 18 | 18 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 施設数 | 0 | 1 | 0 |
| | 定員 | 0 | 29 | 0 |

5 個別のサービスの需要

(1) 訪問介護

訪問介護は、介護福祉士等の訪問介護員（ホームヘルパー）が要介護者の居宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等に関する相談・助言等、自立した日常生活が営めるよう、必要な世話をを行うサービスです。介護保険制度の中では最も認知度の高いサービスであると言えます。

なお、訪問介護サービスについては、予防給付が地域支援事業に移行完了しているため、第8期計画期間では介護給付のみの計上となります。今後は、要介護認定者の増加に伴い、利用人数及び給付費が増加していくと予測します。



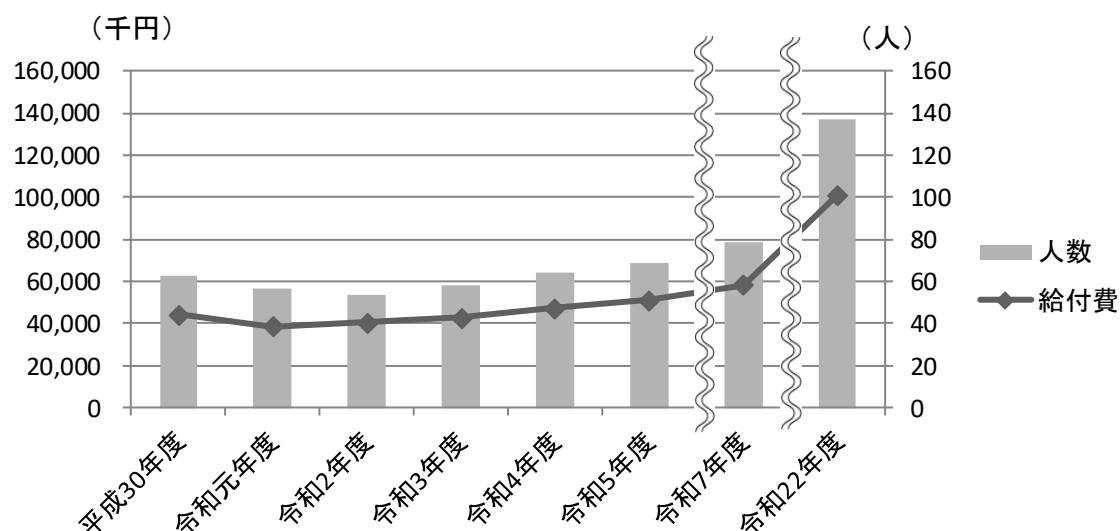
(千円・回・人)

| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 介護給付 | 給付費 | 533,460 | 520,946 | 586,744 | 614,329 | 660,392 | 709,455 | 814,340 | 1,425,310 |
| | 回数 | 14,110 | 13,542 | 14,911 | 15,985 | 17,164 | 18,457 | 21,204 | 37,138 |
| | 人数 | 619 | 587 | 581 | 619 | 665 | 711 | 814 | 1,426 |
| 合計 | 給付費 | 533,460 | 520,946 | 586,744 | 614,329 | 660,392 | 709,455 | 814,340 | 1,425,310 |
| | 回数 | 14,110 | 13,542 | 14,911 | 15,985 | 17,164 | 18,457 | 21,204 | 37,138 |
| | 人数 | 619 | 587 | 581 | 619 | 665 | 711 | 814 | 1,426 |

(2) 訪問入浴介護

訪問入浴介護は、要支援・要介護者の居宅を入浴車で訪問して、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。自宅の浴槽で入浴できない方や、デイサービスセンターでの入浴サービスを利用できない方などが利用されています。

今後は対象となる認定者の増加に伴い、需要が増えていくものと見込まれます。



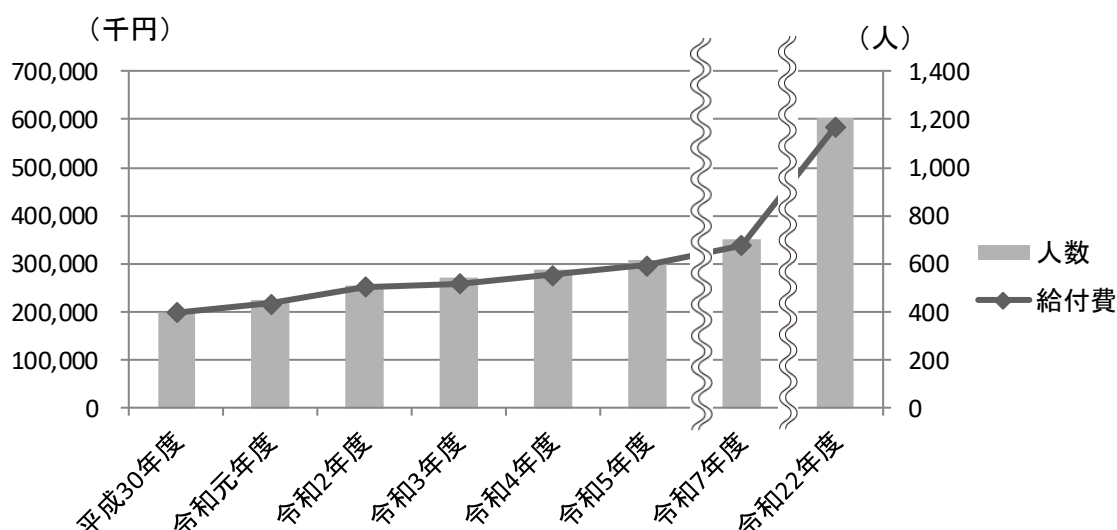
(千円・回・人)

| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 介護給付 | 給付費 | 43,469 | 37,823 | 39,485 | 42,018 | 46,344 | 50,159 | 57,564 | 99,550 |
| | 回数 | 291 | 252 | 259 | 279 | 307 | 333 | 382 | 660 |
| | 人数 | 61 | 55 | 53 | 57 | 63 | 68 | 78 | 135 |
| 予防給付 | 給付費 | 989 | 1,001 | 949 | 881 | 882 | 882 | 882 | 1,763 |
| | 回数 | 10 | 10 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 18 |
| | 人数 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 合計 | 給付費 | 44,458 | 38,823 | 40,434 | 42,899 | 47,226 | 51,041 | 58,446 | 101,313 |
| | 回数 | 301 | 262 | 268 | 288 | 316 | 341 | 391 | 678 |
| | 人数 | 63 | 57 | 54 | 58 | 64 | 69 | 79 | 137 |

(3) 訪問看護

訪問看護は、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要支援・要介護者の居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

現在、毎年利用が増加していますが、今後、医療・介護連携が促進されることにより、在宅において医療ケア（人工呼吸器管理・点滴管理・胃瘻や人工肛門のケア・膀胱洗浄・留置カテーテルの管理・緩和ケアにおける投薬管理等）や、リハビリテーションが必要となる認定者の増加に伴い、需要が増えていくものと見込まれます。



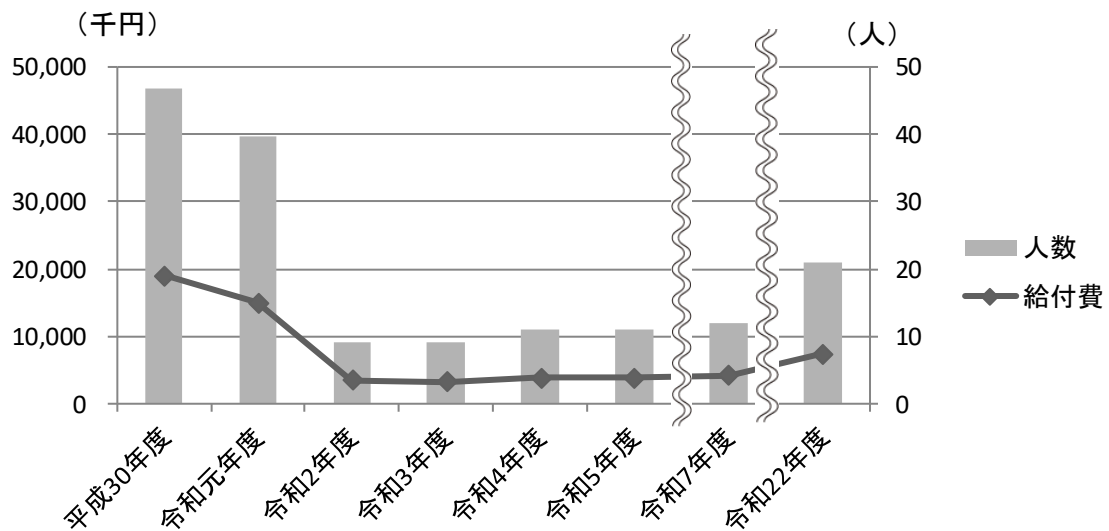
(千円・回・人)

| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 介護給付 | 給付費 | 177,362 | 180,330 | 197,105 | 202,111 | 216,935 | 232,657 | 266,972 | 467,076 |
| | 回数 | 3,278 | 3,347 | 3,493 | 3,716 | 3,980 | 4,264 | 4,894 | 8,569 |
| | 人数 | 332 | 341 | 359 | 382 | 410 | 439 | 503 | 881 |
| 予防給付 | 給付費 | 21,040 | 36,303 | 55,275 | 57,267 | 60,507 | 64,020 | 71,723 | 118,390 |
| | 回数 | 510 | 860 | 1,285 | 1,351 | 1,426 | 1,509 | 1,691 | 2,791 |
| | 人数 | 65 | 106 | 151 | 159 | 168 | 178 | 199 | 328 |
| 合計 | 給付費 | 198,402 | 216,633 | 252,380 | 259,378 | 277,442 | 296,677 | 338,695 | 585,466 |
| | 回数 | 3,788 | 4,207 | 4,777 | 5,067 | 5,406 | 5,772 | 6,584 | 11,360 |
| | 人数 | 397 | 447 | 510 | 541 | 578 | 617 | 702 | 1,209 |

(4) 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、病院・診療所及び介護老人保健施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、要支援・要介護者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法、その他の必要なリハビリテーションを行うサービスです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響を受け、令和2年度に利用が大幅に減少していますが、今後在宅で療養する要介護認定者の増加に伴い、廃用症候群予防や脳血管疾患後遺症のリハビリ等、一定程度の需要があるものと見込まれます。



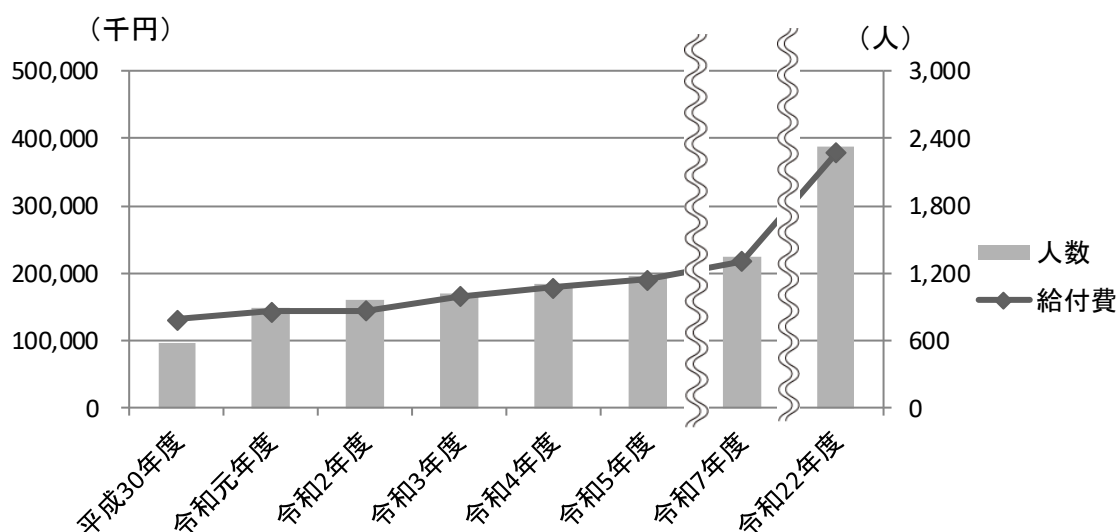
(千円・回・人)

| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|-----|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 介護給付 | 給付費 | 17,743 | 13,162 | 3,170 | 2,949 | 3,539 | 3,539 | 3,874 | 6,824 |
| | 回数 | 555 | 421 | 94 | 94 | 113 | 113 | 124 | 218 |
| | 人数 | 42 | 33 | 8 | 8 | 10 | 10 | 11 | 19 |
| 予防給付 | 給付費 | 1,283 | 1,867 | 299 | 286 | 286 | 286 | 286 | 572 |
| | 回数 | 42 | 62 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 20 |
| | 人数 | 5 | 7 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 合計 | 給付費 | 19,025 | 15,029 | 3,469 | 3,235 | 3,825 | 3,825 | 4,160 | 7,396 |
| | 回数 | 597 | 483 | 104 | 104 | 123 | 123 | 133 | 237 |
| | 人数 | 47 | 40 | 9 | 9 | 11 | 11 | 12 | 21 |

(5) 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、通院が困難な要支援・要介護者に対して、病院、診療所薬局または訪問看護ステーションの医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士・保健師・看護師等が自宅を訪問して行う療養上の管理、指導等のサービスです。

医療・介護連携が進み、在宅療養者が増加していることから、今後も対象となる認定者の増加に伴い、需要が増えていくものと見込まれます。



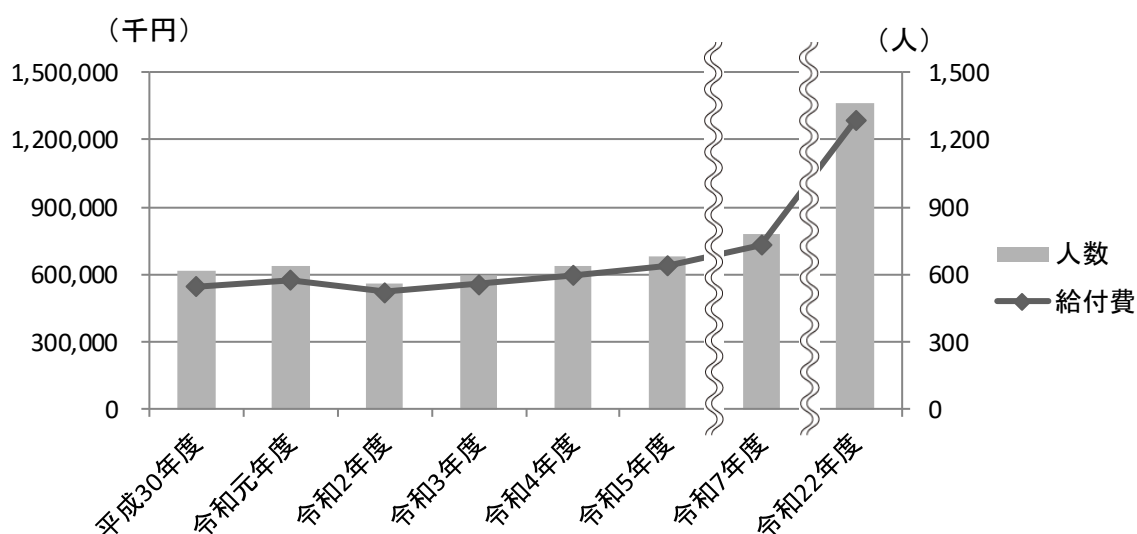
(千円・人)

| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 介護給付 | 給付費 | 121,643 | 130,001 | 129,570 | 149,546 | 161,110 | 172,708 | 196,993 | 345,085 |
| | 人数 | 732 | 791 | 839 | 900 | 969 | 1,038 | 1,184 | 2,074 |
| 予防給付 | 給付費 | 10,216 | 12,961 | 14,927 | 16,468 | 17,529 | 18,580 | 20,830 | 33,888 |
| | 人数 | 70 | 99 | 119 | 125 | 133 | 141 | 158 | 257 |
| 合計 | 給付費 | 131,859 | 142,962 | 144,497 | 166,014 | 178,639 | 191,288 | 217,823 | 378,973 |
| | 人数 | 580 | 890 | 958 | 1,025 | 1,102 | 1,179 | 1,342 | 2,331 |

(6) 通所介護

通所介護は、できるだけ自立した日常生活を営めるように、要介護者が通所介護施設（デイサービスセンター）等に通い、入浴や排泄、食事の提供等の介護や日常生活上の世話、及び機能訓練を受けるサービスです。一般的に自宅とデイサービスセンター間の送迎もサービスに含まれます。

なお、通所介護サービスについては、予防給付が地域支援事業に移行完了しているため、第8期計画期間では介護給付のみの計上となります。今後は、要介護認定者の増加に伴い、利用人数及び給付費が増加していくと予測します。



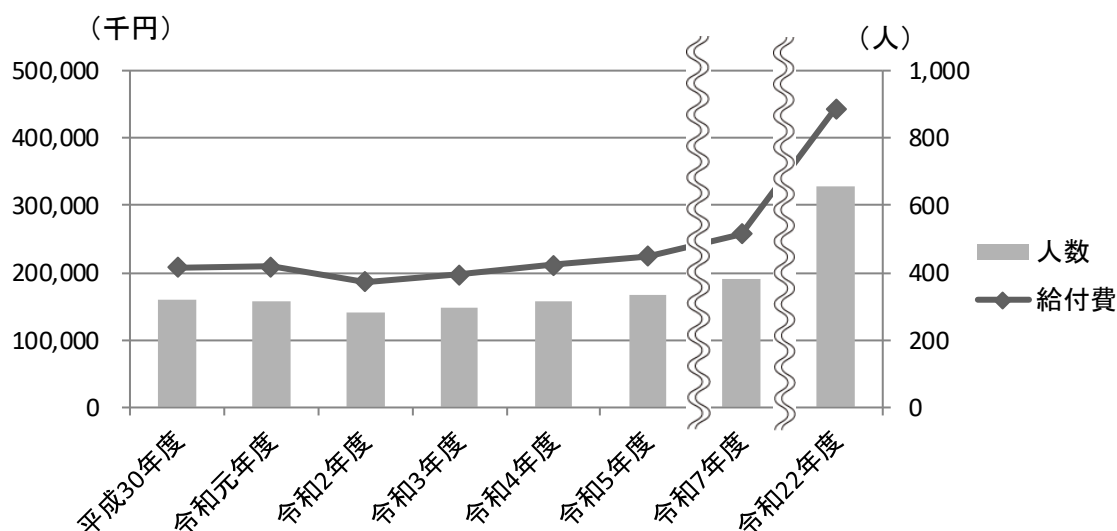
(千円・回・人)

| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 介護給付 | 給付費 | 547,171 | 575,637 | 521,248 | 556,279 | 598,128 | 640,071 | 733,153 | 1,285,462 |
| | 回数 | 5,955 | 6,259 | 5,617 | 5,954 | 6,403 | 6,841 | 7,826 | 13,739 |
| | 人数 | 614 | 635 | 559 | 592 | 637 | 680 | 777 | 1,364 |
| 合計 | 給付費 | 547,171 | 575,637 | 521,248 | 556,279 | 598,128 | 640,071 | 733,153 | 1,285,462 |
| | 回数 | 5,955 | 6,259 | 5,617 | 5,954 | 6,403 | 6,841 | 7,826 | 13,739 |
| | 人数 | 614 | 635 | 559 | 592 | 637 | 680 | 777 | 1,364 |

(7) 通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、要支援・要介護者が医師の指示に基づき、介護老人保健施設、病院、診療所等に通い、一定期間にわたり、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービスです。

廃用症候群を予防し、できる限り自立した在宅生活を可能とするために、対象となる認定者の増加に伴い、需要が増えていくものと見込まれます。



(千円・回・人)

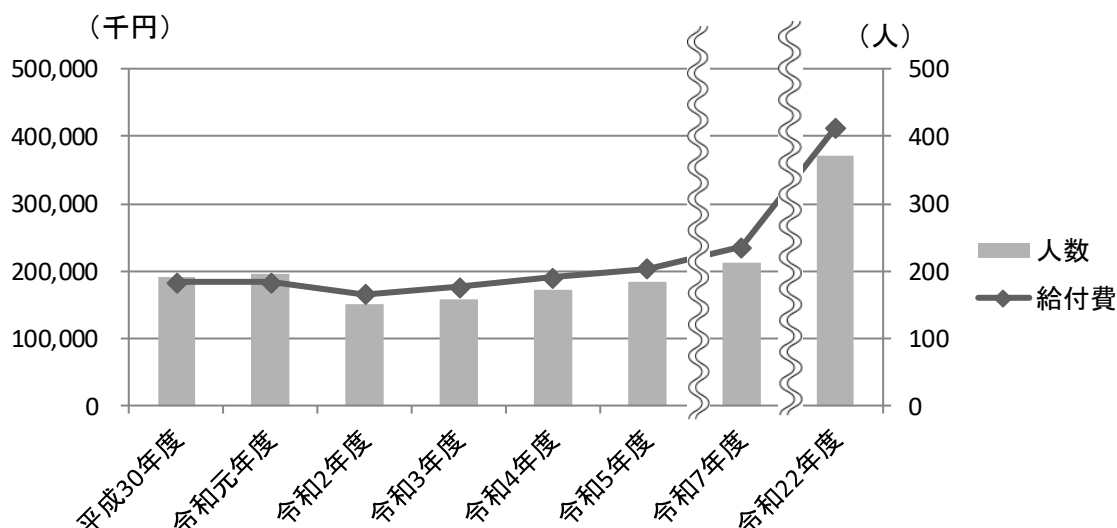
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 介護給付 | 給付費 | 172,838 | 164,227 | 147,196 | 156,656 | 167,900 | 179,455 | 205,750 | 359,069 |
| | 回数 | 1,797 | 1,655 | 1,463 | 1,555 | 1,664 | 1,772 | 2,032 | 3,553 |
| | 人数 | 229 | 210 | 190 | 202 | 216 | 230 | 264 | 462 |
| 予防給付 | 給付費 | 35,187 | 44,514 | 39,819 | 40,766 | 43,148 | 45,233 | 51,456 | 84,176 |
| | 回数 | | | | | | | | |
| | 人数 | 89 | 106 | 90 | 94 | 100 | 105 | 119 | 194 |
| 合計 | 給付費 | 208,025 | 208,741 | 187,015 | 197,422 | 211,048 | 224,688 | 257,206 | 443,245 |
| | 回数 | 1,797 | 1,655 | 1,463 | 1,555 | 1,664 | 1,772 | 2,032 | 3,553 |
| | 人数 | 318 | 316 | 280 | 296 | 316 | 335 | 383 | 656 |

*予防通所リハビリテーションは、月あたりの単価となるため、回数は記載しない

(8) 短期入所生活介護

短期入所生活介護は、要支援・要介護者が特別養護老人ホーム等に短期間入所して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。対象者は、在宅生活で心身の状態が虚弱化した場合、または家族が疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により介護ができなくなった場合、または家族介護者の身体的、精神的な負担を軽減するために休養が必要になった場合等において、一時的に居宅において日常生活を営むことに支障が生じた要支援・要介護者となります。

在宅生活を維持していくためには、介護者の支援も重要な対策であり、短期入所生活介護（ショートステイ）は、介護者の負担を軽減し、安心して在宅療養生活を継続するために欠かせない支援のひとつです。今後は対象となる認定者の増加に伴い、需要が増えていくものと見込まれます。



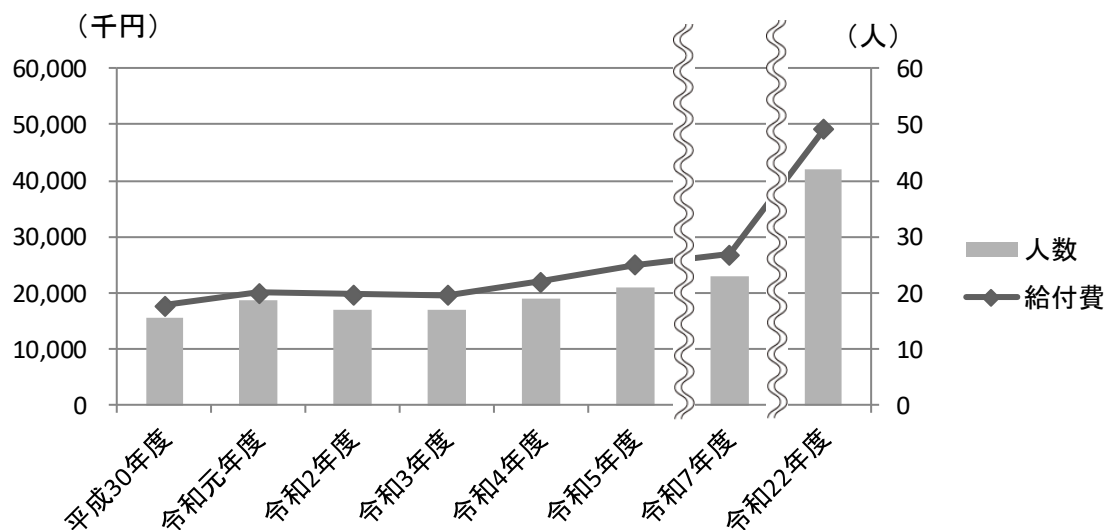
(千円・日・人)

| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 介護給付 | 給付費 | 181,281 | 181,213 | 163,584 | 174,259 | 187,834 | 201,772 | 232,880 | 408,585 |
| | 日数 | 1,784 | 1,792 | 1,625 | 1,716 | 1,848 | 1,983 | 2,287 | 4,015 |
| | 人数 | 183 | 188 | 146 | 154 | 166 | 178 | 205 | 360 |
| 予防給付 | 給付費 | 2,672 | 2,705 | 2,269 | 2,076 | 2,521 | 2,521 | 2,894 | 4,971 |
| | 日数 | 36 | 40 | 33 | 33 | 40 | 40 | 45 | 78 |
| | 人数 | 9 | 9 | 5 | 5 | 6 | 6 | 7 | 12 |
| 合計 | 給付費 | 183,953 | 183,918 | 165,853 | 176,335 | 190,355 | 204,293 | 235,774 | 413,556 |
| | 日数 | 1,820 | 1,832 | 1,658 | 1,749 | 1,889 | 2,023 | 2,332 | 4,093 |
| | 人数 | 192 | 196 | 151 | 159 | 172 | 184 | 212 | 372 |

(9) 短期入所療養介護

短期入所療養介護は、要支援・要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所して、看護、医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。

在宅療養者の増加に伴い、需要が増えていくものと見込まれます。



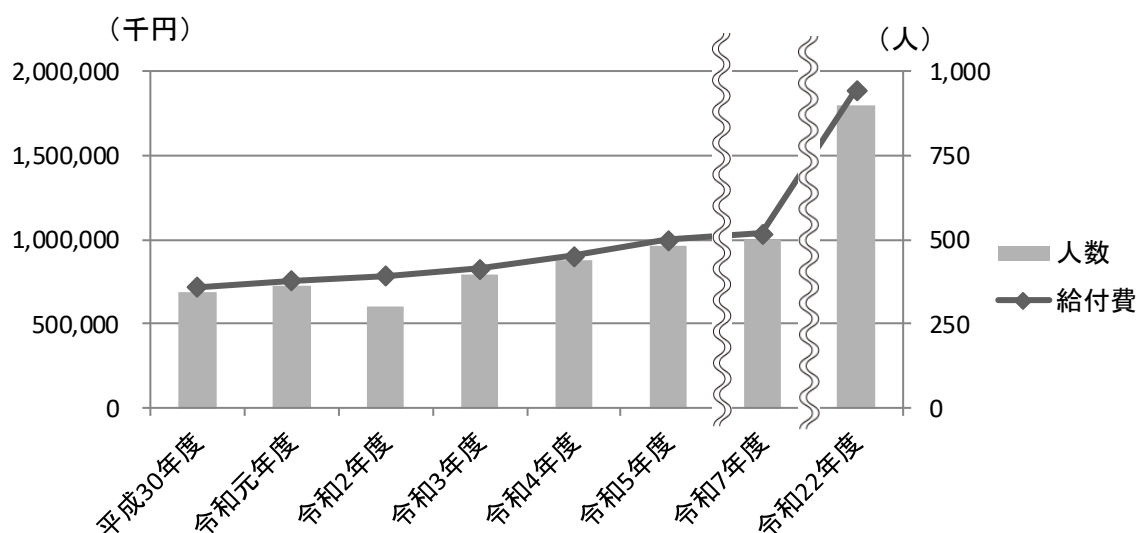
(千円・日・人)

| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 介護給付 | 給付費 | 17,736 | 19,970 | 19,705 | 19,669 | 21,999 | 25,004 | 26,837 | 49,206 |
| | 日数 | 118 | 132 | 132 | 132 | 148 | 166 | 180 | 329 |
| | 人数 | 15 | 19 | 17 | 17 | 19 | 21 | 23 | 42 |
| 予防給付 | 給付費 | 90 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日数 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 給付費 | 17,825 | 19,970 | 19,705 | 19,669 | 21,999 | 25,004 | 26,837 | 49,206 |
| | 日数 | 121 | 132 | 132 | 132 | 148 | 166 | 180 | 329 |
| | 人数 | 15 | 19 | 17 | 17 | 19 | 21 | 23 | 42 |

(10) 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、特定施設（有料老人ホーム等）に入居している要支援・要介護者に対して提供される入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話といったサービスを介護保険の給付対象とするものです。特定施設に入居している高齢者が受けるサービスですが、介護保険法上、そこで提供される介護や機能訓練等は、居宅サービスと位置づけられています。

特定施設入居者生活介護の対象となる施設は、有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）、サービス付き高齢者向け住宅等となっています。今後、このような高齢者の住環境の選択肢が増えると予測される中、対象となる認定者の増加に伴い、需要が増えていくものと見込まれます。



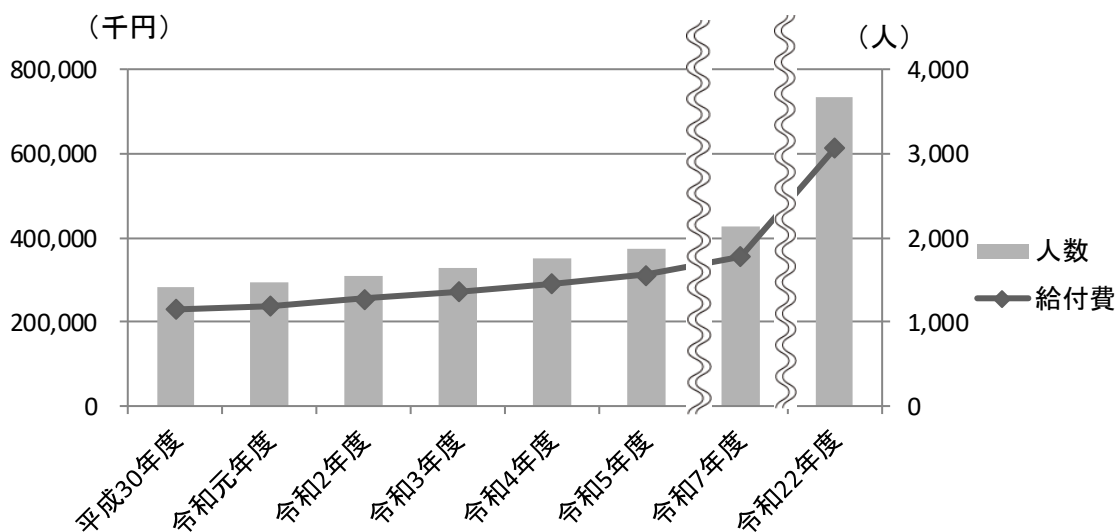
(千円・人)

| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|
| 介護給付 | 給付費 | 666,355 | 695,226 | 709,883 | 748,493 | 811,435 | 895,845 | 932,543 | 1,721,843 |
| | 人数 | 278 | 289 | 297 | 312 | 339 | 374 | 389 | 715 |
| 予防給付 | 給付費 | 55,056 | 63,569 | 75,024 | 81,727 | 94,884 | 101,885 | 105,462 | 171,444 |
| | 人数 | 65 | 73 | 82 | 87 | 100 | 106 | 114 | 185 |
| 合計 | 給付費 | 721,411 | 758,795 | 784,907 | 830,220 | 906,319 | 997,730 | 1,038,005 | 1,893,287 |
| | 人数 | 343 | 362 | 303 | 399 | 439 | 480 | 503 | 900 |

(11) 福祉用具貸与

福祉用具貸与は、要支援・要介護者に対し適切な福祉用具を貸与することで、日常生活上の便宜や機能訓練、介護者の負担軽減を図るサービスです。貸与の対象となる用具として、車いす、車いす付属品（クッション、電動補助装置等）、特殊寝台、特殊寝台付属品（マット、サイドレール等）、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置の13品目が指定されています。

幅広い状態像の高齢者に対して適用されるサービスであり、制度利用のきっかけとなるサービスでもあることから、毎年利用が増加しています。今後も対象となる認定者の増加に伴い、需要が増えていくものと見込まれます。

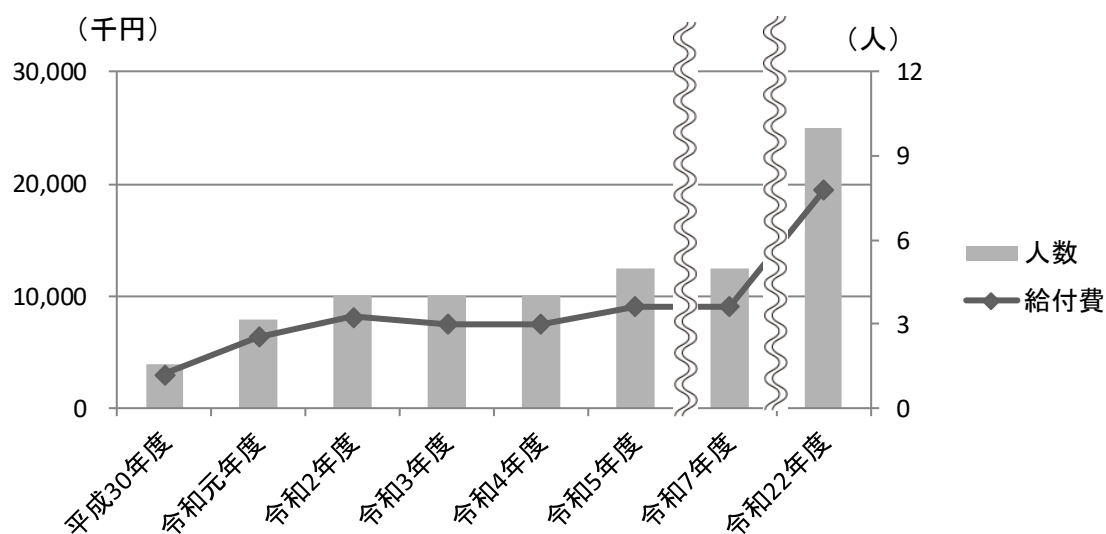


| | | (千円・人) | | | | | | | |
|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和22年度 |
| 介護給付 | 給付費 | 203,968 | 197,461 | 207,179 | 223,169 | 239,132 | 256,610 | 293,682 | 513,123 |
| | 人数 | 1,064 | 1,023 | 1,061 | 1,131 | 1,211 | 1,296 | 1,482 | 2,596 |
| 予防給付 | 給付費 | 27,339 | 41,599 | 48,021 | 49,390 | 52,053 | 55,192 | 62,148 | 102,011 |
| | 人数 | 348 | 448 | 497 | 522 | 551 | 585 | 657 | 1,076 |
| 合計 | 給付費 | 231,307 | 239,060 | 255,201 | 272,559 | 291,185 | 311,802 | 355,830 | 615,134 |
| | 人数 | 1,411 | 1,471 | 1,558 | 1,653 | 1,762 | 1,881 | 2,139 | 3,672 |

(12) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、要介護認定者の在宅生活を可能な限り切れ目なく支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的あるいは密接に連携しながら実施する短時間の定期巡回型訪問と、利用者からの通報により電話対応や訪問等の随時対応を行うサービスです。

施設入所を選択せず、在宅生活を継続する場合、対象となる要介護認定者の増加に伴い、需要が増えていくものと見込まれます。



(千円・人)

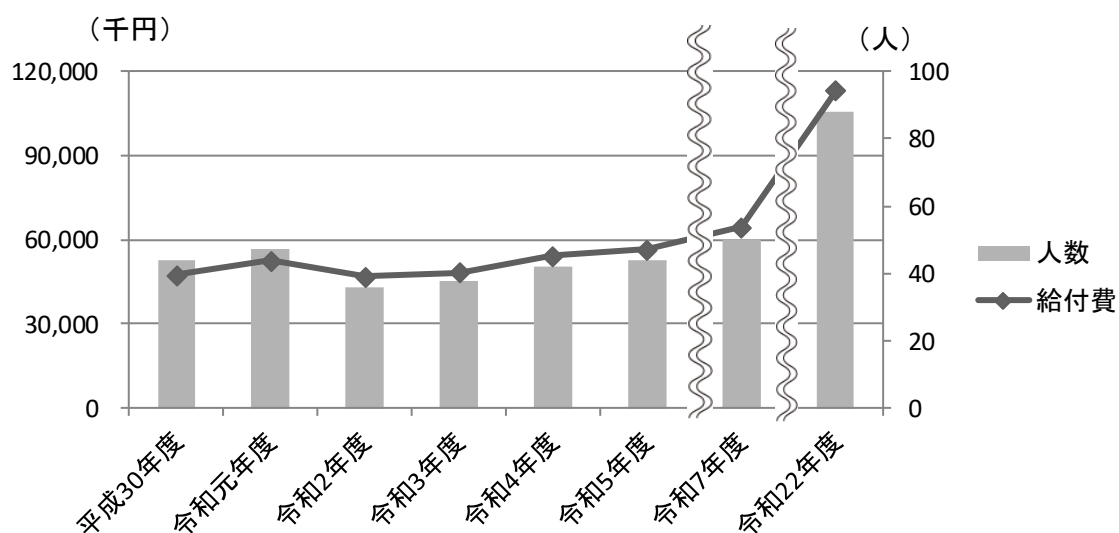
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 介護給付 | 給付費 | 3,056 | 6,406 | 8,191 | 7,535 | 7,539 | 9,123 | 9,123 | 19,450 |
| | 人数 | 2 | 3 | 4 | 4 | 4 | 5 | 5 | 10 |
| 合計 | 給付費 | 3,056 | 6,406 | 8,191 | 7,535 | 7,539 | 9,123 | 9,123 | 19,450 |
| | 人数 | 2 | 3 | 4 | 4 | 4 | 5 | 5 | 10 |

(13) 認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症の利用者が可能な限り居宅で自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持・向上を目指す通所サービスです。

介護老人福祉施設、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設、特定施設に併設されない「単独型」、併設される「併設型」、認知症対応型共同生活介護事業所の居間や食堂、介護老人福祉施設や特定施設の食堂または共同生活室で行われる「共用型」の3類型があります。

認知症対応型通所介護は、認知症高齢者患者の増加とともに利用が増加するものと見込まれます。



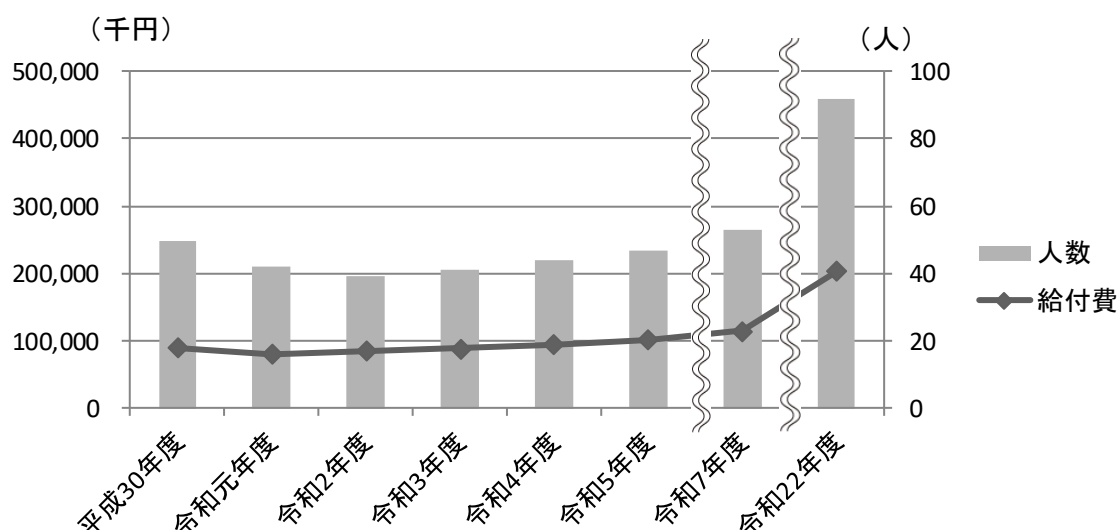
(千円・回・人)

| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 介護給付 | 給付費 | 47,343 | 52,489 | 46,843 | 48,449 | 54,331 | 56,570 | 64,436 | 113,178 |
| | 回数 | 378 | 423 | 362 | 381 | 424 | 443 | 505 | 888 |
| | 人数 | 44 | 46 | 36 | 38 | 42 | 44 | 50 | 88 |
| 予防給付 | 給付費 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 回数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 給付費 | 47,343 | 52,497 | 46,843 | 48,449 | 54,331 | 56,570 | 64,436 | 113,178 |
| | 回数 | 378 | 423 | 362 | 381 | 424 | 443 | 505 | 888 |
| | 人数 | 44 | 47 | 36 | 38 | 42 | 44 | 50 | 88 |

(14) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、サービス拠点への通所や短期間宿泊、拠点からのヘルパー派遣による自宅での入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うことにより、自立した日常生活を営むことができるようにするものです。「通い」「訪問」「宿泊」の機能を組み合わせて利用することにより、在宅生活を支援します。

認知症高齢者の増加に伴い、「日中の通いの場」を求める介護者の増加、認知症の症状に合わせた「訪問サービス」の希望、介護者のレスパイトを確保するための「お泊り機能」などに対応するため、令和4年度に1施設の整備目標があることから、施設数の増加に伴い、利用人数や給付費の増加が見込まれます。



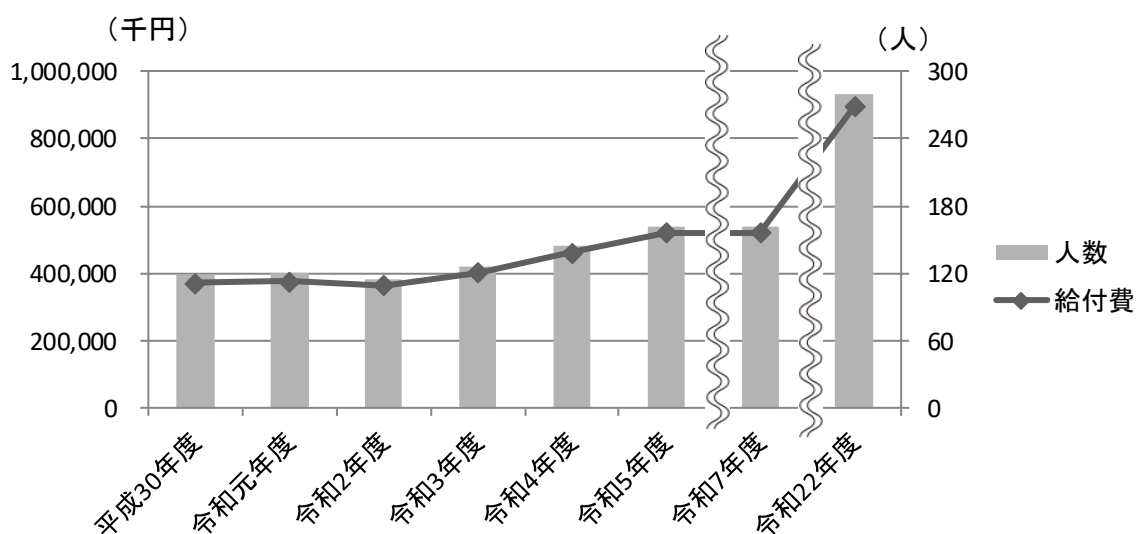
(千円・人)

| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 介護給付 | 給付費 | 82,894 | 73,750 | 79,062 | 83,265 | 87,988 | 95,025 | 106,997 | 191,288 |
| | 人数 | 40 | 34 | 33 | 35 | 37 | 40 | 45 | 80 |
| 予防給付 | 給付費 | 7,044 | 6,490 | 5,544 | 6,012 | 7,216 | 7,216 | 8,417 | 12,625 |
| | 人数 | 10 | 8 | 6 | 6 | 7 | 7 | 8 | 12 |
| 合計 | 給付費 | 89,938 | 80,240 | 84,606 | 89,277 | 95,204 | 102,241 | 115,414 | 203,913 |
| | 人数 | 50 | 42 | 39 | 41 | 44 | 47 | 53 | 92 |

(15) 認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、認知症の利用者が少人数で共同生活を営む、グループホームにおいて実施されるサービスです。家庭的な環境と地域住民との交流のもと、介護や日常生活上の世話をを行い、能力に応じて自立した生活を営めるようにするものです。

単身の認知症高齢者や高齢者のみ世帯の認知症高齢者が、たとえ認知症となっても、住み慣れた地域で最後まで過ごすことが可能となるように施設整備を進めていきますが、施設数の増加に伴う利用人数や給付費の増加が見込まれます。

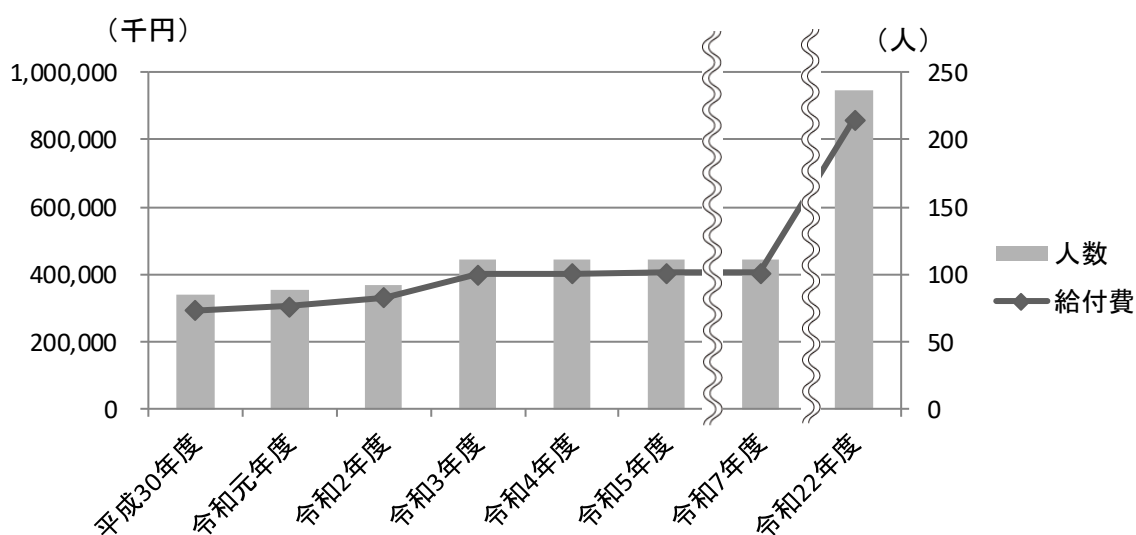


(千円・人)

| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 介護給付 | 給付費 | 372,890 | 377,145 | 365,531 | 401,950 | 462,376 | 520,324 | 520,324 | 895,171 |
| | 人数 | 120 | 120 | 115 | 126 | 144 | 162 | 162 | 280 |
| 予防給付 | 給付費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 給付費 | 372,890 | 377,145 | 365,531 | 401,950 | 462,376 | 520,324 | 520,324 | 895,171 |
| | 人数 | 120 | 120 | 115 | 126 | 144 | 162 | 162 | 280 |

(16) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入所定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームにおいて、要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。



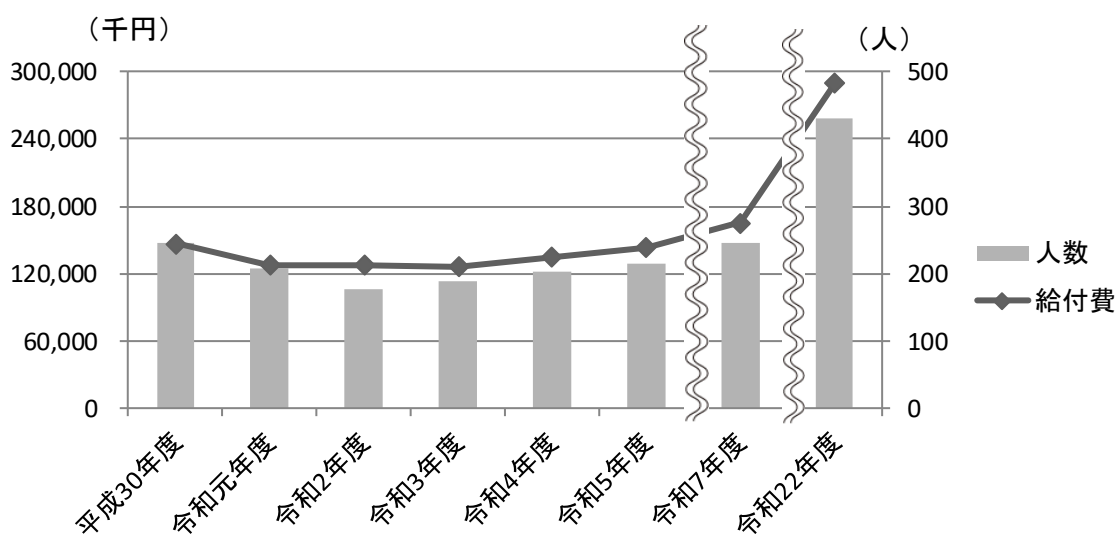
(千円・人)

| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 介護給付 | 給付費 | 293,124 | 306,249 | 331,859 | 401,001 | 403,582 | 404,755 | 404,755 | 860,889 |
| | 人数 | 85 | 89 | 92 | 111 | 111 | 111 | 111 | 237 |
| 合計 | 給付費 | 293,124 | 306,249 | 331,859 | 401,001 | 403,582 | 404,755 | 404,755 | 860,889 |
| | 人数 | 85 | 89 | 92 | 111 | 111 | 111 | 111 | 237 |

(17) 地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、利用定員18人以下の小規模のデイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、家族の負担軽減を図ります。

毎年利用が増加しています。今後も対象となる認定者の増加に伴い、需要が増えていくものと見込まれます。



(千円・回・人)

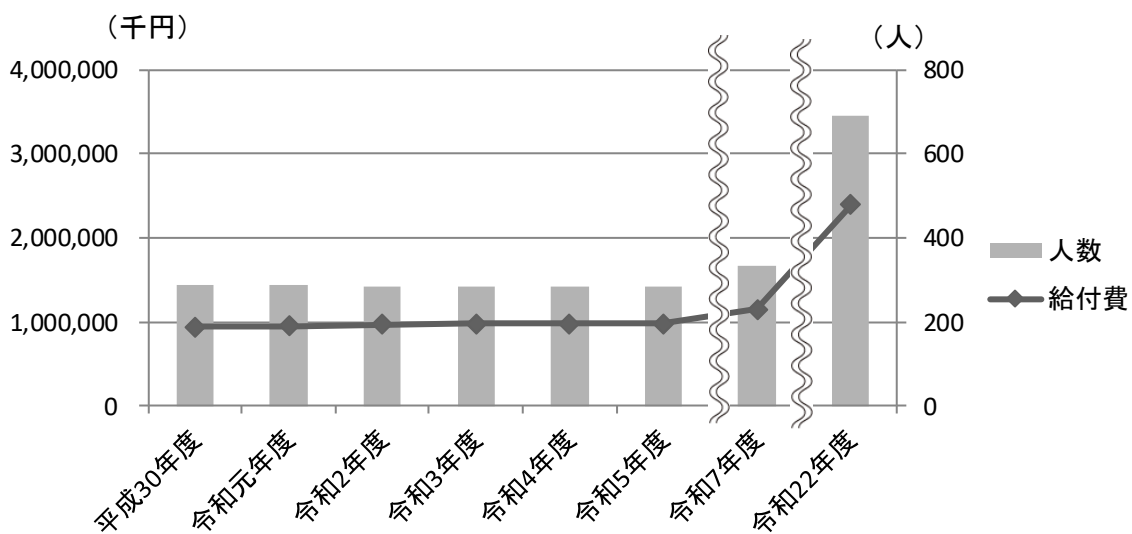
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 介護給付 | 給付費 | 147,369 | 127,761 | 128,052 | 126,222 | 135,369 | 143,317 | 165,916 | 289,950 |
| | 回数 | 1,869 | 1,603 | 1,490 | 1,575 | 1,691 | 1,791 | 2,063 | 3,613 |
| | 人数 | 245 | 208 | 178 | 188 | 202 | 214 | 246 | 431 |
| 合計 | 給付費 | 147,369 | 127,761 | 128,052 | 126,222 | 135,369 | 143,317 | 165,916 | 289,950 |
| | 回数 | 1,869 | 1,603 | 1,490 | 1,575 | 1,691 | 1,791 | 2,063 | 3,613 |
| | 人数 | 245 | 208 | 178 | 188 | 202 | 214 | 246 | 431 |

(18) 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、寝たきりや認知症のために常時介護を必要とする方で

自宅での生活が困難な方に生活全般の介護を行う施設です。従来から老人福祉法で特別養護老人ホームとして整備されましたが、介護保険法では、このうち都道府県知事の指定を受けたものを指定介護老人福祉施設として、保険給付の対象としています。特別養護老人ホームへの入所申込みは、浦安市内の施設の検討だけでなく、広域的に市外施設も選択肢に加えることができます。

本市における特別養護老人ホームの整備は、市内での用地確保が難しいなどの課題もありますが、需要を見極めながら検討を進めていきます。

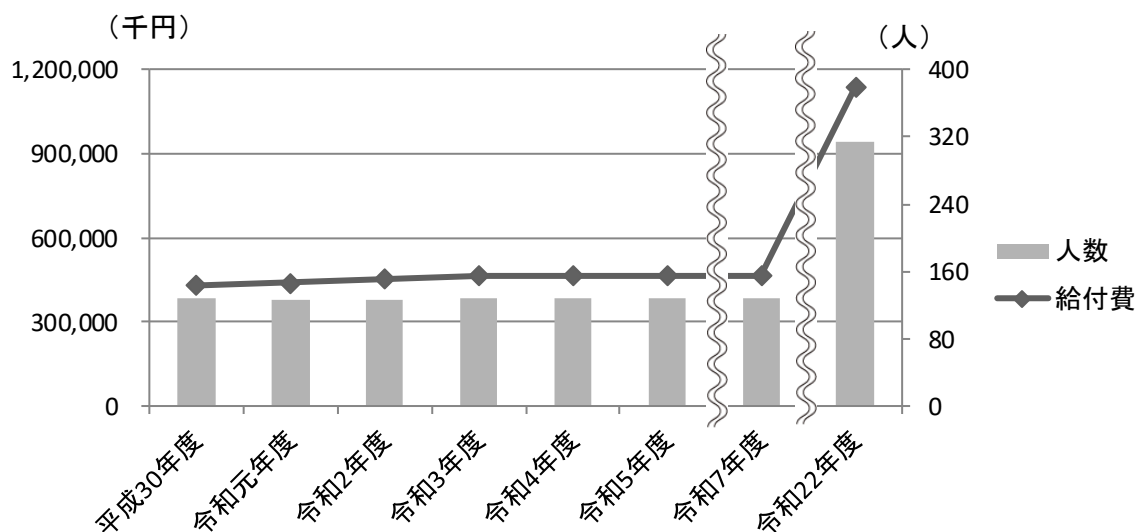


| | | (千円・人) | | | | | | | |
|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和22年度 |
| 介護給付 | 給付費 | 938,968 | 949,348 | 970,841 | 976,803 | 977,345 | 977,345 | 1,151,328 | 2,396,701 |
| | 人数 | 288 | 287 | 284 | 284 | 284 | 284 | 334 | 691 |
| 合計 | 給付費 | 938,968 | 949,348 | 970,841 | 976,803 | 977,345 | 977,345 | 1,151,328 | 2,396,701 |
| | 人数 | 288 | 287 | 284 | 284 | 284 | 284 | 334 | 691 |

(19) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、心身の機能維持・回復を図り、居宅において生活できるようになるための支援が必要な要介護者に対して、医療や看護、医学的管理下の介護、機能訓練等を提供するものです。

要介護者に対する介護老人保健施設の整備は、基礎調査結果より一定程度進んでいると考えられるため、第8期計画期間中の給付費等は現状維持となる見込みです。

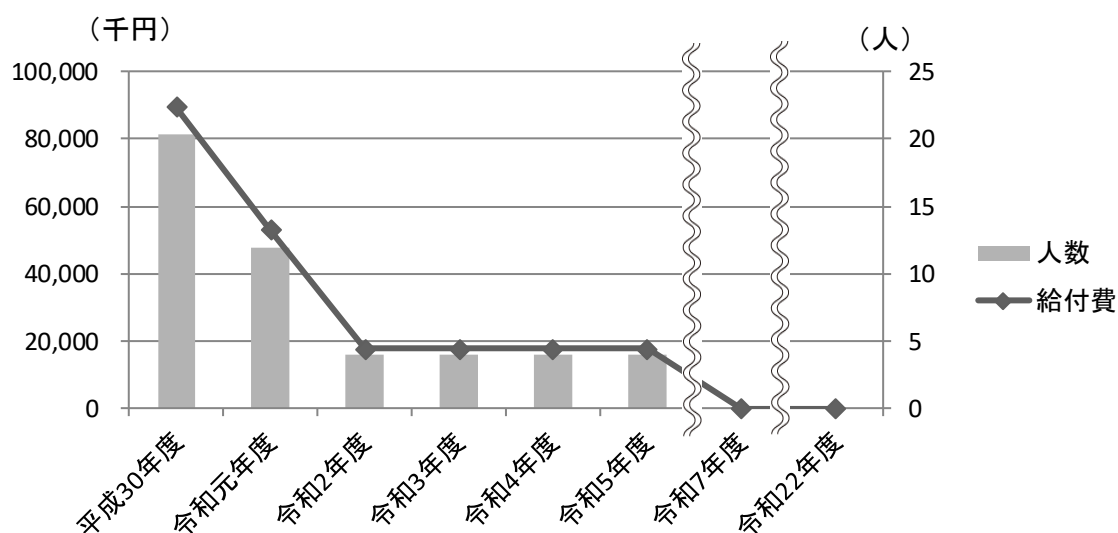


| | | (千円・人) | | | | | | | |
|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和22年度 |
| 介護給付 | 給付費 | 432,555 | 442,040 | 455,494 | 465,935 | 466,194 | 466,194 | 466,194 | 1,138,748 |
| | 人数 | 128 | 126 | 127 | 129 | 129 | 129 | 129 | 315 |
| 合計 | 給付費 | 432,555 | 442,040 | 455,494 | 465,935 | 466,194 | 466,194 | 466,194 | 1,138,748 |
| | 人数 | 128 | 126 | 127 | 129 | 129 | 129 | 129 | 315 |

(20) 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、病院・診療所の病床のうち、長期療養を必要とする要介護者に対して、医学的管理の下における介護、必要な医療等を提供するものです。

本サービスは令和5年度末に廃止され、介護医療院へ移行する見込みであることから、利用者の減少が見込まれます。

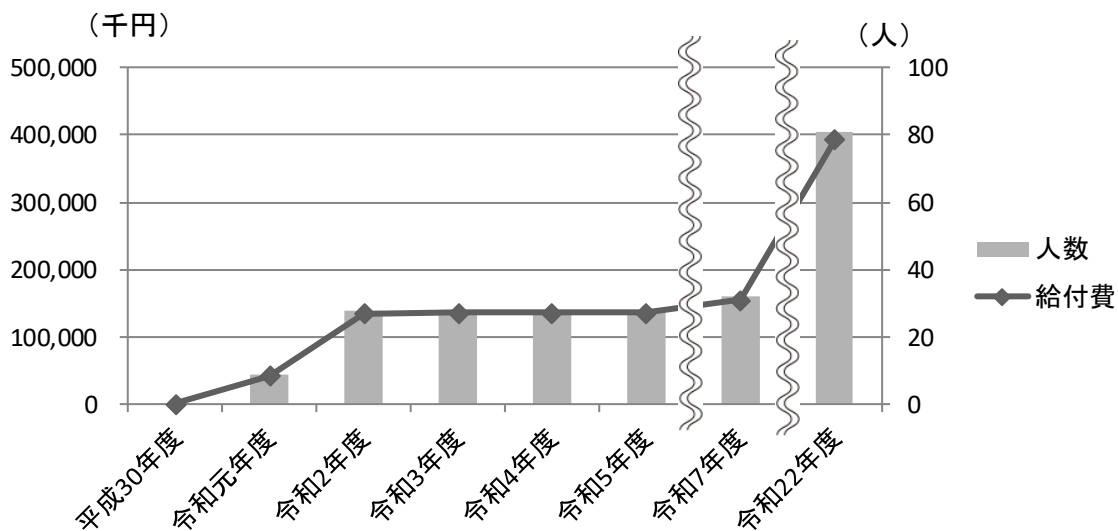


(千円・人)

| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 介護給付 | 給付費 | 89,696 | 53,102 | 17,705 | 17,813 | 17,823 | 17,823 | 0 | 0 |
| | 人数 | 20 | 12 | 4 | 4 | 4 | 4 | 0 | 0 |
| 合計 | 給付費 | 89,696 | 53,102 | 17,705 | 17,813 | 17,823 | 17,823 | 0 | 0 |
| | 人数 | 20 | 12 | 4 | 4 | 4 | 4 | 0 | 0 |

(21) 介護医療院

介護医療院は平成30年度から創設されたサービスで、要介護者に対し「長期療養のための医療」と「日常生活上の介護」を一体的に提供するものです。介護療養型医療施設からの移行を見込んでいます。



(千円・人)

| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|-----|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 介護給付 | 給付費 | 1,349 | 42,997 | 135,106 | 135,936 | 136,011 | 136,011 | 155,519 | 393,539 |
| | 人数 | 0 | 9 | 28 | 28 | 28 | 28 | 32 | 81 |
| 合計 | 給付費 | 1,349 | 42,997 | 135,106 | 135,936 | 136,011 | 136,011 | 155,519 | 393,539 |
| | 人数 | 0 | 9 | 28 | 28 | 28 | 28 | 32 | 81 |

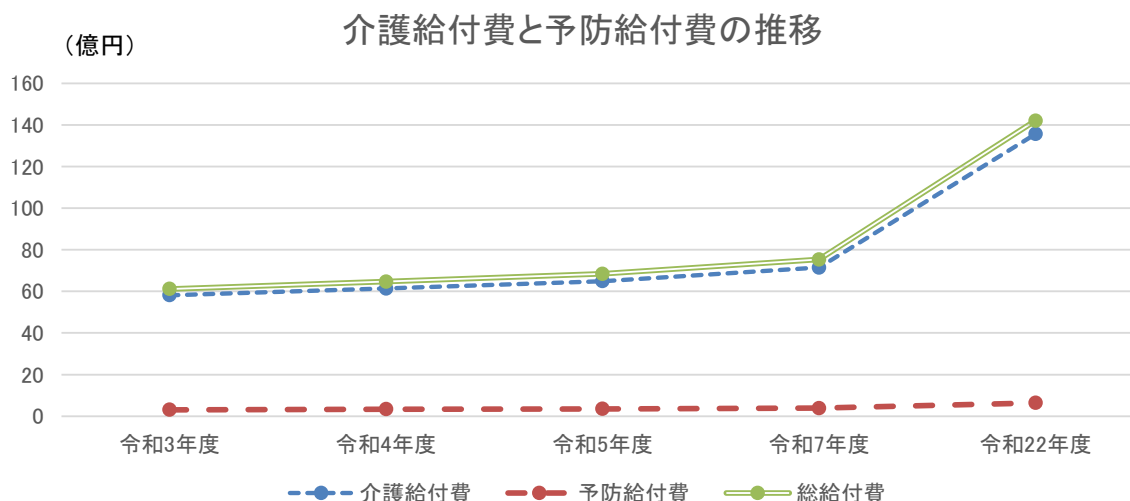
第3節 総給付費、介護給付費・予防給付費の見込み

介護給付費については、令和5年度で約65.3億円、令和7年度で約71.9億円、令和22年度では136.5億円と推計されます。

予防給付費については、令和5年度で約3.6億円、令和7年度で約3.9億円、令和22年度では6.4億円と推計されます。

総給付費については、令和5年度で約68.9億円、令和7年度で約75.8億円、令和22年度では142.9億円と推計されます。

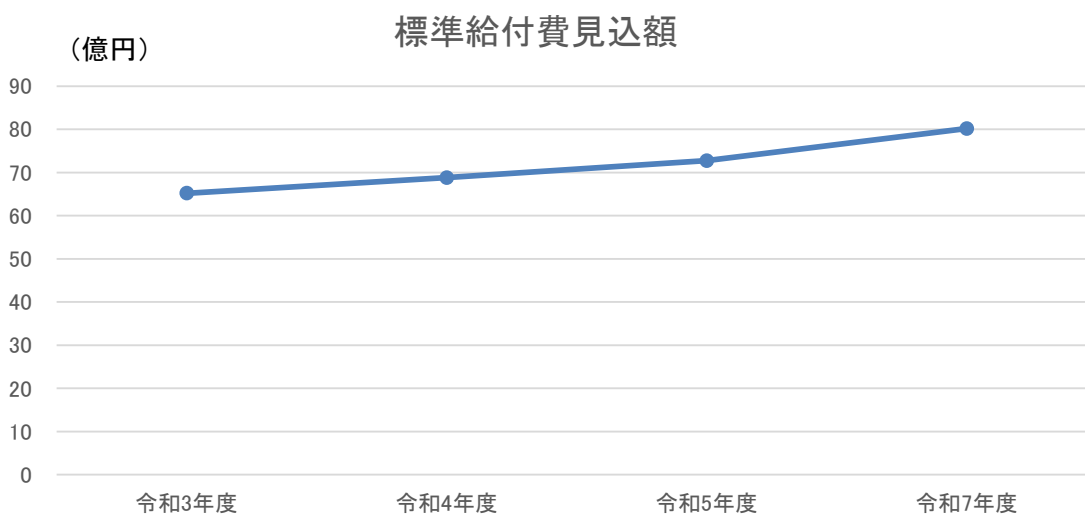
| (円) | | | | | |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和22年度 |
| 介護給付費 | 5,846,288,000 | 6,176,600,000 | 6,529,802,000 | 7,193,133,000 | 13,654,260,000 |
| 在宅サービス | 2,904,766,000 | 3,130,849,000 | 3,385,239,000 | 3,785,475,000 | 6,718,131,000 |
| 地域密着型サービス | 1,068,422,000 | 1,151,185,000 | 1,229,114,000 | 1,271,551,000 | 2,369,926,000 |
| 施設サービス | 1,596,487,000 | 1,597,373,000 | 1,597,373,000 | 1,773,041,000 | 3,928,988,000 |
| 居宅介護支援 | 276,613,000 | 297,193,000 | 318,076,000 | 363,066,000 | 637,215,000 |
| 予防給付費 | 306,702,000 | 335,911,000 | 355,231,000 | 390,290,000 | 638,699,000 |
| 在宅サービス | 262,430,000 | 288,296,000 | 305,085,000 | 333,758,000 | 547,270,000 |
| 地域密着型サービス | 6,012,000 | 7,216,000 | 7,216,000 | 8,417,000 | 12,625,000 |
| 施設サービス | | | | | |
| 居宅介護支援 | 38,260,000 | 40,399,000 | 42,930,000 | 48,115,000 | 78,804,000 |
| 総給付費 | 6,152,990,000 | 6,512,511,000 | 6,885,033,000 | 7,583,423,000 | 14,292,959,000 |
| 在宅サービス | 3,167,196,000 | 3,419,145,000 | 3,690,324,000 | 4,119,233,000 | 7,265,401,000 |
| 居住系サービス | 1,074,434,000 | 1,158,401,000 | 1,236,330,000 | 1,279,968,000 | 2,382,551,000 |
| 施設サービス | 1,596,487,000 | 1,597,373,000 | 1,597,373,000 | 1,773,041,000 | 3,928,988,000 |
| 居宅介護支援 | 314,873,000 | 337,592,000 | 361,006,000 | 411,181,000 | 716,019,000 |



第4節 標準給付費

総給付費に他の介護保険給付にかかる費用を加えた標準給付費は、第8期計画期間中では206.8億円が見込まれます。

| | (円) | | | | |
|----------------------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 合計 | 第8期 | | | 令和7年度 |
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 標準給付費見込額 | 20,680,317,602 | 6,521,115,680 | 6,882,755,902 | 7,276,446,020 | 8,018,223,880 |
| 総給付費 | 19,550,534,000 | 6,152,990,000 | 6,512,511,000 | 6,885,033,000 | 7,583,423,000 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後） | 397,527,493 | 134,407,082 | 127,904,608 | 135,215,803 | 152,448,993 |
| 高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後） | 623,006,109 | 199,308,598 | 205,960,294 | 217,737,217 | 239,792,504 |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額 | 90,700,000 | 28,570,000 | 30,200,000 | 31,930,000 | 35,187,083 |
| 算定対象審査支払手数料 | 18,550,000 | 5,840,000 | 6,180,000 | 6,530,000 | 7,372,300 |

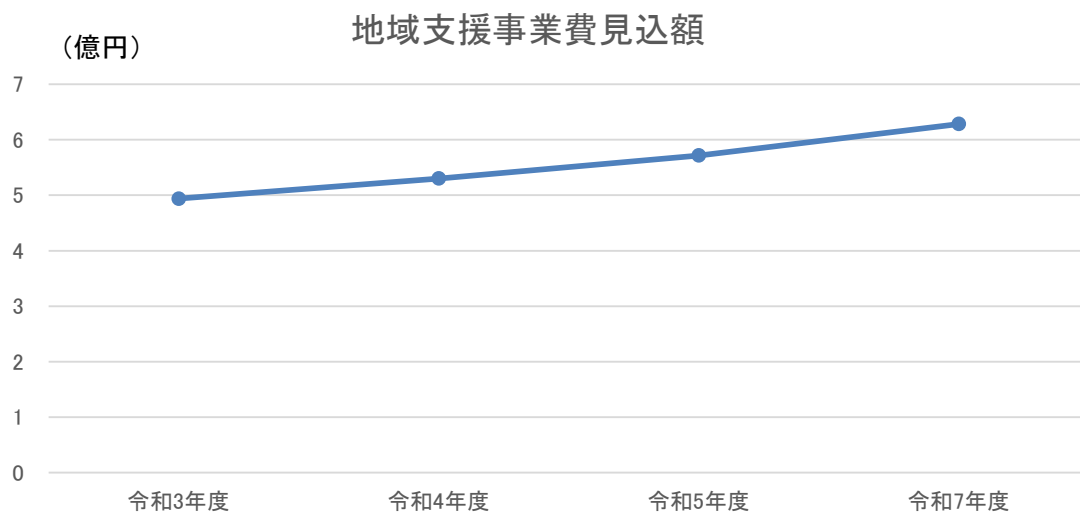


第5節 地域支援事業費等の見込み

1 地域支援事業費等

地域支援事業費については、第8期計画期間中では16.0億円が見込まれます。

| | 第8期 | | | | | 令和7年度 |
|-------------------------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|
| | 合計 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 地域支援事業費 | 1,595,568,000 | 493,730,000 | 530,127,000 | 571,711,000 | 628,494,165 | |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 1,053,869,000 | 330,040,000 | 358,724,000 | 365,105,000 | 390,323,434 | |
| 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費 | 438,777,000 | 141,640,000 | 146,927,000 | 150,210,000 | 181,294,731 | |
| 包括的支援事業(社会保障充実分) | 102,922,000 | 22,050,000 | 24,476,000 | 56,396,000 | 56,876,000 | |



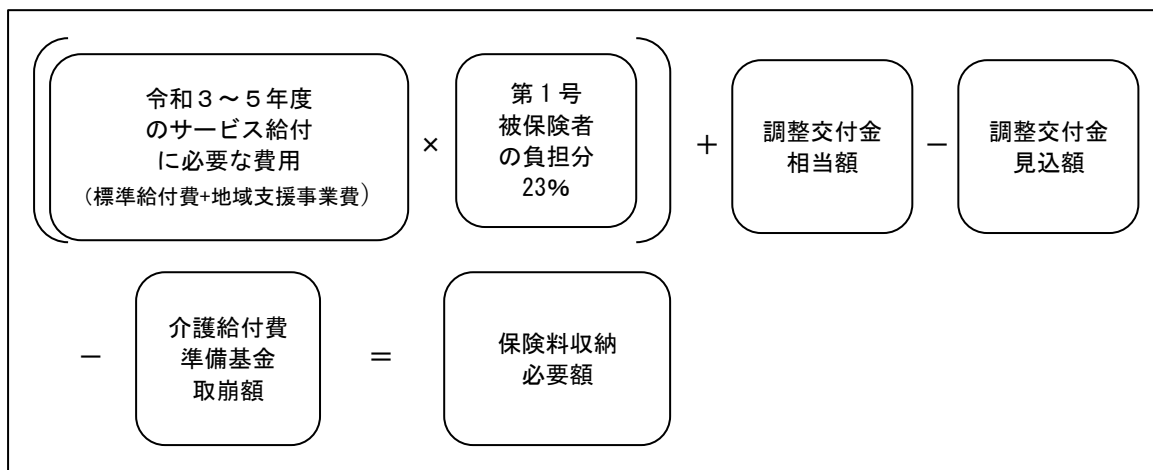
第6節 介護保険料の設定

1 第1号被保険者の介護保険料

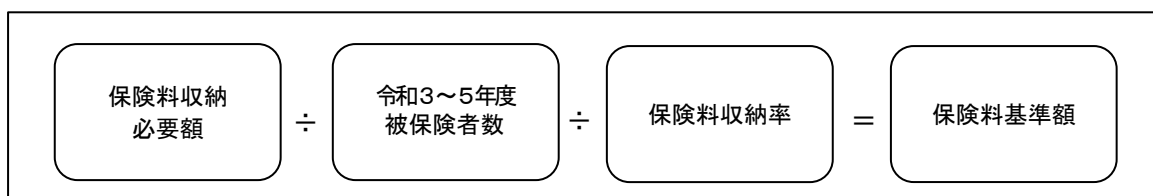
(1) 第1号被保険者保険料の考え方

保険料の基準額は、標準給付費と地域支援事業費のうち、第1号被保険者が負担する割合に応じて決定します。また、給付費に対する第1号被保険者の保険料負担割合は、第7期と同様 23%です。

保険料収納必要額は、次の方法で算出します。



また、保険料基準額は、次の方法で算出します。



上記の方法により算出した保険料収納必要額61.1億円を令和3～5年度の3年間の被保険者数103,175人で除し、さらに保険料収納率98.5%で除することにより、第8期介護保険料基準額は59,760円（月額4,980円）になりました。

なお、第8期介護保険料基準額については、社会情勢を鑑み据え置くこととしておりますが、将来推計（見える化システム）では、令和22年度の介護保険料基準額は、7,647円となっています。今後、高齢者数の増加や介護予防の効果による重度化抑止などの影響も踏まえ、介護保険料基準額も増額・減額していくことが予測されます。

| 段 階 | | 第8期計画 | |
|-----------------|--|---------------|-----------|
| | | 基準額に 対する割合 | 年間保険料 |
| 第 1 段階 | 生活保護の受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が 市民税非課税の方、及び世帯全員が市民税非課税で、本人の 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が 80 万円以 下の方 | 0.3 | 17,930 円 |
| 第 2 段階 | 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と 公的年金等収入額の合計が 80 万円を超え、120 万円以下 の方 | 0.4 | 23,910 円 |
| 第 3 段階 | 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と 公的年金等収入額の合計が 120 万円超の方 | 0.65 | 38,850 円 |
| 第 4 段階 | 世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非 課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等収入額の 合計が 80 万円以下の方 | 0.90 | 53,790 円 |
| 第 5 段階 (基準額) | 世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非 課税で、第 4 段階に当てはまらない方 | 1.00 | 59,760 円 |
| 第 6 段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円未満 の方 | 1.15 | 68,730 円 |
| 第 7 段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の方 | 1.25 | 74,700 円 |
| 第 8 段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方 | 1.50 | 89,640 円 |
| 第 9 段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の方 | 1.60 | 95,620 円 |
| 第 10 段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満の方 | 1.70 | 101,600 円 |
| 第 11 段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 500 万円以上 600 万円未満の方 | 1.75 | 104,580 円 |
| 第 12 段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 600 万円以上 700 万円未満の方 | 1.80 | 107,570 円 |
| 第 13 段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 700 万円以上 1,000 万円未満の方 | 2.10 | 125,500 円 |
| 第 14 段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以 上の方 | 2.20 | 131,480 円 |

第 3 部 資料編

1 浦安市介護保険運営協議会

(1) 浦安市介護保険条例（抜粋）

平成 12 年 3 月 27 日 条例第 3 号

（介護保険運営協議会）

第 12 条 次条に規定する事項を調査審議するため、浦安市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の所掌事務）

第 13 条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 介護保険事業の運営に関する重要事項
- (2) 老人保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画等」という。）の策定及び変更に関する事項
- (3) 介護保険事業計画等に関する施策の実施状況の調査

2 協議会は、前項各号に規定する事項の調査審議のほか、介護保険制度に関する重要事項について市長に建議することができる。

（協議会の組織）

第 14 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 被保険者の代表者
- (5) 費用負担関係者
- (6) 介護サービス事業者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員の欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任を妨げない。

5 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

（平 18 条例 36・平 29 条例 27・一部改正）

（規則への委任）

第 15 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(2) 委員名簿

| 氏名 | 所属団体名等 | 摘要 |
|------------|------------------|-------------|
| 工藤 綾子 | 順天堂大学 | 会長 |
| 佐藤 みつ子 | 了徳寺大学 | 令和2年8月～ |
| 高木 一郎 | 浦安市医師会 | ～令和2年7月 |
| 上田 建 | | 副会長 令和2年8月～ |
| 岡崎 雄一郎 | 浦安市歯科医師会 | |
| 井村 勸 | 浦安市薬剤師会 | ～令和2年7月 |
| 高橋 秀人 | | 令和2年8月～ |
| 豊後 喜一郎 | 千葉県柔道整復師会市川・浦安支部 | ～令和2年7月 |
| 蔵留 和久 | | 令和2年8月～ |
| 笠井 和枝 | 浦安市社会福祉協議会 | |
| 相原 勇二 | 浦安市老人クラブ連合会 | |
| 粉川 英夫 | 浦安市ボランティア連絡協議会 | ～令和2年7月 |
| 針木 潔 | | 令和2年8月～ |
| 牟田 雅子 | 浦安市民生委員児童委員協議会 | |
| 宮部 康子 | 公募委員 | ～令和2年7月 |
| 中村 佐太治 | | 令和2年8月～ |
| 伏見 剛 | 公募委員 | |
| 松崎 喜一郎 | 公募委員 | ～令和2年7月 |
| 坂井 潔 | | 令和2年8月～ |
| 原口 靖弘 | オリエンタルランド健康保険組合 | ～令和2年7月 |
| 高橋 宗弘 | | 令和2年8月～ |
| ガスツァ スランデル | 浦安市介護事業者協議会 | |

2 浦安市介護保険条例施行規則（抜粋）

平成 12 年 3 月 31 日

規則第 26 号

（協議会の会長及び副会長）

第 21 条 浦安市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 22 条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（参考意見等の聴取）

第 23 条 協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

（委任）

第 24 条 この規則に定めるもののほか、協議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

3 浦安市高齢者保健福祉計画及び浦安市介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市高齢者保健福祉計画（以下「高齢者計画」という。）の見直しとともに、第8期介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画」という。）を円滑に策定するため、浦安市高齢者保健福祉計画及び浦安市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高齢者計画の見直し及び介護保険事業計画の原案作成に係る重要事項の審議に関すること。
- (2) 高齢者計画の見直し及び介護保険事業計画の原案作成に係る関係部課との総合調整に関すること。
- (3) その他計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、福祉部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(部会)

第4条 委員会の円滑な運営を図るため、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会の構成及び運営は、別に定める。

(職務権限)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、福祉部次長の職にある者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出を求め、又は委員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部高齢者包括支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(浦安市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会設置要綱の廃止)

2 浦安市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会設置要綱
(平成29年4月1日施行)は、廃止する。

別表(第3条第3項)

| |
|-------------------|
| 総務部危機管理課長 |
| 企画部企画政策課長 |
| 財務部財政課長 |
| 市民経済部地域振興課長 |
| 市民経済部市民参加推進課長 |
| 市民経済部市民安全課長 |
| 市民経済部商工観光課長 |
| 福祉部次長 |
| 福祉部社会福祉課長 |
| 福祉部障がい福祉課長 |
| 福祉部障がい事業課長 |
| 福祉部高齢者福祉課長 |
| 福祉部高齢者包括支援課長 |
| 福祉部介護保険課長 |
| 福祉部中央地域包括支援センター所長 |
| 健康こども部健康増進課長 |
| 健康こども部国保年金課長 |
| 都市政策部都市計画課長 |
| 都市政策部住宅課長 |
| 消防本部警防課長 |
| 生涯学習部生涯学習課長 |
| 生涯学習部市民スポーツ課長 |

4 策定経緯

| 開催日 | 内 容 |
|------------|----------------|
| 令和2年6月15日 | 第1回介護保険運営協議会 |
| 令和2年7月16日 | 第1回計画策定委員会部会 |
| 令和2年8月17日 | 第1回計画策定委員会 |
| 令和2年8月21日 | 第2回介護保険運営協議会 |
| 令和2年10月14日 | 第2回計画策定委員会部会 |
| 令和2年11月10日 | 第2回計画策定委員会 |
| 令和2年11月12日 | 第3回介護保険運営協議会 |
| 令和2年12月20日 | パブリックコメント開始 |
| 令和3年1月15日 | 地域包括ケア評価会議 |
| 令和3年2月1日 | 第4回介護保険運営協議会書面 |
| 令和3年3月17日 | 第3回計画策定委員会書面 |

**浦安市高齢者保健福祉計画及び
第8期浦安市介護保険事業計画**

発行年：令和3年3月

発行：浦安市

〒279-8501

浦安市猫実一丁目1番1号

担当課：高齢者包括支援課 047-381-9028

介護保険課 047-712-6406

URL：<http://www.city.urayasu.lg.jp/>